

令和4年第4回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和4年12月1日 開会

}

令和4年12月15日 閉会

吉田町議会

## 令和4年第4回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 0
○議案第59号～議案第72号の一括上程、説明	1 1
○報告第11号の報告	3 0
○散会の宣告	3 1

### 第 2 号 (12月8日)

○開議の宣告	3 2
○議事日程の報告	3 2
○議案第70号の質疑	3 2
○議案第71号の質疑	3 6
○議案第72号の質疑	3 6
○散会の宣告	4 5

### 第 3 号 (12月12日)

○開議の宣告	4 6
○議事日程の報告	4 6
○一般質問	4 6
中 田 博 之	4 6
平 野 積	5 7
楠 元 由美子	7 2
山 内 均	8 6
蒔 田 昌 代	1 0 0
○散会の宣告	1 1 1

### 第 4 号 (12月15日)

○開議の宣告	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○議案第70号の討論、採決	1 1 3
○議案第71号の討論、採決	1 1 3
○議案第72号の討論、採決	1 1 4
○議案第59号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第60号の質疑、討論、採決	1 1 7

○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議員派遣について	1 3 1
○議会閉会中の継続調査について	1 3 2
○町長挨拶	1 3 2
○議長挨拶	1 3 2
○閉会の宣告	1 3 3

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

いつものことでございますけども、議員の皆様の元気なお声に接し、うれしく思います。本定例会、どうぞよろしく申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、7番、三輪美由紀君、8番、山内 均君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間といたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月14日水曜日、令和4年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、1、令和3年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、令和3年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、令和5年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、4、令和5年度県の施策・予算に対する要望・提言事項等について、それぞれの審議を行い、いずれも承認されました。

また、協議事項では、1、役員の選任に関する申合せ事項の変更、2、令和4年度特別表彰、3、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦、4、静岡県地方税滞納整理機構議会議員候補者の推薦、5、静岡県地方議会議長連絡協議会令和5年度以降の会費等について、それぞれ協議をいたしました。

10月18日火曜日、令和4年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、令和4年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から15人の議員が表彰され、そのうち、当町からは八木 栄議員が特別表彰、山内 均議員及び増田剛士議員が一般表彰の栄誉を受けられました。改めまして、衷心よりお祝い申し上げます。

表彰の後、令和5年度県の施策・予算に対する要望・提言書が杉山会長から出野副知事に手渡され、総会を終了いたしました。

なお、例年この時期に開催されておりました志太榛原5市2町議会議長連絡協議会、議員研修会、静岡県地方議会議長連絡協議会は開催が見送られ、全国町村議会議長会・町村議会議長全国大会及び静岡県町村議会議長会県外調査は他の行事予定と重なったため、欠席をいたしました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。  
続いて、町長行政報告を行います。  
お聞き取りのほどお願いいたします。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第4回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等につきまして御報告申し上げます。

コロナ禍で迎える3度目の冬が到来し、本年も残すところあと一月となりました。

一旦は落ち着きを見せていました新型コロナウイルスの感染者数は、11月に入ってから全国的に再び増加傾向が続き、県内では、11月23日におよそ2か月ぶりに3,000人を超える感染者が確認されております。このような状況の中、11月22日に国内では初めてとなる国産の新型コロナウイルス治療薬の使用が緊急承認されました。この治療薬は軽症者も服用できる飲み薬で、症状改善までの期間を短縮する効果があると言われており、当初の予定を前倒しし、11月28日から本格的に医療機関への供給が開始されております。重症化を防ぐ有効なコロナ対策の一つとして、アフターコロナに向かう兆しと期待をしているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまで開催が見送られてまいりました小山城まつりが11月3日、3年ぶりに開催され、小山城周辺は大勢の人でにぎわいました。会場では、町の魅力を発信しようとする地元農家の皆様が吉田田んぼで取れたお米と、大井川の伏流水で作った吉田ライスラガーの試飲をはじめ、町と交流のある福岡県八女市のクラフトビールの販売、町内を中心とした事業者や団体などが出店するテントがずらりと軒を連ね、訪れた人たちが、お目当てのものを買い求めたり、お互いに会話を楽しんだりしながらコロナ禍の中で鬱屈した気持ちを晴らすようにたくさんの笑顔があふれておりました。

私は終日、会場でその様子を拝見し、やはり人々は「にぎわい」や「触れ合い」を求めているのだと思うとともに、コロナ禍を経験し、その価値が何より代え難いものであるということに改めて実感をいたしました。コロナ禍を経て多少なりとも変化する部分はあったとしても、コロナ以前の当たり前だった風景が確実にそこにあり、コロナ禍における一助の光を見いだした気がいたしました。

また、11月9日には吉田町表彰授与式を挙行し、これまでの長きにわたりそれぞれの分野で町の発展のために御尽力いただいた20名の方々に表彰状や感謝状、記念品を贈り、感謝の意をお伝えしたところでございます。本年度の受賞者の中には、3年前に男子400メートルリレーにおいて日本中学記録を塗り替え、全国を制覇した吉田中学校陸上競技部のメンバーで、令和4年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会において、再び日本一に輝いた2人の高校生に表彰状を授与いたしました。そして、先月、彼らが袋井市のエコパスタジアムで開かれた第13回エコパトラックゲームズにおいて、男子400メートルリレーで、「39秒34」の日本高校新記録を樹立したといううれしいニュースが飛び込んできた際には、全身に鳥肌が立ち、感動を覚えた次第でございます。県外の高校に通う2人ではございますが、この町で育った若者がこうした歴史に残る偉業を成し遂げたということは、私も町民の一人として大変誇らしく、町民の皆様に夢や希望を与えてくれる明るい話題として触れさせていただきました。

また、明後日の12月3日には、第23回しずおか市町対抗駅伝競走大会が静岡市内で開かれ

ます。昨年、町の部において悲願の初優勝に輝いた吉田町チームは、2連覇とチーム記録である2時間17分26秒の更新を目標に掲げ、小学4年生から大人までの総勢56人が6月から練習に励んでまいりました。当日は選手一人一人がそれぞれの役割を果たすとともに、全力で駿河路を駆け抜け、大きな目標を成し遂げてくれることを期待しているところでございます。こうした町民の皆様の活躍は、町を沸かせ、町を元気にする原動力となるものでございます。町といたしましては、今後もより多くの皆様が活躍できる土壌を町民の皆様と一緒に築いていくとともに、この町がさらに魅力ある町へと躍進できますよう、明るい未来に向かって様々な施策を展開してまいります。

それでは、令和4年度に入り、8か月が経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港におけるレベル2の津波対策について御報告申し上げます。吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、胸壁や陸閘などの海岸保全施設と多目的広場などの漁港施設との多重防護により1,000年に一度の大津波に対応するための整備を進めております。多目的広場上部に防潮堤と広場をつなぐ通路の整備や災害時に防災ヘリポートの機能を有するスペースに芝生を植生する工事については、本年度中に完成する見込みでございます。また、昨年度に引き続き、漁港内における漁船の航路の開口幅がどの程度であれば既存の陸閘や胸壁などにより漁港背後地を守ることができるかを把握するための津波シミュレーション業務を実施しているところでございます。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

坂口谷川流域の治水対策につきましては、坂口谷川水災害対策プランに基づき、宮裏川の浸水対策として、合流部に設置している3号ポンプの増強のための測量設計業務を進めているところでございます。湯日川流域の治水対策につきましては、9月の台風15号において、この流域内で家屋の床下浸水や道路の陥没、約20か所の路線で道路冠水が発生するなど多数の被害が発生いたしました。今回の浸水被害により、流域の浸水被害軽減を喫緊の課題として改めて捉え、対策の検討を進めているところでございます。現在は、過去に発生しました内水被害の調査や流域の状況調査、河川や水路の測量などの基礎調査をおおむね年内に完了し、年明けからは、内水処理方式や手法を具体的に検討するとともに、治水対策計画を早期に策定し、より一層の治水対策の強化を図ってまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用し、令和3年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、出水期明けの11月に現場工事に着手しており、本年度末までに約70メートルの区間の護岸整備を完了する予定でございます。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

「吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、本年度、2回目となります吉田町子供の移動経路交通安全推進会議を10月に開催し、危険箇所の対策について検討いたしました。子供たちをはじめ町民の皆様が安心して道路を利用することができるよう、順次、区画線の引き直しや転落防止柵の更新などの交通安全対策を進めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクトTOUKAI-0事業についてでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、これまでに旧耐震基準で建築さ

れた住宅の311戸を訪問し、県や静岡県建築士会の協力をいただきながら、リーフレットなどを用いて耐震化や補助制度について説明してまいりました。さらに、対象家屋の所有者に郵送したダイレクトメールに対しましては119通の返信があり、11月28日時点で、無料耐震診断に40件の申込みをいただいております。木造住宅の耐震補強事業に6件、ブロック塀等撤去事業に11件の申請をいただいております。今後も引き続き、広報よしだや町ホームページなどを活用し、補助制度を周知するとともに、戸別訪問等を通して耐震化を呼びかけることにより、ブロック塀等撤去を含めた耐震化促進事業の実施につなげ、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、総合防災訓練についてでございます。

本年度の総合防災訓練は、静岡県と島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の共催により、9月4日に大規模地震の発生を想定して実施され、町内の11会場と各自主防災会がそれぞれ計画した会場において、約8,500人が参加いたしました。

メイン会場となる吉田中学校においては、消防署や警察などの協力の下、倒壊家屋や多重事故からの救助救出、道路啓開訓練を行うとともに、初期消火や煙ハウスによる煙中避難、体育館での救護所開設運営、救助資機材の取扱い訓練などを実施いたしました。また、中央小学校では、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設運営や物資の受入れ、県防災アプリを利用する訓練を行い、吉田漁港では、海上自衛隊や海上保安庁と連携した船による物資の輸送訓練を、川尻防潮堤多目的広場と河川防災ステーションではヘリコプターの離着陸誘導訓練を、吉田町防災公園では自衛隊の救助資機材や防災関係車両などの展示訓練などを行い、自主防災会をはじめ多くの町民の皆様に参加していただきました。

また、今回の訓練では、災害時協力支援体制の強化を図ることを目的に、県や関係団体、町内企業などと連携し、12件の災害協定の活用と検証を行うこともできました。12月4日に実施される地域防災訓練においては、総合防災訓練の内容を踏まえ、初期消火訓練や県防災アプリを活用した訓練などが各自主防災会において計画をされておりますので、町といたしましては、それぞれ地域の実情に応じた訓練が実施できるように協力し、地域防災力の向上に努めてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種について御報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、引き続き、吉田町総合体育館での集団接種を核とし、町内クリニック等における個別接種などで補完する形で接種体制を確保しているところでございます。9月26日からは12歳以上へのオミクロン株対応のワクチン接種を、9月30日からは5歳から11歳までの小児への3回目接種を、11月5日からは生後6か月から4歳までの乳幼児への初回接種を開始し、特にオミクロン株対応のワクチン接種につきましては、国の要請に基づき、年内に希望される全員に対して接種する体制を確保しております。

冬が深まるにつれ、気温の低下とともに新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が危惧されておりますので、様々な年代の皆様が新型コロナウイルスワクチンの接種を検討していただく際に必要な情報を町ホームページなどを通じて適時適切にお伝えするとともに、これまでと同様に安全で円滑に接種できる体制の維持に努めてまいります。

次に、吉田町子育て世帯特別給付金支給事業についてでございます。

国の地方創生臨時交付金を活用して実施する吉田町子育て世帯特別給付金支給事業につき

ましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰などにより窮する子育て世帯が日常生活を維持するための一助となりますよう、所得に関係なく町内に住所を有する中学3年生までの児童がいる全世帯に、町独自で児童1人当たり3万円を支給するものでございます。申請が不要なプッシュ型で支給することができる児童手当対象者の2,029人に対しては、11月にお知らせ通知を発送し、12月23日に指定口座に振り込むことができるよう事務を進めているところでございます。また、受給に申請が必要な対象者にも、同じく11月にお知らせ通知を発送し、申請内容を審査した後、随時、指定の口座に振り込む予定でございます。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてでございます。

電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、特に影響が大きい低所得世帯を緊急的に支援するため、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯などに対し、1世帯5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業を実施しております。この事業は、9月30日を基準日として、給付の対象となる1,336世帯へ11月に確認書を発送するとともに、本年1月以降に予期せず家計が急変し、収入が減少したことで住民税非課税相当とみなされる家計急変世帯からの申請を受け付けているところでございます。この給付金につきましては、対象となる皆様が一日でも早く受給することができ、日常生活を維持するための一助となりますよう、引き続き迅速に事務を進めてまいります。

次に、第4期吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてでございます。

地域における社会福祉を推進するため、平成29年度に策定しました第3期吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間が本年度をもって終了しますことから、これまでに吉田町地域福祉推進委員会を2回開催し、昨年度に実施しました基礎調査の結果を踏まえながら現計画の基本方針や理念、目標、課題などについて整理するなど、今後の具体的な施策について検討を重ねているところでございます。今後も推進委員会の皆様からご意見をいただきながら、本年度末までに第4期吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、吉田町社会福祉協議会と連携を図り、子供から高齢者、障害者など誰もが地域で支え合う地域づくりを目指して様々な施策に取り組んでまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興事業費補助金について御報告申し上げます。

長引く新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰により深刻な経済的影響を受けております町内の小規模事業者や家庭を支援するため、吉田町商工会が実施しております第5弾プレミアム付商品券発行事業に対し、商工業振興事業費補助金の交付による事業支援を行っております。

この第5弾プレミアム付商品券発行事業は、第4弾を大幅に上回る発行総額2億1,000万円の事業規模となるもので、前回と同様に町内の全世帯に購入の機会を提供するため、町から事前に購入引換券を郵送して先行販売を2回実施した後、11月19日の町内在住者・在勤者を対象とした一般販売において完売したところでございます。商品券は来年2月28日を使用期限としており、町といたしましては、これまでと同様に、このプレミアム付商品券発行事業により町内における消費の拡大が図られ、町内事業者の事業継続や町民の皆様の生活支援につながることを期待しております。

次に、水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施しております港内泊地しゅんせつ工事につきまし

ては、漁船が安全に航行できるよう漁港内に堆積した土砂をしゅんせつするもので、来年3月中旬の完成を目指して、現場施工に着手したところでございます。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、町内道路整備事業について御報告申し上げます。

中央幹線整備事業につきましては、測量業務がおおむね完了し、現在は設計業務を進めているところでございます。また、用地調査業務につきましては、物件移転の補償に向けた算定を進めているところでございます。

大幡川幹線道路整備事業につきましては、本年度発注しました道路線形検討業務において、現在、地元関係者などと意見交換を重ねており、合意に向けた道路線形の微調整を進めているところでございます。本年度末までに地元の皆様の合意が得られるよう、引き続き関係者との意見交換を重ねてまいります。

三軒屋西の宮線道路整備事業につきましては、本年度発注しました測量設計業務について既に測量業務が完了し、現在は設計業務を進めているところでございます。今後も引き続き、地権者の皆様の協力をいただきながら、用地の取得に向けて準備を進めてまいります。

下片岡山通り線道路整備事業につきましては、片岡橋の右岸につながる延長約70メートルの歩道改良工事について、来年1月から現場施工に着手できるよう地元関係者や関係機関などと調整を進めているところでございます。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

橋梁の適切な維持管理のため、町では、国の補助を受けながら長寿命化計画に基づく橋梁点検を実施し、順次、補修設計及び工事を実施しております。片岡地区の愛宕歩道橋と川尻地区の大幡川幹線排水路第2号橋梁の補修工事につきましては、9月末に契約を締結し、現在、塗装の塗り替えやひび割れの補修などを進めており、本年度末までに補修が完了する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」の主な事業について御報告申し上げます。

ICT環境の充実として進めております町内小・中学校の体育館におけるWi-Fi環境の整備につきましては、工事の実施に必要な設計業務委託が完了し、この設計を基に10月25日に工事契約を締結し、現在、現場施工を進めているところでございます。本年度末までに工事を完了させ、町内全小・中学校の体育館にWi-Fiを完備することにより災害時避難所としての環境を整備するとともに、日常の学校教育活動においても活用していく予定でございます。

また、教職員の研修体制の充実につきましては、教職員の資質や能力向上のため、町内の全教職員を対象とした研修会を町教育委員会で実施しており、10月に中央小学校で、11月には吉田中学校で公開授業研修が開催されました。この研修会では、全クラスの授業が公開され、町内の各学校の先生方が参観するとともに、信州大学の佐藤和紀准教授から授業力向上を図るための指導をいただきました。佐藤准教授をお招きして開催する研修会は、住吉小学校を会場に来年1月にも開催する予定で準備を進めております。

次に、中学校における部活動の地域移行についてでございます。

6月にスポーツ庁から運動部活動の、8月には文化庁から文化部活動の地域移行に関する

検討会議提言がそれぞれ出され、令和7年度末をめどに、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする改革の方向性が示されました。

11月14日に開催しました吉田町総合教育会議では、この部活動の地域移行についてを議題として取り上げ、児童・生徒や保護者、教職員に対して教育委員会が実施した部活動の地域移行に係る意識調査の内容について、教育委員の皆様と情報を共有し、今後の方向性などについて議論をしたところでございます。会議の中では、来年度からの3年間を部活動の地域移行に向けた改革集中期間として学校教育課と生涯学習課が連携し協議会を立ち上げることを確認し、今後、部活動の地域移行について協議していくこととしております。

町教育委員会では、進行する少子化の中でも、地域の実情などに応じながら将来にわたり継続して子供たちがスポーツや文化芸術に親しむことができる機会を確保するとともに、学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、配水池から応急給水拠点となる避難所までの配水本管の布設替えのための測量設計業務を実施しているところでございます。

そのほか、川尻配水系の水道施設整備につきましては、基礎検討業務が完了しましたので、今後は、この検討資料に基づき、工事に向けた詳細な設計を進めていく予定でございます。また、老朽管の布設替え等工事につきましては、本年度予定している全ての工事について発注を終え、来年3月の完成に向けて工事を進めている状況でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、事業を進めております。

管渠整備につきましては、債務負担行為を活用し、昨年度末に発注しました川尻南部污水幹線における3件の工事を完了しており、現在は、本年度に発注しました川尻南部污水幹線工事とマンホールポンプ場電気設備更新工事、枝線工事を年度内の完成に向けて進めております。また、本年度も施工時期の平準化を進めるため、管渠整備に係る債務負担行為を設定するための補正予算を本議会定例会に上程させていただいております。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく電気設備更新工事と建築附帯設備更新工事や地震対策として設置する自家発電機設備に係る建築附帯設備工事の発注を終え、ストックマネジメント計画に基づく土木施設更新工事、自家発電機設備に係る電気設備工事につきましては発注に向けて準備を進めているところでございます。

そのほか、人口減少や節水型社会の進展による水需要の低減に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築や更新費用の増加など経営環境が厳しくなる中、町の下水道経営の基盤を計画的に強化することや、財政マネジメントの向上を目的に策定しました公共下水道事業経営戦略に基づき下水道使用料を改定するため、これまでに下水道料金等審議会を4回開催し、使用料の改定率や体系について協議を重ねております。また、11月25日には、総務省の経営財務マネジメント強化事業アドバイザーであり、吉田町公共下水道経営戦略審議会など町の公共下水道事業経営の健全化に向けた3つの審議会・委員会において会長を務めていただいております遠藤誠作氏を講師としてお招きし、町政懇談会を開催したところござい

ます。町の下水道事業を将来にわたって持続していくため、今後も引き続き下水道経営の効率化と健全化に取り組んでまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税推進事業についてご報告申し上げます。

町では、平成28年度からふるさと納税推進事業をスタートし、昨年度までの6年間で約38億7,000万円の寄附をいただいております。その寄附に対し、様々な返礼品を贈ることにより町の産業や特産品などのPRに努めております。7年目を迎える本年度は、10月末時点において4億2,235万7,000円と、昨年同時期の3億8,197万6,000円を上回る寄附をいただいている状況でございます。寄附額が増加している要因としましては、ふるさと納税をスタートして以来、事業者の皆様へ継続して返礼品の充実に取り組んでいただいているほか、返礼品の魅力が寄附者の皆様へ伝わるよう、ふるさと納税サイトに掲載する写真の見直しなどに取り組んでいただいている効果の表れであると考えております。

また、4月から「ふるなび」、7月からは「a u P A Y」、さらに、9月からは「J R 東日本」のふるさと納税サイトへの掲載をスタートさせ、合計で9つのサイトを利用して、これまで以上に多くの方々に向けて町特産品のPRを図っているところでございます。これから年末に向かって、寄附の申込みが最も多くなることが予想されますので、事業者の皆様とさらなる連携を図りながら、寄附の受付や返礼品の発送などの業務を滞りなく進められるよう努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの取得促進に係る取組についてでございます。

マイナンバーカードの申請につきましては、マイナポイントの申込み期限の延長や、健康保険証とマイナンバーカードを一本化するなどの国の動きが報じられ、新規申請者が増加している状況でございます。このような中、平日1日に対応できる枚数が限られますことや、平日の昼間に受け取りに来ることができないの方々のための緊急措置としまして、10月22日と29日、11月26日の土曜日にカードの交付を実施したところでございます。その結果、3日間で合わせて約1,300人に交付をすることができ、11月28日時点で54%まで交付率を引き上げることができました。このカードの交付申請は今後もさらなる増加が予測されますことから、引き続き、毎週水曜日の窓口延長や土曜日に交付を実施するなどして、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

最後に、第6次吉田町総合計画の策定についてでございます。

町政運営において令和6年度からの方向性を示す第6次吉田町総合計画の策定につきましては、町内に在住、通勤、通学している皆様へ今後のまちづくりの方向性などについて御意見を伺うため、11月12日と19日の2日にわたり「吉田町まちづくりタウンミーティング」を各地区において開催いたしました。この2日間で約70人の皆様に御参加いただき、貴重な御意見を伺うことができました。

このほかにも、より多くの町民の皆様の声を生かすため、この町の住みやすさや町の施策に対する満足度などを把握するための「まちづくりに関する住民意識調査」や、町内在住の高校生が今後の町づくりについて話し合う「高校生まちづくりミーティング」、町内で活動する各種団体から意見を聴取する「団体ヒアリング」などを実施し、皆様からいただいた御意見や御提案を踏まえながら、第6次吉田町総合計画の策定を進めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、町では、目下、令

和5年度の当初予算編成を進めているところでございます。長引くコロナ禍の影響や物価高騰などにより景気は低迷し、町税等の歳入が非常に不透明な状況にありますことから、財政運営はさらに厳しいものになることが予想されます。このような状況におきましても、歳入の確保をより一層推進するとともに、限られた財源を最大限に活用しながら、当町がさらに豊かで勢いがあり心を魅了する町へと躍進できますよう、引き続き、全力で町政運営に取り組む所存でございます。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） 町長、ご苦労さまでした。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

産業建設常任委員会は、議会閉会中に委員会を2回開催いたしました。

令和4年10月19日水曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前8時57分から午前11時15分まで、委員6人、番外1人、事務局2人、当局2人で開催いたしました。

協議事項1、所管事務調査について。環境保全事業における安全対策について、草刈り作業現場の視察を行いました。

①プラント倉庫にて草刈り道具の保管場所を調査しました。

②大幡川（はなぞの橋から東河原橋）作業員による防護ネットを使用した草刈り作業を調査しました。

③吉田公園西側町有地にて、エンジン式ラジコン草刈り機による草刈り作業の調査を行いました。

以上の現地調査を終え、役場に戻り、担当課との質疑応答、意見交換を行い、委員会を終了いたしました。

令和4年11月16日水曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前8時55分から午前9時52分、委員6人、番外1人、事務局2人。

協議事項は、所管事務調査について。前回の委員会で出た草刈り現場の視察後のまとめについて協議をしました。近隣市町の状況を調査するため、質問事項を送付し、回答をもらうこととしました。質問事項については、①草刈りの作業は直営（その作業人数は）か、または委託か。

②直近の過去3年の事故件数は。

③草刈り作業時の安全対策は。

④どのような機械を使用しているか。

質問文書は正副委員長と事務局で作成後、各委員に確認し、議長へ提出する。

質問の送付先は、5市1町、森町、県、島田土木へとする。

質問事項を、12月上旬には送付し、12月末もしくは1月中旬までに回答をお願いする。

以上を決定し、委員会を終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第59号～議案第72号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続きまして、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第59号議案から、日程第18、第72号議案までの14議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について4件、条例の制定について7件、補正予算について3件の合計14件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第59号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与表の水準及び期末勤勉手当について、国家公務員の制度改正に準じた改正をするため改正をする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般職の職員の期末勤勉手当の改正に準じて、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改正する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特別職の国家公務員の期末勤勉手当の改正に準じて、議会議員の期末手当を改正する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、法改正に沿った所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、当該法律の施行に必要な事項を定める内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、吉田町個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

本議案は、第63号議案と同様に個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、吉田町個人情報保護審査会の設置について必要な事項を定める内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、吉田町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法第26条の2の規定に基づき、職員の修学部分休業制度に関し、必要な事項を定めた内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、吉田町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法第26条の3の規定及び地方公務員法の一部改正する法律による職員の定年引上げを踏まえ、職員の高齢者部分休業制度に関し、必要な事項を定めた条例の内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、吉田町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業制度に関し、必要な事項を定めた内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、吉田町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業制度に関し必要な事項を定める内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第69号議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法の改正に伴う定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等に関し、必要な事項を定めた内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億1,424万3,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億8,957万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の吉田町公共下水道事業会計予算に、債務負担行為の設定を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします14議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第59号議案から第61号議案まで及び第63号議案から第69号議案までにつきまして御説明申し上げます。

初めに、第59号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は1ページから9ページ、参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、人事院勧告に基づき改正された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が可決されたことを受けまして、本条例につきましても、国家公務員に準じた改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

今年度の人事院勧告の内容は、大学卒業の採用職員の初任給を3,000円、高校卒業の採用職員の初任給を4,000円引き上げるとともに、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸を平均会計率を0.3%引き上げ、また、特別給、いわゆるボーナスについては、勤勉手当の年間支給率、年間支給月数を0.1月分引き上げるというものでございます。

人事委員会を持たない当町においては、給料体系は基本的に国家公務員と同じものとしており、勤務条件についても、これまで人事院勧告に基づく国家公務員の制度改正と同様の改正を行ってきておりますことから、本条例改正につきましてもお認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正は第15条の8第2項第1号に規定されている一般職員の勤勉手当の支給率につきまして100分の95を、6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合は100分の105に改め、同項第2号に規定されている再任用職員の勤勉手当の支給率につきましては、100分の45を、6月に支給する場合は100分の45、12月に支給する場合は100分の50に改めるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されている行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間の初任給の格差を是正するため改正を行うものでございます。

参考資料の15ページを御覧ください。

第2条、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正は、第5条の8第2項第1号に規定されている一般職員の勤勉手当の支給率につきまして、6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合は100分の5を100分の100に改め、同項第2号に規定されている再任用職員

の勤勉手当の支給率については、6月に支給する場合は100分の45、12月に支給する場合は100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。

16ページを御覧ください。

第3条、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第7条第1項に規定する給料表について改正を行うものでございます。

また、第8条第2項に規定する支給率100分の162.5を6月に支給する場合は100分の162.5、12月に支給する場合は100分の167.5に改めるものでございます。

17ページを御覧ください。

第4条、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第8条第2項に規定する率、6月に支給する場合においては、100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を100分の165に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の条例は、令和4年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の給料条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第60号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書10ページ及び11ページ、参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、一般職の期末勤勉手当について年間支給月数を0.1月分引き上げることに準じて、特別職の期末手当につきましても、0.1月分引き上げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条は、第2条第2項中に規定されている期末手当の支給率につきまして100分の215を6月30日に支給する場合においては100分の215、12月10日に支給する場合においては100分の225に改めるものでございます。

第2条は、第2条第2項中の期末手当の支給率について、6月30日に支給する場合においては100分の215、12月10日に支給する場合においては100分の225を100分の220に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例は令和4年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第61号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書12ページ及び13ページ、参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、特別職の国家公務員の期末勤勉手当の引上げに準じて、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げる内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条は、第4条第2項中に規定されている期末手当の支給率につきまして、100分の162.5を、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5に改めるものでございます。

第2条は、第4条第2項中の期末手当の支給率について、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を、100分の165に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は第1条の規定による改正後の条例は、令和4年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第63号議案 個人情報保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

議案書19ページから22ページ、参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、個人情報保護に関する法律が改正され、地方公共団体における個人情報の取扱いが統一化されることに伴い、当町においてもこの改正法の規定に基づいて個人情報を取り扱うことになることから、改正法の施行に関して必要な事項を定めた条例の制定を行うものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、この条例が法の施行に関して必要な事項を定める条例であると規定しております。

第2条は、定義についての規定で、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によると規定しております。

また、この条例における実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定義しております。

第3条は、手数料等についての規定で、個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、開示に係る行政文書の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とすると規定しております。

第4条は、開示決定等の期限についての規定で、原則として、開示請求のあった日から15日以内にしなければならないと規定しております。

第5条は、開示決定等の期限の特例についての規定で、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、通常の業務に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間延長することができるとし、その場合は延長の期間及び理由を書面により通知しなければならないと規定しております。

第6条は、個人情報保護審査会への諮問についての規定で、実施機関はこの条例を改廃する場合、安全管理措置の基準を定める場合、実施機関における個人情報の取扱いに関する運

用上の細則を定める場合において、審査会に諮問できると規定しております。

第7条は、委任についての規定で、この条例の実施に必要な事項は、規則で定めると規定しております。

附則第1条は、この条例の施行期日についての規定で、改正法の施行日である令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2条は、吉田町個人情報保護条例の廃止についての規定で、この法律施行条例の制定に伴い吉田町個人情報保護条例を廃止すると規定しております。

附則第3条、附則第4条は、経過措置についての規定で、旧条例における守秘義務、個人情報の開示、訂正、中止、削除及び利用停止等について、それぞれ従前の例によると規定しております。

附則第5条は、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についての規定で、現在引用している吉田町個人情報保護条例を廃止することから、引用先を個人情報の保護に関する法律に改めると規定しております。

なお、参考資料ナンバー5は、第7条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める施行細則の案でございます。

続きまして、第64号議案 吉田町個人情報保護審査会条例の制定について御説明申し上げます。

議案書23ページから25ページ、参考資料ナンバー6を御覧ください。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、吉田町個人情報保護審査会について規定されております吉田町個人情報保護条例が廃止されますことから、新たに吉田町個人情報保護審査会の設置について必要な事項を定めた条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置についての規定で、審査会を地方自治法の規定により附属機関として設置することを規定しております。

第2条は、所掌事務についての規定で、実施機関の諮問に応じて、調査及び審議を行うとともに、実施機関に対して意見を述べることができると規定しております。

第3条は、委員についての規定で、委員の定数は5人以内とすること、任期は2年とし、再任を妨げないとする等と規定しております。

第4条は、委任についての規定で、この条例で定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則第1項は、この条例の施行期日についての規定で、改正法の施行日である令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、経過措置についての規定で、この条例の施行の際に廃止前の吉田町個人情報保護条例の規定による審査会の委員は、この条例の施行日に委嘱を受けたものとみなすと規定しております。

なお、参考資料ナンバー6は第4条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める規則の案でございます。

続きまして、65号議案 吉田町職員の修学部分休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書26ページから29ページ、参考資料ナンバー7を御覧ください。

本議案は、職員が大学等に修学することで能力の向上を図るとともに、よりよい行政サービスを提供することを目的として、地方公務員法第26条の2の規定に基づき、修学部分休業制度に関し必要な事項を定めた条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、この条例の施行に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、修学部分休業の承認することができる取得時間、教育施設及び取得期限について規定しております。

第3条は、修学部分休業の期間の延長の申請及び延長することができる回数について規定しております。

第4条は、修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間について給与を支給しないことについて規定しております。

第5条は、就学部分休業の承認の取消し事由について、教育施設の課程を退学、休学、停学となった場合等とすることを規定しております。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

附則第1項は、施行期日等についてとしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、第2項の規定は公布の日から施行すると規定しております。

附則第2項は、準備行為として、修学部分休業の申請及び承認並びにそのほか必要な手続はこの条例の施行の前日において行うことができると規定しております。

附則第3項は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、吉田町企業職員の修学部分休業取得中の給与の減額について規定しております。

なお、参考資料ナンバー7は第6条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める規則の案でございます。

続きまして、第66号議案 吉田町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書30ページから32ページ、参考資料ナンバー8を御覧ください。

本議案は、地方公務員法第26条の3の規定及び地方公務員法の一部を改正する法律による職員の定年引上げを踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、高齢者部分休業制度に関し必要な事項を定めた条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は趣旨についての規定で、この条例の施行に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、高齢者部分休業を取得することができる時間及び年齢について規定しております。

第3条は、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間については給与を支給しないことについて規定しております。

第4条は、業務の処理が著しく困難となった場合で、職員の同意を得た場合は、高齢者部分休業の承認の取消し、または休業時間の短縮をすることができることについて規定してお

ります。

第5条は、高齢者部分休業の休業時間の延長について規定しております。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則第1項は、施行の期日としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、吉田町職員の高齢者部分休業取得中の給与の減額について規定しております。

なお、参考資料ナンバー8は、第6条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める規則の案でございます。

続きまして、第67号議案 吉田町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書33ページから36ページ、参考資料ナンバー9を御覧ください。

本議案は、職員が大学等で履修すること等により自己啓発することで能力の向上を図り、よりよい行政サービスを提供することを目的として、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、自己啓発等休業制度に関し必要な事項を定めた条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、この条例の施行に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、自己啓発等休業を承認することができる事由について規定しております。

第3条は、自己啓発等休業の期間について、大学等課程の履修の場合は2年、国際貢献活動の場合は3年をそれぞれ超えない範囲内とすると規定しております。

第4条は、大学等教育施設について、学校教育法に規定する大学、大学または大学院に相当する教育施設等と規定しております。

第5条は、奉仕活動について、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動と規定しております。

第6条は、自己啓発等休業の承認申請について規定しております。

第7条は、自己啓発等休業の期間の延長の申請及び延長することができる回数について規定しております。

第8条は、自己啓発等休業の承認を取消事由について、正当な理由なく在学している課程を休学、または奉仕活動を行っていない場合等として規定しております。

第9条は、自己啓発等休業をしている職員が、任命権者に報告しなければならない事由について、大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめた場合等と規定しております。

第10条は、自己啓発等休業を取得した職員が復帰した場合に、他の職員との均衡上、必要と認めるときの期間の換算率について、職務に特に有用である場合は100分の100以下、それ以外の場合は100分の50以下と規定しております。

第11条はこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

附則第1項は、施行期日としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するとし、附則第2項の規定は公布の日から施行すると規定しております。

附則第2項は、準備行為として自己啓発等休業の申請及び承認並びにその他必要な手続は、

この手続の施行日前において行うことができると規定しております。

附則第3項は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、吉田町企業職員の自己啓発等休業取得中の給与の支給について規定しております。

なお、参考資料ナンバー9は第11条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める規則の案でございます。

続きまして、第68号議案 吉田町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書37ページから41ページ、参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、配偶者の海外転勤等に行方する職員の環境整備及び人材確保を図ることを目的として、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者同行休業制度に関し必要な事項を定めた条例の制定を行おうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、この条例の施行に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、配偶者同行休業を承認することができる事由について規定しております。

第3条は、配偶者同行休業の期間について、3年を超えない期間とすると規定しております。

第4条は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について、外国での勤務、外国において事業を営むこと等と規定しております。

第5条は、配偶者同行休業の承認の申請について規定しております。

第6条は、配偶者同行休業の期間の延長の申請及び承認について規定しております。

第7条は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情について、配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、及び請求時に期間が確定していなかったこと等として規定しております。

第8条は、配偶者同行休業の承認を取り消す事由について、配偶者が外国に滞在しなくなった、就業しなくなった等と規定しております。

第9条は、配偶者同行休業をしている職員が任命権者に届け出なければならない事由について、配偶者が死亡した場合、配偶者でなくなった場合等と規定しております。

第10条は、職員が配偶者同行休業を取得することに伴い、職員の配置換え等を行っても業務を処理することが困難である場合は、任期付職員及び臨時的任用職員の任用することができることを規定しております。

第11条は、配偶者同行休業を取得した職員が復帰した場合に、他の職員との均衡上必要と認めるときの期間の換算率を100分の50以下と規定しております。

第12条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則について、附則第1項は、施行期日としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、附則第2項の規定は、公布の日から施行すると規定しております。

附則第2項は、準備行為として、配偶者同行休業の申請及び承認並びにそのほか必要な手続は、この条例の施行日前に行うことができると規定しております。

附則第3項は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、吉田町企業職員の配偶者同行休業取得中の給与の支給について規定しております。

附則第4項は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、配偶者同行休業を取得する職員は、育児休業を取得することができないことを規定しております。

なお、参考資料ナンバー10は第12条の規定に基づき、本条例の施行に関し必要な事項を定める規則の案でございます。

また、第65号議案、第67号議案、第68号議案の各休業制度に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律による地方公務員の定年引上げを踏まえた高齢者部分休業制度を導入するに当たり、職員の職場環境の改善を図ることにより、優秀な人材を確保し、もって行政サービスの向上に寄与するため、地方公務員法の規定に基づく休業制度を併せて制定しようとするものでございます。

続きまして、第69号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書42ページから62ページ、参考資料ナンバー11を御覧ください。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

それでは、各条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条は、吉田町職員の定年等に関する条例一部改正でございます。

主な内容としましては、第3条に規定されております定年の年齢を60年から65年に改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受けている職と規定しております。

第7条は、第6条に規定する管理監督職の勤務上限年齢制を60年とすることと規定しております。

4ページを御覧ください。

第8条は、管理監督職から他の職へ降任を行う場合は、降任後の職制等について不利益等とならないよう配慮しなければならないことを規定しております。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢に達した職員であっても、その職員が降任することにより、公務の運営に著しい支障が生じる場合等については、引き続き管理監督職として勤務させることができることとし、その期間は3年を超えることができないことと規定しております。

7ページを御覧ください。

第10条は、第9条の規定により、引き続き管理監督職として勤務させる場合において、異動期間の延長や他の管理監督職に降任等をする場合、降任等をするときには、あらかじめその職員の同意を得なければならないことを規定しております。

第11条は、第9条の規定により引き続き異動期間を延長し、管理監督職として勤務させた場合において、異動の期間の延長の事由が消滅した場合は、他の職への降任等をすることを規定しております。

第12条は、60年に達した日以降に退職した職員が、定年年齢までの期間、選考により短時

間勤務の再任用職員として採用することができることを規定しております。

第13条は、町が構成団体となっている一部事務組合の退職者についても、第12条の規定に基づく短時間勤務の再任用職員として選考により採用することができることを規定しております。

8ページを御覧ください。

第14条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則第5項は、定年に関する経過措置についての規定で、第3条で規定した定年年齢65年について、令和5年4月1日から、令和13年3月31日までは、2年ごとに年齢1年ずつ段階的に引き上げることについて規定しております。

9ページを御覧ください。

第2条は、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正についての規定でございます。

主な内容といたしましては、第4条第6項において、60歳を超える職員の昇給の号数については0号給とするものでございます。

また、10ページ、同条第10項以降は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める等、文言の改正をしております。

16ページを御覧ください。

附則第6項は、60歳に達した日以降における最初の4月1日以後の給料月額はその職務の号級に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることを規定しております。

18ページを御覧ください。

附則第12項は、附則第6項から第11項までの規定の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

21ページを御覧ください。

第3条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容といたしましては、定年の引上げ制度の導入に伴い、第3条の文言の改正及び追加をしております。

第4条は、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容といたしましては、定年引上げ制度導入に伴い、第1条に文言の改正を行うとともに、附則に降給に関する経過措置を規定しております。

22ページを御覧ください。

第5条は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容といたしましては、定年引上げ制度導入に伴い、第2条及び第18条の2において文言の改正を行っております。

第6条は、吉田町職員定数条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容としましては、定年引上げ制度の導入に伴い、定年退職の年齢が段階的に引き上げることとなり、その間、定年退職する職員が極端に少なくなることから、職員の定数を改正するものでございます。

内容といたしましては、第2条第2項の規定による町長の事務部局の職員について193人

を219人に、同条第7号に規定する教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員について、30人を34人に改めるものでございます。

第7条は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての規定でございます。

主な改正内容といたしましては、第2条に育児休業することができない職員、第9条に育児短時間勤務をすることができない職員をそれぞれ追加するものでございます。

26ページを御覧ください。

第8条は、吉田町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容といたしましては、定年引上げ制度導入に伴いまして、第2条から第4条まで及び第12条において文言の改正をしております。

29ページを御覧ください。

第9条は、吉田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正についての規定でございます。

主な改正の内容といたしましては、第2条に派遣することができない職員を新たに追加するものでございます。

30ページを御覧ください。

第10条は、吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての規定でございます。

改正内容といたしましては、定年引上げ制度の導入に伴いまして、第3条において文言の改正をしております。

新旧対照表には記載がございませんが、第11条は吉田町職員の再任用に関する条例の廃止についての規定でございます。

定年引上げ制度導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員について、吉田町職員の定年等に関する条例に規定することとなりましたことから、当条例を廃止するものでございます。

附則の定めといたしまして、附則第1条は、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、附則第2条の規定は、公布の日から施行すると規定しております。

附則第2条は、この附則において使用される用語の定義について規定しております。

附則第3条以降は、本条例が制定されることに伴う経過措置等について規定しております。

以上が、総務課からの10議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第70号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ136億1,424万3,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。

こちらは、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。

その内容につきましては、5ページにございます第2表、地方再補正を御覧ください。

1の追加でございます。

道路災害復旧事業につきましては440万円、河川災害復旧事業につきましては100万円、公園災害復旧事業につきましては40万円をそれぞれ限度額として設定するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、249万8,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず、2項2目民生費国庫補助金におきましては、237万5,000円を増額するものでございます。これは、障害福祉関係データベース稼働に向けたシステム改修に係る障害者総合支援事業費補助金について27万5,000円を計上、また、新型コロナウイルス感染症対策支援及び保育所等におけるICT化推進に係る保育対策総合支援事業費補助金については210万円を増額するものでございます。

次に、4目農林水産業費国庫補助金におきましては、電子化の普及推進等に係る農業経営所得安定対策推進事業費補助金を12万3,000円増額するものでございます。

続きまして、15款県支出金につきましては99万円の増額でございます。これは、2項2目民生費県補助金におきまして、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援に係る介護サービス提供体制整備促進事業費補助金99万円を計上するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては、9,091万8,000円を増額するものでございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から9,091万8,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、21款町債につきましては、580万円の増額でございます。これは、1項7目災害復旧債におきまして、台風15号による被害の復旧に関する起債として、道路災害復旧事業については440万円、河川災害復旧事業については100万円、公園災害復旧事業については40万円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、154万5,000円を増額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を154万5,000円増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、1,195万2,000円の増額でございます。

まず、1項1目一般管理費におきましては、982万3,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を220万1,000円増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員人件費を23万8,000円増額、また、一般行政事務については費用の確定に伴いまして、弁護士報酬費を738万4,000円計上するものでございます。

次に、6目企画費、そして、10目人事管理費におきましては、いずれも人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員人件費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、8ページから9ページにかけての2項1目税務総務費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費59万5,000円を増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を21万8,000円増額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、こちらも人事院勧告に沿って職員人件費を34万円増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を16万3,000円増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

次に、4項1目選挙管理委員会費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を5万7,000円増額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、1,945万7,000円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、110万6,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を106万2,000円増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を4万4,000円増額するものでございます。

次に、2目国民年金事務費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を16万9,000円増加するものでございます。

次に、13ページの3目国民健康保険費におきましては、こちらも人事院勧告に沿って職員人件費を21万1,000円増額するものでございます。

次に、4目老人福祉費におきましては、464万9,000円を増額するものでございます。これは、社会福祉施設管理事業費について、燃料価格の高騰による電気使用料の増加に伴い、健康福祉センター指定管理委託料を365万9,000円増額するとともに、介護施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援に係る介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を99万円計上するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては、心身障害者自立支援事業費について、障害福祉サービスデータベースの連携に向けたシステム改修に係る電算処理委託料55万円を増額するものでございます。

次に、6目人権・地域改善費におきましては、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員人件費を11万5,000円増額するものでございます。

15ページを御覧ください。

7目介護保険費におきましては、29万5,000円を増額するものでございます。これは人事院勧告に沿って職員人件費を23万4,000円増額、また介護保険事業会計繰出金については、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員人件費に係る事務費繰出金6万1,000円を増額するも

のでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、104万1,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を56万2,000円増額、また人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員人件費を45万9,000円増額、また、児童福祉費については、令和3年度児童手当交付金の精算に伴いまして、補助金等返還金2万円を増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

3目保育所費におきましては、973万円を増額するものでございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を318万3,000円増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員人件費を309万7,000円増額、また、保育園管理費については、新型コロナウイルス感染症対策支援及びICT化推進に係る地域型保育事業所に対する保育対策総合支援事業費補助金345万円を増額するものでございます。

次に、4目児童館費におきましては、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を159万1,000円増額するものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、6,069万2,000円を増額でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、120万4,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を110万2,000円増額、また、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を10万2,000円増額するものでございます。

次に、2目予防費におきましては、5,892万2,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を5万5,000円増額、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費については、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算に伴いまして、補助金等返還金5,886万7,000円を計上するものでございます。

次に、3目環境衛生費におきましては、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を52万2,000円増額するものでございます。

21ページを御覧ください。

次に、8目健康増進事業費におきましては、人事院勧告及び最低賃金改定に伴い会計年度任用職員人件費を4万4,000円増額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費につきましては61万2,000円を増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項1目農業委員会費と2目農業総務費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費それぞれ増額するものでございます。

次に、22ページから23ページにかけての3目農業振興費におきましては、農業経営所得安定対策推進事業費について、歳入のところで御説明いたしました農業経営所得安定対策推進事業費補助金につきまして、このほど内示を受けましたことから、普通旅費を5,000円減額、特定消耗品費を2万6,000円減額、またデータ移行委託料については15万4,000円を増額するものでございます。

次に、3項2目漁港管理費におきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を18万5,000円増額するものでございます。

続きまして、7款商工費につきましては、46万3,000円の増額でございます。その内訳でございますが、いずれも人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、職員人件費及び会計年度任用職員人件費を増額するものでございまして、1項1目商工総務費におきましては26万4,000円の増額、また、3目観光費におきましては19万9,000円の増額となるものでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、109万7,000円の増額でございます。内訳でございますが、いずれも人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、職員人件費及び会計年度任用職員人件費を増額するものでございまして、まず、1項1目土木総務費におきましては67万9,000円の増額、4項1目都市計画総務費におきましては、29万9,000円の増額、また、27ページの2目土地区画整理事業費におきましては、11万9,000円の増額となるものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては、61万円の増額でございます。これは1項5目災害対策費におきまして、人事院勧告に沿って職員人件費を61万円増額するものでございます。29ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、377万8,000円の増額でございます。その内訳でございますが、いずれも人事院勧告及び最低賃金改定に伴い、職員人件費及び会計年度任用職員人件費を増額するものでございます。まず、1項2目事務局費におきましては、79万9,000円の増額、3目教育諸費におきましては74万8,000円の増額、次に、2項小学校費の1目学校管理におきましては、57万2,000円の増額。次に、31ページの3項中学校費の1目学校管理費におきましては、19万1,000円の増額。次に、4項1目社会教育総務費におきましては23万8,000円の増額、2目公民館費におきましては21万4,000円の増額。また、33ページの4目図書館費におきましては、57万9,000円の増額、5目小さな理科館費におきましては8万9,000円の増額、5項1目保健体育総務費におきましては、23万2,000円の増額、3目体育館運営費におきましては、11万6,000円増額となるものでございます。

35ページを御覧ください。

続きまして、11款災害復旧費でございます。

こちらは2項1目公共土木施設災害復旧費におきまして、予備費を充用して実施いたしました台風15号による被害の復旧に係る事業費について、歳入の町債の計上に伴いまして、財源振替を行うものでございます。

道路災害復旧費については440万円、河川災害復旧費については100万円、公園災害復旧費については40万円、それぞれ一般財源から地方債へ財源振替をするものでございます。

以上が、第70号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、税務課長お願いします。

休憩ですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 時間経過していますので、トイレ休憩をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 分かりました。

それでは、11時10分まで休憩ということによろしいですか。

これで、休憩に入ります。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時10分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

それでは、引き続き、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔税務課長 中村真也君登壇〕

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

令和4年第4回吉田町議会定例会に上程いたしました第62号議案について御説明申し上げます。

第62号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、吉田町税条例等の一部を改正するものでございます。

第62号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案の14ページから18ページまでと、参考資料ナンバー4を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、固定資産税課税台帳の閲覧及び記載事項証明書、納税証明書交付時におけるDV被害者等の保護を目的とした事項の追加等による対応、上場株式等の配当及び譲渡所得に関わる課税方式の一致、個人の町民税における合計所得金額に関わる規定の整備、住宅ローン控除の適用期限の延長でございます。

参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページ新旧対照表を御覧ください。

第18条の4の規定は、DV被害者等の保護を目的とし、納税証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付するものでございます。

第33条の第4項及び第6項の規定は、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。

3ページを御覧ください。

第34条の9の規定は、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うものでございます。

第33条及び第34条の9の規定は、上場株式等の配当及び譲渡所得に関わる課税方式の一致によるものであります。

具体的に申し上げますと、上場株式等の配当及び譲渡所得について、現行制度では所得税は総合課税または申告分離課税を選択し、個人の町民税は申告不要を選択することが可能でしたが、金融所得課税は所得税と個人の町民税が一体として設計されたことを踏まえ、課税方式を一致させることとしたことによるものでございます。

第36条の2の規定は、法改正に伴う項ずれに対応するとともに、公的年金等受給者の町民税の申告義務に関わるものでございます。

4ページ下段から5ページを御覧ください。

第36条の3の規定も、公的年金等受給者の町民税の申告義務に関わるものでございます。

第36条の3の2の規定は、給与所得者の扶養親族等の申告書について記載事項に退職手当

等に関わる所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第36条の3の3の規定は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告することを追加するものでございます。

具体的に申し上げますと、配偶者控除等の適用を判定する際の配偶者等の合計所得金額については、所得税では分離課税の対象となる退職所得を含んでいる可能性があり、個人の町民税では退職所得を含まないとされていることから、今回の改正により、配偶者等が退職所得を有する場合に扶養親族等申告書にその旨を記載することを明記することにより、町が配偶者控除等の判定に必要な情報を把握できるよう措置されたことによるものでございます。

7 ページを御覧ください。

第53条の7の規定は、法改正に伴う項ずれに対応するものでございます。

第73条の2及び第73条の3の規定は、DV被害者等の保護を目的とし、固定資産税課税台帳の閲覧及び記載事項証明書の交付時に住所に代わる事項を記載するものでございます。

附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除延長に伴い規定を整備するものでございます。

具体的に申し上げますと、所得税における住宅ローン控除の適用期限が令和7年まで延長されたことに伴い、個人の町民税についても、引き続き所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内において控除するものでございます。

8 ページを御覧ください。

附則第16条の3の改正は、上場株式等の配当に関わる課税方式の一致によるもので、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するとされたことによるものでございます。

9 ページを御覧ください。

附則第17条の2の改正は、引用条項の削除に伴うものでございます。

附則第20条の2及び10ページの附則第20条の3の改正は、申告方式の選択によるものでございます。

11ページ12ページを御覧ください。

附則第24条の改正及び附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた住宅ローン控除の特例について、適用期限の満了に合わせ廃止するものでございます。

第2条、吉田町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

令和3年第4回議会定例会において御承認をいただきました第36条の3の3の規定について、扶養親族等申告書の改正に伴い規定を整備するものでございます。

附則でございます。

施行期日について、第1条は地方税法等の施行期日に合わせ、令和5年1月1日から定め、吉田町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定は、令和6年1月1日からとし、吉田町税条例第18条の4第1項、第73条の2本文及び第73条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日である令和6年4月1日からとしております。

第2条では納税証明書に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を定めております。

14ページを御覧ください。

第4条では、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が、第4回吉田町議会定例会に上程いたしました議案1件につきまして御説明申し上げます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、福祉課長、お願いいたします。

福祉課長、鈴木尚雄君。

〔福祉課長 鈴木尚雄君登壇〕

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

福祉課からは、議案書の64ページ、第71号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,957万1,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

引き続き、その詳細を、別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ、歳入を御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金の4目その他一般会計繰入金につきまして、事務費繰入金として6万1,000円を補正するものでございます。

次に、歳出についてでございます。

説明書の3ページ、歳出を御覧ください。

1款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の会計年度任用職員人件費につきまして、人事院勧告及び最低賃金の改正に基づき実施する給与条例の改正に伴い、報酬、期末手当及び共済費を合わせて6万1,000円増額するものでございます。

以上が、第71号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。御審議のほどよろしく御説明いたします。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課からは、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）と、参考資料ナンバー12、令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）資料を併せて御覧ください。

別冊の1ページ、第2条債務負担行為の補正として、当年度分に追加する事項を汚水幹線工事、期間を令和5年度、限度額を1億1,100万円と定めることをお認めいただくとする

ものでございます。

これは、来年度工事におきまして、施工時期の平準化を図るため、令和5年度に債務負担行為の設定をさせていただいた上で、下水道事業計画区域内の未整備区域に管渠を整備しようとするものでございます。

品確法でも、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定されておりますことから、昨年度に引き続き実施するものでございます。

スケジュールとしましては、今年度は工事実施のための事務手続を行って受注者を決定し、来年4月から工事着手できる体制を整えるものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。

工事は、開削工法により、合計200ミリメートルの下水道管を、延長600メートルにわたって布設しようとするもので、工事箇所は3ページ、4ページにありますとおり、川尻地内の浜田土地区画整備事業区域周辺と片岡地内の2か所にまたがるものでございます。

以上が、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

---

#### ◎報告第11号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第19、法令に基づく報告を行います。

第11号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

それでは、総務課長をお願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。総務課から第11号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御報告、御説明を申し上げます。

議案書66ページを御覧いただきたいと思います。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

議案書の67ページを御覧ください。

本事案は、本年11月9日に専決処分したものでございます。相手方は、御覧の方でございます。事故の概要としまして、本年9月21日、住吉地内の保安林において、強風により松が倒木し、作業所の屋根を破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は14万5,200円、過失割合は町が100%、相手方が0%でございます。損害賠償の額は14万5,200円でございます。なお、本事案の損害賠償の額につきましては全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるも

のでございます。

以上が総務課からの報告事項1件の御説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時31分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会8日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎議案第70号の質疑

- 議長（大石 巖君） 議事日程第1、第70号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから第70号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容について確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関する以外以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

それでは、次に歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、盛 純一郎君。

- 3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

予算説明書8ページ、弁護士報償費738万4,000円についてお尋ねします。

自治体である以上は、様々な行政訴訟ですとか、民事の損害賠償請求など、なければならない

にこしたことはないんですが、避けられない部分もあるかと思います。その上で、吉田町の今回の訴訟事件などでの備え、ふだんどうしているのかという観点で質問します。

今回の一連の控訴棄却、結審に至る裁判での費用確定という形なんですけど、今回、弁護士の選定の仕方、静岡市の弁護士さんですね、これはどのような形で決まってお願ひしたのかということをお尋ねします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

今回の件につきましては、全員協議会でも御報告させていただきましたオキツ先生にお願いをしております。町の顧問弁護士であるムコウサカ先生、ムコウサカ弁護士に相談をさせていただきまして、今回の訴訟に臨むに当たり、適任であると思われる先生を御紹介していただいたということになります。

オキツ先生ですけれども、オキツ先生は静岡市の顧問弁護士をされている方でありまして、民事訴訟、行政訴訟に精通されている方だということで、御紹介を受けました。オキツ先生、大変お忙しい方でいらっしゃるんですけども、町の依頼を受けていただいたということでございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

顧問弁護士さんがいらっしゃって、そこからの紹介という形かと思いました。

もう一つ、お聞かせください。

吉田町、自治体としての顧問弁護士さんもふだん設定して、まずそこに相談がいくんだろうなという認識なんですけど、顧問弁護士さんとのふだんの行政との関わり方、あるいはその相談の体制、それはどのようになっているのか、お願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町の顧問弁護士の先生は、社会福祉協議会の心配事相談もお受けいただいている先生でございます。心配事相談は月に2回、社会福祉協議会で行われているものですので、その月の2回を同じような日を設定しまして、町に来ていただいて、そのときに町の相談事、訴訟になりそうな事案等があった場合には、先生に御相談をしているというような体制を取らせていただいています。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、次に移ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

説明書の14ページになります。

心身障害者福祉の心身障害者自立支援事業費電算処理委託料についてです。

こちら、令和5年に国のほうのデータベースのほうが構築されるに当たり、町のほうでシステムの改修が必要になったということでお聞きしました。全協のほうに当たって、町民へのメリットということをお聞きしましたところ、町民のほうには特にはメリットはないというお話でした。

今回、国のほうのデータベースのほうの構築に当たり、そちらのほうまで、利用者さんの情報のほうが送られるようになるわけですが、その辺の個人情報保護法に当たり、個人の情報のセキュリティーの関係は、町のほうはどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

令和5年度の稼働に向けた厚生労働省のデータベースについてですが、こちらにつきましては、匿名化されまして、個人が特定されない状態の給付実績明細データと障害支援区分認定データを扱うこととなるため、個人情報の漏えいといったような心配はないものと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、個人、匿名化されたもののデータが送られるということで、個人情報は漏えいされないということでお聞きしました。利用者さんにとって、やはり安心して利用できるようなシステムを求めていると思いますので、町として十分な、利用者さんが御理解いただくように、利用していただくように、説明のほうをしていただきたいと思います。その辺りはどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今回使うシステムについてでございますが、こちらは個人の方、住民の方が直接利用するシステムというのではなくて、町のほうが国保連合会、そこを通じて今度構築される厚生労働省のほうとデータのやり取りを行うというものになります。そういった中で、今回構築される厚生労働省のデータベースにつきましては、国の施策で行うものとなりますので、現状のところ特に町のほうでこのシステムについて、そういった情報漏えいの心配はないですよというようなことを特別周知するというようなことは考えてはいないところです。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大石 巖君） そのほか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の18ページ、保育対策総合支援事業費補助金ということで、このものは全協の説明なり云々の中で、地域型保育園3園にということでありましたが、過去、小規模保育所には二つくらい、いろんな補助をやっているわけで、これを、この補助金を出すに当たって、既存のほかの、町営と言ったらおかしいけれども、町立の保育園とかそういうところで何かそういうものが必要だよというようなものの要請というか、そういうものがあつたのかなかつたのか、何でこの小規模のほうに、ましてや私立のところ補助金をこのように出してい

くのかというところで、お答え願います。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

議員、御質問ありましたように、今回は小規模の保育所のところに補助金という形の、町で考えて、国からも出てくるものを使いまして、町で補助するものですが、国のほうで補助してくれるというものが、小規模の保育所に対してといったところになっています。各園に確認をしましたところ、ICTの活用をしたいということで、各保育園から希望があったので、そこをつけたところです。ですので、町立の保育園につきましては、国の補助対象にならないものですから、今回は予算計上ということはしていないところになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 理解しました。

小規模が3園ということで、これからもいろいろ、そうすると国のほうはそうした小規模にということが強い、何でこう、国の話なので分からないかもしれないけれども、何かしらのそうしたものは来ていると思うんですが、なぜ小規模に力を入れようということまで来ているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

もともと小規模保育園の町で今支援しているところの一つとしましては、待機児童を予防するといったところに焦点を当てています。今、子供さんたちで待機児童になりがちなのはゼロ歳児がほとんどになりますので、ゼロ歳児を補うためにはどうしたら一番いいのかといったところで、小規模の方、民間に御協力いただくというところで焦点を当てております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、次に移ります。

4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

続いて、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これで本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり質疑を許可いたしますが、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第70号議案についての質疑を終結します。

---

#### ◎議案第71号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第2、第71号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第71号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第72号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第72号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 全協のときに、今回の1億1,100万円の中で対応する件数が27件とい

うことでお聞きをしました。それは、これからお聞きする中の中心になりますので、それは間違いありません。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります。今、27とおっしゃいましたか。全協で私答弁した中で27という数字は申し上げていないと思います。現に建っている家、失礼しました、議長。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 失礼しました、上下水道課です。

あのとき、現に建っている戸数として10戸という戸数を申し上げたのと、今、家が建っていないけれども、取付管を出す箇所数として45という数字を申し上げたはずです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） すみません、私が聞き間違えたかもしれないですね。ただですね、ただお聞きしたいのが、現在、債務負担行為で、これで3年から2度目、その中で債務負担行為の中で、今、吉田町の現状としては、合併浄化槽への2年間の補助金がすぐなくなる状態であるということですね。

それと、もう一つは、戦略会議で下水道事業のよしあし、何が不足しているのか、何が満足されているのかをやっている最中ですね。そのときに、今回の債務負担行為、この債務負担行為に関してはこういう議案が出てきたんですけれども、その中に下水道の基本的な生活排水であるとか、生活環境であるところを守るためには、それぞれ2つのシステムがあるわけですね。そのときに、そういう債務負担行為の今回の72号、72号に出るときに、それ以外の選択肢というのはあったんですか、なかったんですか。そのプロセスを教えてくださいか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今回、債務負担行為の予定箇所としてお示した3つの場所につきましては、全て既に事業計画区域に設定をされました379ヘクタールの内側での工事でございます。この379ヘクタールの事業計画区域というのは、平成30年度に決定をしまして、告示を済ませてある区域です。下水道をやるということを決定済みの区域であります。

このときの379ヘクタールに対して、従前から拡張して379にした浜田土地区画整理地内などを含めた区域に広げたときの集合処理が優位か個別処理が優位かというような判断は、それよりさきの平成27年度に吉田町の汚水処理整備構想、名前はちょっとはっきりしませんが、汚水処理の整備構想をやったときに判断をしたものです。そのときには、この浜田は集合処理が優位だという判断をしております。

その理由は、こういう長期の構想を立てるときには、町の中のほかの都市計画、町の持っている都市計画と整合させて構想を立てる必要がございます。浜田土地区画整理という事業、都市計画の上での一つの事業がございますので、あそこには優良な宅地が生まれて、そこに住宅が張りついて、あるいは店舗等が張りついて、あそこから汚水が流れるという前提に立ちます。区画整理ですから、各地は整然と配置をされます。もう既に近くまで下水道の本管が到達しておりました。ですので、配管の工事費用であるとか、それから、面的に見たときのこの費用からして、あそこは集合処理が優位であるという判断をして、計画決定をしたも

のでございます。

その後、令和になってから、国全体の中で汚水処理に対するの考え、あまり長い期間をかけてやるのではなくて、令和8年度までに開栓を目指すという方向で見直しが求められました。町でも汚水処理ビジョンで見直しをしているんですが、汚水処理ビジョンで見直している区域は、そのとき持っていた全体920ヘクタールのうち、既に事業計画決定をした379は除いて、541という数字になると思います。541ヘクタール、既に事業計画区域になったところを除いたエリアに対して行っています。

さらに、従前のと違う視点としては、既に合併浄化槽が入っている状況で、下水道が行ったときに、その方が下水道をつないでくれるかというような住民目線も踏まえて、その家の数を、家の数からそこへ下水道で行くのがいいか、個別処理がいいかというような判断をして、541ヘクタールについてはもう個別処理が優位だろうという判断をしていますので、今回の浜田と、それからそれ以外のところ、汚水処理ビジョンで見直したところは集合処理が優位か個別処理が優位かという判断をした時点も違いますし、目線もちょっと違うということでございます。今回、挙げてある箇所につきましては、集合処理が優位だということで、下水道事業を進めております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、優位性が出されましたけれども、その優位性というのは何に対するの優位性なんですか。私がずっと問題として提起しているのは、戦略会議の中でもしっかりと出ている膨大な費用が、設置する費用がかかると、そういうことで、1つの反省点ですよ、そういうのが出ているんですけれども。

それと、今の返事からいくと、そういうものに関しては全く考慮はされていないわけですね。はっきり言うと、今言った効率性が生まれるとき、効率性が確立されるとき、それは浜田で2年、3年やっている、ほとんど増えていませんね。浜田のところはね。それと、富士見でもまだ40件近くが残っていますよね、84のうち38、そういう中で、その今優位性を語っているときに、その優位性の時期というのはどのくらい先のことを考えるわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 下水道事業等では先々を見通す全体計画と、先を見通したときには20年先にベンチマークを置いて、その人口等であるとか、都市計画による土地利用の形などを見据えて推計をいたします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

工事を行う側、それとそれを享受する側、その中での溝というのは当然埋まらないと思いますけれども、ただ、私が心配しているのは、今言った優位性を全体がもう埋まったときの優位性を考えたときには確かにそのとおりでしょう、それはね。ところが、それまでに物すごい時間とお金がかかるわけですね。

一番問題にするのは、なぜほかに選択肢がないかというのは、費用が、要は今回1億1,100万、12月のときに債務負担行為で出たときに1億780万、そのときに、最終的に決算書を見たときに、決算書で8億7,000万だったかな、数字がありますけれども、そのくらいの、結局1億780万円が最終的な下水道の事業として、決算で出てきた数字が8億7,000万円くら

い、ちょっと今資料持ってきましたけれども、探せば分かりますけれども、そうすると、今回1億1,100万の工事費だけのやつが、管渠の工事だけが出てきたと。そうすると、それに対して我々が、私が、それに対して、契約に対して、契約をしていいですか、悪いですかと言ったときに、その判断材料がないんですね。

今、実際にはそうすると決算的なベースで考えると、1億1,100万の中でどのくらいの最終的な決算のベースになるか、どのぐらいになるかということは計算、お答えいただけますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃっているのは、下水道事業全体のことをおっしゃっていると推測します。公債費の償還なども含めた費用のことをおっしゃっているかと思います。

管渠の建設費の中で、管渠建設に投じる費用の中で、1億1,100万円について、今年度中に契約を済ませて、費用の支払いの義務を5年度に設定させていただきたいということでございますので、これが8億に膨らむというようなものではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

ちょっと待ってくださいね。今、言った、前年度の決算が、債務負担行為が今出された1億780万円が最終的な決算の数字として、8億7,000でたわけですね、それは今言った、当然、もし、下水のこの仕事がなかったら、それゼロなんですね、それは分かるでしょう。やっていなかったらその計算で数字は出てこない。ところが、それを出すことによってそれだけ上がってきたということは、下水に関していろいろかかり過ぎるからという話で、私としては、やっているわけですからね。だから、そのほかの本当にこの1億1,100万円がどのくらいまで膨らんでくるのかというのをやらないと、最終的に出していただかないと、その判断ができないということなんですから、その辺はどうですか。これだけでもうやりなさいとか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内議員に伺いますが、今回のこの、議員は、議案については債務負担行為ということで、限度額を1億1,100万円というふうに提案されているわけで、その事項としては汚水管線工事に係る債務負担ということになりますので、それ以外の事業についてこれ以上のお金を使うということは議決に入っていませんので、その点については理解をしていただきたいと思います。

○8番（山内 均君） 議長、いいですか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私は議決のことを言っているわけではないです。確かに議決なんだけれども、議員の仕事というのは、基本的にその話をやったときに、町の人たちにとっていかに利益があるかというものを、私は議員の仕事だと、それを追求するのが議員の仕事だと思っていますので、それは、今、言われた、ここに出ていますよ、8億8,000万がかかってきているわけです。その元の債務負担行為が1億780万円になっているわけですよ。そのものが、結果、こういうふうに出るわけ。そのときのこれを含めた見直しはなかったですか。その見直しともう一つの対案としてはなかったですかということです。こういうものの、大き

な金がかかるものに関して、合併浄化槽であればうんと安くできると。そういうときにこういう見直す、何というんですか、対案としては出てはこなかったですかというのが、最初からの質問なんですけれども、どうですか。

○議長（大石 巖君） もう少し詳しくお願いしたいんですが、今の債務負担行為というのは、2年度の議決をした債務負担行為、3年度に執行すると。3年度の決算の数字と理解してよろしいですか。

○8番（山内 均君） そう、3年度の決算ですよ。

○議長（大石 巖君） 3年度の決算ですね。

○8番（山内 均君） そうですね。

○議長（大石 巖君） その債務負担は2年度に設定した、3年度にまたがる債務負担行為という……

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ちょっと何を言っているか分からないけれども、2年12月に一旦、債務負担行為で2年間から3年間で決算が出たわけですね。そのときの債務負担行為の数字が1億780万円になっているんです。でも、最終的な決算として、ここに入っている8億8,000……

〔発言する人あり〕

○8番（山内 均君） ちょっと待って、ちょっと待って、そういう形が出たわけですね。それは間違いないでしょう、これ、決算で出ているわけですから。そうでしょう。そういうものに関して、そのあれを、私は、その中で、こういう数字が出たときに、決算としてもう一つの対案としては出ていなかったですかという、一番最初の話だったんですけれども。対案は出なかったということですか。結論としては。ほかに、何ていうんですか、この下水をもうやるとして決めた、この数字しか出なかった、この、何ていうんですか、この議案しか出なかったということによろしいですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと議員の御質問の趣旨がよく分かりかねるんですが、2年度の補正のときに1億何がしの債務負担行為をやって、決算で8億に膨らんだとおっしゃっていますが、多分その差額の7億については、3年度の当初予算できちんと我々は予算として説明しております。その補正分の契約の分と当初予算での契約分、合計して多分8億になっている、そういう数字だと思います。

したがいまして、我々は3年度当初予算でその分の説明はきちんとしておりまして、議会の承認も得ておりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われたその中で、我々はここで生活しないかんですよ。その今言われた中で、その中に今、最初言った合併浄化槽ができたときに、皆さん、もうすぐに予算計上されて、もうすぐになくなっちゃうと、そのぐらい町の人たちは浄化槽に対しては理解をしているけれども、合併浄化槽に早くやってほしいという人たちがやっぱり多いんですよ。それは分かりますよね、だって、我々ははっきり言うと、区画域外の人たちは、不公平の中で、全部我々が税金として払っているだけですからね、何も残ってこないわけですから、その心配をしているだけです。そういう意味での対案はなかったですかという話です。もう

いいですから。

○議長（大石 巖君） 山内議員、もう少し、質問事項について明確にしていただけませんか。

○8番（山内 均君） あのね、今、やります。いきます、今の大前提はそこです。そこから、いいですか、直接つなげちゃって。

まず、全協でもらった資料の中に債務負担行為の説明があります。誰か持っていますかね。その中に、ゼロ債務というのは、初年度に支出を要さない債務負担行為であると。結局、次のどこかでは出るわけですね。最終的に30年かかりますからね。それで、そのときの、その文言に対して、施工時期の平準化を図ることで円滑な施工確保に資するとともに、年間を通じた工事量の安定による公共工事に従事する者の処遇改善や人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化に寄与しますと。建設業者のために我々はやっているわけではないんですね。やってほしくないんですね。町の中の人たちが、公平にこういう仕事をやってほしいということで、ずっと一貫して私はやってきているわけですから。

そうすると、この中でちょっと聞きますけれども、この今言った、いただいた条文に関しては、これは町の人たちじゃなくて、工事業者の、施工する業者の経営の健全化、そのためにやるわけですか。それを目的としてやるわけですか、債務負担行為というのは。その不信感があるから言っているわけですから、どうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この債務負担行為、ゼロ債務負担行為の設定は、工事の発注時期の平準化を目指したものでございます。町において、過去の工事発注において、工事時期が秋から冬、年度末に集中したことで、交通整理人の確保がままならなくて、工事施工に支障を来たしたことは実際に当町でも経験をしたことでもあります。これを、年間を通じた工事発注にならしていけば、交通整理人の確保が容易になることから、施工業者にもメリットはあります。ここに書いてあるようなメリットも、施工業者に対するメリットも当然生じます。

ただ、平準化のメリット、ほかにもございまして、例えば住民の方に対しては、下水道工事、同じ時期にあちこちで展開されて、迂回路だらけになるようなことを、工事時期をずらすことで低減できます。それから、我々、課といたしましても工事時期を平準化することで、設計、監督に係る職員の繁忙負担を平準化することができます。

よって、業者のためでしかということとは、御指摘は当たらないと存じます。この平準化、国からも要請のあることとございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、言われた、私が言っているのは、業者が、たしかに平準、平準化という言葉が合っているかどうか、これは私にとっては理解、ちょっとできないんですけれども、円滑な施工の確保とか、それとか、今言われた同時期に迂回路ができるという話、それに関して私も建築やっていてバブルのときに、確かにそういう時期がありました。でも最近ありますか。今ありますかということなんです。そういうもの、今の認識というのはどうなっているんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 御質問の趣旨、ちょっと分かりませんが、我々、何年か前から既に平準化しておりますので、そういう効果が表れたということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長が答えた、答弁したあちこちに迂回路が、迂回路だらけになったと言いましたよね。確かにそういう時期があったんですよ。バブルのときには確かにそうだったんです。今はその、なかなかそれが見当たらないんですよ。今、そういうところの時期じゃなくて、もう今、違う、沈静化された時期に入っていますので、これ、あまり、この文言というか、当てはまらないんじゃないか、当たらないのではないかという話をしているということと、それとやっぱりこういう仕事に関しては、税金が絡むわけですから、税金から納めるわけですから、公平にやっていただきたいと。そのために違う方法はなかったですかということに帰結をするわけですけどもどうなんですか。やっぱり同じ答えですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 今の御質問の中で、税金を公平にという部分があったんですが、債務負担行為を設定しなくて、単年度の中で、今までのように発注すると税金が公平に扱われて、債務負担行為をすると税金が何か公平な使われ方をしないというようなことでしょうか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 本当、ちょっと、そういう考えなんですか。ちょっと信じられないな。

○議長（大石 巖君） いや、もう少し質問を明確にしていただけませんか。

○8番（山内 均君） 明確ですか、お金がかかるときに、今言われた、工事が、工事をやったときに、そういうこの文言、債務負担行為の文言に対して、これは町の人たちのためではなくて、業者のことに書いてあることじゃないんですかという話なんですよ。そうして、今、その町のためになるよというのは、バブルのときはそうだったですね、あちこち工事やって迂回路になったと、それはそうでしょう、それはよくわかりますけれども。ただし、やっぱり違うのは、工事が集中するのは、労務対策あったんですね、そういうのを含めて私は認識していますので、その中でこういう違う、もう一つの方法論としてはなかったんですかということ聞いています。なかったらなかったでいいです。それだけちょっと答えてもらえますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

町が発注した工事が、過去に工事時期が集中したことで、請け負った業者のほうで交通整理人が確保できなくて、工事がなかなか進まなかったという事実があります。これは、住民にとっても不利益だと思います。平準化すれば、それが軽減されますので、予定どおり工事が進んでいくとすれば、住民にとってもメリットだと思いますが。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） あまりやってもしょうがないと思いますけれども、今言った住民にとって利益というのは、利益、公平にしてくださいというのは、分かるでしょう。税で納めるときに、決められた以外の人たちはただ取られるだけですよという話になるわけですよ。やっぱり何らかの方法をやったときには、浄化槽とか、合併浄化槽で、そういう形で、町の人たちが公平になるような形を持っていけませんかということなんですけど、執行部としてはどうなんですか。その辺は。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員は公共下水道でやるのか合併浄化槽でやるのかという御趣旨の質問でしょうか。我々は、今ここで議案としてお出ししているのは、公共下水道についての債務負担行為ということで議案をお願いしております。そういう議論で、ですから合併浄化槽がいいかどうかというのは、冒頭に内田課長のほうからもう答えておりますので、過去にちゃんとそういった形で、集合処理が有利であるという判断をしているというふうにもう答弁しております。それで、我々はそういう判断に基づいて、今回、債務負担行為という形での議案を出しております。その辺を御理解いただかないと、何か議論が全然かみ合っていないと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 議論というのは、認めてないからしないんですよ。私はね。議論をすることによって、認める、そういう中に、その同じベースに入っていけるなら議論しますけれども、今、副町長が言ったやつは、お金を出すのはここじゃないんですよ、税金なんですよ、みんななんです、それは分かりますよね。それはね。吉田町民なんですよ。吉田町の人たちのために何をするか、そのときに、税金の使い方にしては間違いなく不公平ですよ。そう思いませんか。そうでしょう、それは分かるでしょう、分かりませんか、だって、そうやっていっていかないと、うん、いいよ、やめるよ、これ無理だから、でもそういう形で、その中でやってくださいね、そうして読んでいくと債務負担行為は先ほど言った町の人たち、町民の人たちに得る利益じゃなくて、業者のことしか考えてない、業者のことに触れていますよという話です。

〔「議長」の声あり〕

○8番（山内 均君） ちょっと待ってください、それと先ほど言った……

○議長（大石 巖君） 山内議員、先ほどからの質問と繰り返しになっていると思いますが、質問を、論点を明確にしてもらえませんか。

○8番（山内 均君） 違いますよ。明確にですか。だから、対案はなかったですかという話ですよ。

○議長（大石 巖君） 先ほどの答弁のとおりだと思いますが。

○8番（山内 均君） どういう答弁ですか。

○議長（大石 巖君） 最初の上下水道課長がその辺については答弁していますけれども。

○8番（山内 均君） 考えていなかったという答弁ないんです。債務負担行為の話だけが出てきました。優位性は出てきました。優位性もないと思いますけれども……

〔発言する人あり〕

○8番（山内 均君） 違う、その中でなかったんですかという話を聞いたかったんです。それによつてはやっぱり、町の人たちにも浸透していくんじゃないんですか。私はね、そう思っていますので、ないということよかったですか、いいですか、その対案として考えることはなかったと、プロセスの中でなかったということですよ。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 対案というのは、債務負担行為に対する対案なんでしょうか。債務負担行為の対案でなければ、当初予算に計上するということになります。当初予算か債務負担行為どちらかという形になります。我々は。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） お願いしたいのは、先ほどからずっとやっているのは、町のために、業者の人たちではなくて、町民の人たちの利益に、何が利益になるかと、そのためにはいろんな2つのこうあったときに、それを加えましたかということなんですよ。ないでしょう。片や合併浄化槽で、下水で、もう2億、3億使っていますよね。でも、我々は払っているものですから、その辺でぜひ、もっと、もうちょっと優しい答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） これ以上答弁してもちょっと、全く、何回も言うように、議員は、合併浄化槽と公共下水道の比較ということをおっしゃっているのかどうなのか、二つの対案というのは、その何と何なんですか。それが全く分からない、対案、対案とおっしゃるんですが、公共下水道に対する対案なんですか。

〔「そうです」の声あり〕

○副町長（平井光夫君） それだったら、最初に言いましたように、内田課長がもう答弁しております。集合処理が有利であると我々は判断しているというふうに答弁しております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

整理をしていただけませんか。整理をして質問をお願いします。

〔「議案に関係ないだろ、議案に関係ないことに飛んじゃってるんだよ」の声あり〕

○8番（山内 均君） 違うよ、違う、そうじゃないよ。

○議長（大石 巖君） いや、債務負担行為についての質問についての整理をしていただけませんか。

○8番（山内 均君） そうすると、今の発言は、議案が出てきたやつの地方分権一括法の前の2000年、19世紀の話ですよ。

〔発言する人あり〕

○8番（山内 均君） ちょっと止めて、これ不規則発言だから止めてください。

○議長（大石 巖君） 発言を進めてください。どうぞ。

○8番（山内 均君） 止めてください。止めて。

○議長（大石 巖君） 他の議員についての不規則発言はやめていただきたいと思います。どうぞ。

○8番（山内 均君） だから、私が言っているのは、今言った、必ず案が、町民のために何が必要なものかというのをやっぱりやっていって、その結果そういうのが出ましたよというものが出なくちゃいかんと思うんですね。それはやっぱり、地方、何ていうんですか、議員必携じゃなくて、中にもちゃんとうたわれているものなんですね。そういうもの、そういうものがちょっと見られないから、私としてはやっぱりちょっと、反論、やっていただきたいですよという話をしただけ。そのぐらいです。

優位性に関しては、私はもう全く議論違うと思っていますので、そのやつは一般質問でやりますけれども、一応そういうことです、そういう形でぜひやっていただけるならいいんですけれども、でもその中で、町の人になるための、町民のための施策をやっていただきたい

と、町長、そう思いませんか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 公共下水道は町民のためにやっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

ここで意見を述べるのではなしに、質疑していただきたいと思いますが、いかがですか。

○8番（山内 均君） だから、町の人たちのためのやつをできない、そのための考え方というのとはなかったんですかとずっと言ってたじゃないですか、一括して。

○議長（大石 巖君） それについては答弁がもうされているということで、当局からの回答があります。

よろしいですか、もう以上、あんまり繰り返しになっても、同じ話になると思いますので、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時48分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会12日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。  
会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 中 田 博 之 君

- 議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。  
〔4番 中田博之君登壇〕  
○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私は、さきに通告した吉田町災害廃棄物処理について質問します。また今回、参考資料もつけてありますので、御参考にしてください。

それでは、本年、県内を襲った台風14号及び15号による被害は記憶に新しく、特に15号では記録的な大雨により住宅などへの床下・床上浸水による被害が県内で発生し、それに伴う多くの災害廃棄物が出る事態となりました。一部地域では、路上などに災害廃棄物を仮置きすることで通勤・通学者の交通への安全性、有害物質や悪臭等による環境への問題などが懸念されました。

そこで、当町の災害廃棄物処理について、以下の質問をします。

(1) 吉田町災害廃棄物処理計画では県営吉田公園西側町有地を仮置場候補地としているが、河川の氾濫などで多くの住宅が床下・床上浸水した場合、仮置場へ向かう町民で渋滞が発生し、廃棄物の搬入が遅くなることが予想されるが、町はどのような対応を考えているか。

(2)住宅の多くが土砂等の汚泥による床下・床上浸水の被害が起こった場合、仮置場に土砂などの汚泥を運搬する手段がない町民への対応は。

(3)仮置場候補地の近くには大幡川があり、大雨や津波などの影響で橋や道が利用できなくなることも懸念される。仮置場が利用できない場合の町の考えは。

(4)災害の状況により公園等を一時的な仮置場として設けることも考えられるが、仮置場の候補地は決まっているのか。また、適切に運営管理する人材確保についての考えは。

(5)災害時に混乱を招かないように、平時から町民に災害状況に合わせた災害廃棄物の廃棄場所などの周知が必要と考えるが、町の考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町災害廃棄物処理についての御質問のうち、1点目の吉田町災害廃棄物処理計画では県営吉田公園西側町有地を仮置場候補地としているが、河川の氾濫などで多くの住宅が床下・床上浸水した場合、仮置場へ向かう町民で渋滞が発生し、廃棄物の搬入が遅くなることが予想されるが、町はどのような対策を考えているかについてお答えいたします。

災害廃棄物の搬入に伴う渋滞への対応につきましては、吉田町災害廃棄物処理計画において仮置場の候補地としている県営吉田公園西側町有地の進入口と出口を分離し、一方通行にすることで渋滞が発生しにくい工夫をするなど、できるだけ混乱を来さないよう対策を講じてまいります。

次に、2点目の住宅の多くが土砂等の汚泥による床下・床上浸水の被害が起こった場合、仮置場に土砂等の汚泥を運搬する手段がない町民への対応はについてお答えいたします。

土砂等の汚泥が放置された場合、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れがありますことから、早急に撤去する必要があるとございます。

その汚泥等を運搬する手段のない方につきましては、吉田町消防団や吉田町災害復旧支援会、各自主防災会などの協力を仰ぎながら、被害の状況に応じ適宜動員を要請し、速やかな土砂等汚泥の運搬に努めてまいります。

次に、3点目の仮置場候補地の近くには大幡川があり、大雨や津波などの影響で橋や道が利用できなくなることも懸念される。仮置場が利用できない場合の町の考えはと、4点目の災害の状況により公園等を一時的な仮置場として設けることも考えられるが、仮置場の候補地は決まっているのか。また、適切に運営管理する人員確保についての考えはにつきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

大井川や湯日川の堤防の決壊などにより大規模な水害が当町に発生した場合、現時点で仮置場の候補地としている吉田公園西側町有地が、状況によっては使用できないことが想定されます。その場合には、主に町内の公共用地を仮置場に指定するなど、災害廃棄物の搬入が円滑にできるよう適切に対応してまいります。

また、仮置場における管理運営に要する人員の確保につきましては、仮置場の規模や状況に合わせ、現場管理を行う町職員のほか、災害復旧支援会や各自主防災会などの協力を仰ぎながら、適切な仮置場の運営に努めてまいります。

最後に、5点目の災害時に混乱を招かないように、平時から町民に災害状況に合わせた災

害廃棄物の廃棄場所などの周知が必要と考えるが町の考えはについてお答えいたします。

さきに述べましたとおり、現時点においては吉田公園西側町有地を候補地としておりますが、災害廃棄物の仮置場につきましては、被災状況により変更となる可能性がございます。

災害の状況が予測できない中で仮置場の候補地を指定して周知することはかえって災害時に町民の皆様の混乱を招く恐れがございますので、あらかじめ周知することは適当でないと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

再質問いたします。

まず最初にですけれども、確認したいことがあるのでお聞かせください。

まず1点目、土砂や汚泥など、瓦礫などについてお聞きします。

小山城の背面の河川付近には土砂警戒区域があり、崩落により下流への地域に被害が及ぶ可能性が、近年の異常気象による豪雨を考えると、ないとは言えないと思います。またこのほかにも、大井川の堤防の破壊や水が乗り越えてくることも、この今日出しました参考資料のハザードマップにも示されているわけですが、その際に、参考資料にあります最初の1枚目のところ、仮置場の候補地の分別配置図を見ますと、運ばれてくる汚泥や土砂・瓦礫の記載がないんですけれども、この汚泥や土砂・瓦礫は候補地に搬入してくると考えてよいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今の御質問の土砂の搬入先でございますが、こちらの、今、災害廃棄物処理計画に掲載をさせていただいております分別配置図につきましては、実際の計画の中に、前のページのチラシの参考と併せてこちら参考として載せさせていただいております。土砂等の排出も考えられるという中で、こちらの吉田公園西側町有地への搬入をやっぱり考えているということでございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうしますと、県営住宅候補地の進入口と出口付近を分別し、一方通行にすることで渋滞が発生しにくい工夫などをするということでお聞きしたんですけれども、水が引いた翌日から住宅の片づけ、搬出が始まると考えます。そうした場合、支援物資の確保のために、主要道路の土砂をいち早く撤去し仮置場へ搬入する必要がありますが、仮に仮置場をこの公園、候補地のみとした場合、汚泥や瓦礫、また破損した家や撤去などによる解体等に伴う排出される廃棄物の搬入する業者がいるわけです。それと、住民が自宅内で被災した物を片づける際に排出される片づけごみ、こういうのも搬入されるわけで、同じような業者と住民、これが一緒になってこの候補地に来るということになる、これは導線を分けていたほうが搬入するに当たり、搬出するに当たり、有効だと思うんですけれども、その辺の導線の分けとというのはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この吉田公園西側町有地につきましては、現在、廃棄物のほうも廃棄しているということの中で、現在も使われているわけですけれども、そちらの場合、通常吉田公園からの入り口のほうは塞いでいます。そういった中で、まず西側から進入をしていただくと、そこから大幡川に沿って数百メートル、既に道路が形成をされています。それで、それ以上にもし車が来てしまった場合につきましては、こちら、最近、防潮堤が整備されまして、その横に川尻防潮堤側道1号線という町道に指定した側道がございます。こちらのほうが一般の車がなかなかあまり通ることがないということの中で、そちらに車を誘導して並んでいただくというようなことで交通整理を行いたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） じゃ、そういうふうな形で誘導するということは了解しました。

じゃ次に、住民や業者が搬入した災害ごみをいち早く荷下ろしするには、やっぱりいかに荷下ろしをする人など、交通誘導とかの人員の確保が必要だと思うんですけれども、渋滞緩和につながるための計画では、仮設場を管理運営するために必要な想定人数というのはちょっと明記されていなかったんですけれども、その人数というのはもう決まっているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

人員の総人数でいいますと、やはり災害の大きさによって変わってくるのではないかとこのように考えています。ただやはり、そこの仮置場の運営管理を行うに当たって、最低こういった人を置かなければいけないという人は示されていますし、県からのマニュアルでも示されていますし、最近起こった災害でもそのような形でやられています。

その人というのが、やはり仮置場の全体管理を行う現場責任者をまず置くということ、それと場内に入ってきた車を誘導する誘導員が必要であるということ。そこで、積んできた人一人で積み荷を降ろすというのはなかなか大変ということの中で、補助員というような形でそちらの人員を配置するということになっております。その人数ですけれども、責任者おおむね1人、場内の誘導員につきましては1人から2人、補助員につきましては、やはりその災害の大きさにもよりますが、複数人欲しいということで、おおむね1つの仮置場を運営管理するに当たっては、10人程度から必要になってくるというふうに考えております。

先ほど申し上げた仮置場以外の道路に車が出てしまうというような場合について、やはり交通整理員の人数もそこに割かなければいけないというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうしますと、やっぱり災害の状況に合わせて人員確保というのが大変重要になってくると思うんですよ。特に災害が大きくなれば大きくなるほど人員というのは必要になってくるんですけれども、本計画には、仮置場に職員が配置できない場合、建設業者、または廃棄物関係者、あるいは市町のOBの協力、シルバー人材の派遣等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積卸しの補助、受付業務等を行う人数を確保し、常時複数人が作業することができる体制をするよう、事前に体制づくりを行うとありましたけれども、これはどうでしょう。もうできているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

こちら、事前にとすることは、今回、計画がこちらにございますが、そういった方にあらかじめこういうふうに通じていただくというような話し合いまではできていないです。しかしながら、今回の災害を受けて、こういったことについてはもう既にやはり決めておく必要があるだろうというふうに考えていますので、担当としましては、早急に関係団体について話をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

そういうふうな話もしておくことで、より迅速な災害の廃棄物処理ができると思うんですけども、私思うのは、仮置場をここの候補地だけにするのではなく、大きな災害では室外機や家電など不燃で悪臭を出さないようなものを、公園などを活用して一時的な仮置場にするので、この吉田公園西側町有地を仮置場候補地としていますが、そこに搬入する人、住民たちの渋滞緩和につながるのではないかなと思うんですけども、その辺の考えというのはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり水害の規模に合わせて仮置場を設置するわけでございますが、現在のところ、吉田公園西側町有地を中心に考えています。吉田公園西側町有地が使えなくなった場合等に限定されることかもしれませんが、ほかに仮置場を用意しなければいけないというふうになった場合については、必要面積をなかなか確保できない場合等もございます。そういった場合につきましては、やはり仮置場を1つという考えではなくて、ほかの市町でも例があるのですが、例えば家電4品目につきましては別の場所に置いたりとかということで、そういった1か所でできない場合もございますので、その辺は臨機応変に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

〔「それでは、2点目のところで…」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 発言を求めてください。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 失礼しました。4番、中田です。

では、2点目のところで、汚泥を運搬する手段のない人についてはというところで、吉田町消防団や災害復旧支援会、各種自治会などの協力を仰ぎながら、被害の状況に合わせて適宜動員し、汚泥等の運搬に努めるということでしたけれども、これ、高齢世帯など搬入が困難なケースの支援として、巡回回収や戸別回収を行うことも考えられると思うんですが、そういう考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

実際、災害廃棄物を搬入するに当たりましては、原則、被災者の方が確保できる分については車両等を使っていただいで搬入をしていただくということになります。議員おっしゃ

るとおり、高齢者世帯や、けがをしたり、あるいは車両がもともとなくてなかなか自分では難しいという方につきましては、町の職員、あるいは関係団体に協力をいただきながら対応したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうなりますと、やっぱり回収する人員の確保も事前に検討していく必要があると思うんですけれども、その辺の検討というのは、今、どこら辺までできていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

実際、災害の規模によるかと思いますが、職員のほうで対応できる分であれば、まず職員が対応すると。規模が大きくてなかなか難しいといった場合については業者の方等をお願いしていくという形になるかとは思いますが、実際そこまでの協議ができていない状況でございます。ただ、今回の災害を受けて、やはりそういったことも事前に検討をしていくということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 検討していくということだったんですけれども、災害の規模ということだったんですけれども、やっぱり災害の規模によっては片づけごみが道路脇に長距離にわたって集積する事態が発生するとも考えられます。その回収には相当な労力と時間を要すると思うんですけれども、このような事態が発生することを未然に防ぐ必要があると思うんです。その辺の考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今回、水害ということで前提をしていただきますと、まず全壊半壊というのはあまり少ないと想定されます。そういった場合に、水害につきましては、避難所からすぐに御自宅に戻ることが考えられますことから、仮置場につきましても早急に対応していくと。今回の静岡市の災害につきましては、被害の状況の分からないことから、なかなか仮置場も設置できないということから、そういった道路脇に出すといったようなことが見受けられていますので、そういったことがないように、まず水害であるのであれば、次の日にはなるべく早い段階で仮置場を設置すると。設置をした場合については、早急に住民の皆様にも周知をするというような形で考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 分かりました。

そうしますと、仮置場、早急にやっていただいてそちらに運ぶということになると思うんですけれども、どうしても持っていけなくてしょうがなく無人の集積所が発生してしまう場合、やむなく、大量の排出するごみなどを道に出さざるを得ない住民のお宅もあるかもしれないですけれども、そういったときの対応というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり、そういった場合について、その出された廃棄物が誰のものか分からないという場合については、町のほうで対応せざるを得ないというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 分かりました。

では、3点目のほうにいきます。

今回、吉田公園のところを候補地としたんですけれども、参考資料を見てもらいますと、ハザードマップを見ますと、浸水時間及び浸水高に関しても、分かりにくいかもしれませんが、水害が起こるような用地となっているんですけれども、ここを用地として選定した理由というのは何かあるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

こちらの仮置場を選定するに当たって、やはり県のほうからも出ておりますマニュアル等もございます。そういった中で、仮置場の候補地の抽出ということで、まず行政施策との整合性、例えば仮設住宅の設置場所であったり、災害に伴って使用されると思われるそういった場所について省くと。また、自然環境や防災等の諸条件から選定をするということの中で、あと周囲の住居環境等を見た中で住居からも離れていると、仮置場としては最適な場所であるということで選定をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そういった感じで選定されたと思うんですけれども、実際、本当にこういうふうなハザードマップに災害が起こった場合、ここが使えないといったときに、主に町内の公園用地を仮置場にするなど災害廃棄物の搬入が円滑にできるよう適切に対応してまいりますとあるんですけれども、この町内の公共用地を仮置場に指定するなどあるんですけれども、そこはもう決まっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり今のところ、災害廃棄物処理計画におきましては、吉田公園西側町有地ということで選定させていただいておりますが、もしここが使えない場合につきましては、答弁にもございましたとおり、公共用地を使用することとしております。その公共用地につきましては、決めてはありますが、当然、担当課としてはリストアップをさせていただいております。そういった中で、実際水害と地震等の災害とはまた被災状況も変わるわけですが、水害で壊れる家が少ないといった場合については仮設住宅設置場所も候補に入れるのではないかとこの考えもありますので、どこという限定はしないということの中で吉田公園町有地ができない場合については、吉田町内にある公園用地等公共用地に選定をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうした場合、例えばそういうふうな候補地があったとして、民家な

どが近くにあった場合、大気、騒音、振動、土壌、臭気、水質など配慮がされると思うんですが、そのあたりについてはどのように考えていますか。何かこう、検査とかするということがよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり議員のおっしゃるとおり、吉田公園町有地以外に住居が少ないところというのは、吉田町の限定された領域の中でなかなか難しいところがございます。そういった中で、仮置場の運営に当たっては、先ほどおっしゃっていただいた大気であったり、騒音、振動、あるいは土壌、臭気、水質等について環境のモニタリングを行うといった中で、もしそこに仮置場を設置するというのであれば、そういったことも考慮しながら仮置場を設置することになります。ただ、この仮置場の規模ということになるんですが、環境の調査も時間がかかりますし、例えば地震の場合、たくさんの瓦礫が発生するわけですが、そういった瓦礫等大量に出るということ是对応が長期化することが考えられます。ですので、そういった環境調査等を行いながら仮置場を選定するという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 長期化するというのもあると思うんですけども、やっぱりそうした場合、その仮置場付近の住民への情報提供というのにも必要があると思うんですけども、その情報提供というのはどのようにお考えですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

事前に、災害の状況によってどこに設置するかというのはなかなか今の時点ではちょっとお答えできないわけですが、そこを選定するという場合につきましては、調査と併せて付近住民に対して周知を図ってまいりたいというふうに考えています。仮置場を設置する場合については、吉田公園の場合、例えば施錠ができる場所ですので、勝手に入るようなことがないんですけども、そのほかを選択する場合につきましては、運営管理をしていく中で、ほかの市町の例でいきますとしっかり施錠ができたりとか、しっかり管理をしていくということを対応した上で仮置場を設置してまいりますので、そういったことも含めて住民の皆さんに理解していただくように周知してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 分かりました。

3点目と4点目を答弁いただいているので、もう4点目のほうにも含めて話をしていきたいと思うんですけども。

藤枝市では、公園などの仮置場が可能になりそうな場所をリストアップして、備考欄に設置の必要なものや問題点などを記載して、発災時への備え等行っています。こういうリストアップしておくことで発災時に円滑な運営や災害対応が可能と考えますが、吉田町ではそのような考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

先ほど申し上げさせていただきましたとおり、担当課としてはリストアップはさせていただいております。実際、藤枝市のリストも見させていただいたわけですが、担当課として、そういった例えば周辺環境であるとか交通状況であるとかそういったものについてしっかり吟味した上で、その辺ランクづけをしていくのは悪い話ではないというか、なるべく早めに決断をするということも必要なことかと思っておりますので、ちょっと参考にさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうしたリストアップをやるということで。もうちょっと言えば、公園などに設置した場合、もっと効率的に受入れ分配処理ができるように、もしできるなら公園等リストアップした中の分別区域のレイアウトや導入線などが必要だと思うんですよ。そういうようなものも含めて考えておけば、いざとなったときに備えになると思うんですけども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

実際、災害の規模によるかと思いますが、吉田公園西側町有地であれば、大概の災害廃棄物については共有できるかというふうに考えていますけれども、それ以外のところにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、例えば仮置場を分散をするというようなことで対応しなければいけないというふうになる場合もございます。そういう中で、その場所だけで完結するものであるならその場所ごとのというふうにはできるんですが、それぞれの面積がそれぞれ違うものですから、レイアウトというのはおおよそのレイアウトは考えることは可能なんですけれども、やはり規模的なものによって分散をしなければいけないといったときにそのとおりにできるかというのも難しい状況がございますので、災害の状況に合わせて早急にそういったレイアウトを作成しながらすぐに周知できるような体制を取ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうしますと、発災後すぐに、どこかというところも含めて迅速な対応が求められると思うんですよ。そうした場合、起こって、じゃ、どこに公園がどうしてこういうふうになって、じゃ、そこ使えるんだというふうに考えたときに、周知するための時間がまた必要になってくると思うんですけども、そのあたりについて何か考えはございますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

これは申し上げますけれども、やっぱり災害によって状況が違うという中で、そうはいっても水害だと、もう次の日には片づけをしていきたいという町民の方もございます。そういう中で、できる限り早めに周知をするということが大事というふうに考えております。

5番目のところに書かせていただいておりますが、実際、周知につきましては、今、吉田町公式LINE等もございます。その連絡体制といったときに、チラシ等はなかなか全員に配るとするのは難しいところもございますが、連絡等につきましては各自治会等に連絡して

自治会から町内会長さん、町内会長さんから組長さんというような連絡体制も取れますので、そういった中で、早急に仮設仮置場設置しましたということで周知を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 周知を図っていくということでありませけれども、そうした場合、物資の問題ですね。公園とかで、もしそういうふうなことが、仮置場にしましたというときに、じゃ、出入口や不法投棄などを防止するためのフェンス、あと騒音や振動などの影響を防止するための目隠しなどそういった物資の検討も必要かと思うんですけれども、そういったものも検討されておりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

吉田公園であれば、なかなか勝手に入るということができない状況でありますのでいいんですが、やはりほかでつくった仮置場を設置した場合、議員のおっしゃるとおり不法投棄等される可能性がございます。じゃ、フェンス等を早急に張れるかということ、やはりそういったのはなかなか難しい状況でありますので、その場合につきましては夜間の警備員を配置する等、そういった不法投棄等ができないような形で管理運営してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） ものがない状況だったら、やっぱり人で何とかするというところで分かりました。

答弁でもいただきましたように、各自治会の中、協力を仰ぎやっていくということなので、その辺の連携はしっかりやっていただきたいと思えます。

では最後、周知に関してちょっとお聞きします。

災害処理計画の中には、住民への広報として、本町は以下の事項について住民の理解を得られるよう、ごみカレンダーや町広報紙への掲載、防災訓練の際に周知するなど、日頃からの広報などを継続的に実施するということが書いてありますけれども、今回答弁いただいた中では、仮置場の指定について周知することはかえって災害時に町民の皆様の混乱を招く恐れがありますので、あらかじめ周知することは適当ではないということで、ちょっと真逆のような感じに取られるんですけれども、そのあたりについてちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

すみません、答弁のほうでは仮置場の周知というふうに捉えてしまったものですから。仮置場は、藤枝市さんのように全部載せてしまうと、逆に災害が起こったときにそこへ持っていけばいいのかと、仮置場を町が指定していないのに一緒のところへ持っていけばいいんじゃないかということで混乱を招く恐れがあるということで考えておりますので、そういった周知は事前にはちょっと適当ではないという話はさせていただいたんですが、やはり災害廃棄物の仮置場をつくってそこへ廃棄するという周知は必要かと存じます。そういう中で、昨年度作成させていただきましたごみのパンフレットがございます。そういう中でも最後から何ページか前に、災害廃棄物についてということで周知をさせていただいています。やはり

今回の災害を受けて、ふだんの周知というのにも必要な部分もございますので、そういったことも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 周知するということがあったんですけども、ちなみに2023年のごみの分別カレンダー、広域組合の、あるんですが、ああいうのにも分別等、この災害に対してのものには記載が入ってくると考えていいんですかね。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

ごみカレンダーにつきましては、現在既にいろんな記載内容がある中で、災害廃棄物とそこに入れられるかどうかというのは少し中で検討させていただいております。それと今のそこに入れるというのはちょっと難しいかなというふうに考えていますので、もしできるということであれば、広報等で考えていければというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 一番思うのは、そういうごみカレンダーにちょっとでもそういう分別等の処理廃棄のことが書いてあれば一番目につくんじゃないかと思って、今質問させていただいたんです。その辺もちょっと考えていただくということで、よろしくお願いします。

もう一点は、住民への周知や啓発として、防災訓練などを通じて災害廃棄物処理計画に基づき集積処理の訓練を年に1回実施することによって、本計画の問題点などの検証にもつながるかと思うんですが、そういう災害処理に特化したような防災訓練みたいなことは今考えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

防災訓練に当たって、毎年9月あるいは8月の終わり頃に実施をしているわけですが、各課に様々な訓練の内容等を行ったりということがございます。どういったことができるかということも含めて、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 事例としましては、広島県では仮置場における災害廃棄物の受付の訓練というのも行われておりましたし、仮置場における搬入車両のための鉄板の設置訓練というのを岡山県でやっていました。やはり、こういうふうな訓練をすることによって問題点も見つかるかもしれませんし、またそういうことをやっていることを広報で発信することによっていろいろな周知ができるかと私は考えるんですけども、その辺に關してもしっかきやっただきたいと思っております。

1点ちょっと聞きたいところがありましたのでお聞きしたいんですけども、燃えるごみ等回収は集積場で行うということであるんですけども、仮にそういった集積場、住民が出す燃えるごみの集積場とかが破損してしまったり使えないようなときの周知というのはどのようにされるか考えていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

ちょっとお答えになるかあれですが、各家庭で出たごみというのは災害廃棄物と区別して廃棄をすることとしております。そういった中で、集積場についてはその集積場を使う方々が多分お金を出し合って集積場を設置していたりということになるかと思いますが、それが壊れてしまったらということだと、集積場所についてはこちらで把握している集積場所に回収に行くということになりますので、そこに出していただくという対応で対応するしかないのかなというふうに考えています。ただそこで、例えばカラス等、そういった散らかることがないようにネット等かぶせていただければという希望はありますが、もし箱が壊れたという話であれば、皆さんで早急に復旧していただくのがいいのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 分かりました。ありがとうございます。

では最後に、災害廃棄物に備えた災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、災害廃棄物処理計画実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行うことが求められています。検討しているという内容もありましたし、具体的な話も少しお聞きしましたので、そういったことができる、迅速かつ行動が取れる計画をより一層この災害処理計画で練っていただいて、また町民から毎年氾濫を繰り返す河川の治安対策強化の声も私聞いておりますので、洪水の被害がないのが一番なんですけれども、災害が発生した際に迅速に対応できるこの処理計画をより一層見直しなどして行っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 平野 積君

○議長（大石 巖君） それでは続きまして、12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、通告のとおり、吉田町タウンミーティングについて及び確かな学力向上について質問いたします。

まず、吉田町タウンミーティングについて。

吉田町は令和6年度からの第6次総合計画策定に向け、吉田町の将来の姿についてみんなで考えることを目的として、吉田町タウンミーティング～みんなで考えよう！未来の吉田町～を町内4地区で開催しました。

そこで、以下の点について質問します。

(1)各地区の定員を20人とした理由は。

(2)吉田町タウンミーティングに関する町の意図は。今回、それは達成できたのか。

続いて、確かな学力向上について。

全国学力・学習状況調査が小学校6年生及び中学校3年生を対象に行われており、吉田町

では平成26年度からその結果を公表しています。

本調査の吉田町の平均正答率と県平均正答率の差に関して、令和2年度に小・中学校共に全科目県平均正答率以上を達成し、以降継続させるを第5次総合計画後期基本計画の分野の主な目標として掲げています。その結果は、令和4年度においても目標未達です。

令和2年度に行われた吉田町総合教育会議の資料中、教育元気物語TCPトリビンスプランの具体的な目標の一つである質の高い授業の実現による子供の学力向上の指標として、指標1、全国学力・学習状況調査の平均正答率、県平均以上、指標2、中学校における県学力調査の平均正答率、県平均以上を掲げています。

ここで訂正があります。

通告書には、続いて「同資料」と記載しましたが、実際は「令和3年に行われた吉田町総合教育会議の資料」でした。おわびし、続けます。

また、令和3年に行われた吉田町総合教育会議資料の調査結果に基づいた授業実践の今後の方向性に「全国学力・学習調査及び静岡県学力調査を活用し、成果や課題を分析することで学力向上を図る。吉田町学力調査は、課題等を踏まえ、学校が実践している調査等を生かす形で、新たなPDCAサイクルを確立することを代替とし、休止する」と記載されています。

そこで、以下の点について質問します。

(1)総合計画後期基本計画に掲げる目標が未達であることを教育委員会はどのように捉えているか。教育委員会事務局がまとめた資料を基に教育委員会でどのような議論が行われ、どのような結論に至ったか。

(2)上記指標2は目標達成しているか。

(3)新たなPDCAサイクルは確立され、有効に活用されているか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町タウンミーティングについての御質問のうち、1点目の各地区の定員を20人とした理由はについてお答えいたします。

吉田町まちづくりタウンミーティングにつきましては、第6次吉田町総合計画の策定に当たり、町民の皆様が考える町づくりについて御意見を伺うため、11月12日に北区、片岡区、11月19日に住吉区、川尻区において開催いたしました。

開催に当たりましては、コロナ禍での開催ということもあり、十分な感染対策を施すため手指消毒やマスク着用等の対策のほか、会場内での密を避ける対策についても検討いたしました。

この検討に当たりましては、まず地区ごとの会場の規模を確認し、人と人との間隔を保ちながら参加していただくことを念頭に会場レイアウトを検討いたしました。

結果、事務局スタッフと傍聴者を除く参加人数を20人程度にすることが適当ではないかと判断をいたしました。

各地区の当日の参加人数につきましては、事務局スタッフや傍聴者を除いて北区17人、片岡区15人、住吉区19人、川尻区14人の皆様に参加をしていただきました。

次に、2点目の吉田町タウンミーティングに関する町の意図は。今回、それは達成できたのかについてお答えいたします。

吉田町まちづくりタウンミーティングは、町が町民の皆様にも町づくりに関する御意見を伺うことを目的に開催したものでございます。

そのため、今回のタウンミーティングでは、私が各地区に伺い、私が考える主な施策イメージであります安全が保たれたまちづくり、にぎわいにあふれたまちづくり、心豊かに暮らせるまちづくりについてお話をし、多くの御意見を伺うことができました。

当日は、防潮堤の整備や治水対策に関すること、環境に関すること、食を生かした町づくりに関することなど、町民の皆様が考える町づくりについて様々な御意見をいただき、タウンミーティングの実施は一定の成果があったものと考えております。

今回開催しましたタウンミーティングのほか、町内で活動している各種団体を対象に意見聴取を行う団体ヒアリングや町内の高校生同士が町づくりについて話し合う高校生まちづくりミーティング、町の住みやすさや町が進めている施策に対する満足度や重要度を調査するまちづくりに関する住民意識調査など、様々なチャンネルからできるだけ多くの皆様の御意見を聴取し、いただいた御意見を総合的に検討し、第6次吉田町総合計画に反映していきたいと考えております。

続きまして、確かな学力向上につきましての御質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 確かな学力向上についての御質問のうち、1点目の総合計画後期基本計画に掲げる目標が未達であることを教育委員会はどのように捉えているか。教育委員会がまとめた資料を基に教育委員会でどのような議論が行われ、どのような結論に至ったかについてお答えいたします。

第5次吉田町総合計画後期基本計画では、全国学力・学習状況調査において、令和2年度に小・中学校共に全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させるという目標を立てておりましたが、令和3年度の小学校国語を除いて県平均正答率に達していないという結果となっております。

教育委員会では、平成29年度からTCPトリビンスプランに取り組み、教員補助やALT、校務アシスタント、ICT支援員などの人的環境整備に加え、1人1台端末や電子黒板などのICT環境の充実、教室や体育館へのエアコン設置、照明のLED化などの物的環境整備を進め、児童生徒の学力を支える教育環境整備に努めてまいりました。

また、分かる授業の充実に向けた教師の授業実践はもちろんのこと、公設学習塾による個別の学習支援やドリルパークによる個々の課題や進度に応じた学習内容の定着を図る取組によって、学力の向上を目指してきたところでございます。

こうした人的・物的支援を充実させ、質を高める授業改善に努めているにもかかわらず、第5次吉田町総合計画後期基本計画に掲げる全国学力・学習状況調査の県平均以上の目標に至らないことは、非常に残念であると同時に、基礎的・基本的な知識・理解の定着や思考力・判断力・表現力などの向上を図り、学習指導要領が求めている力を身につけていく授業改善の必要性を強く感じているところでございます。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、10月25日に開催いたしました町

政連絡会におきまして、議員の皆様にご報告させていただきましたが、この報告資料を作成するに当たり、教育委員会の会議において2回にわたり協議を行っております。

まず、8月29日に開催しました第9回吉田町教育委員会では、文部科学省から公表された全国学力・学習状況調査の当町の結果を基に議論を行い、主に2つの事項について話題になりました。

一つ目は読解力についてでございます。

学習状況調査の質問に、「学校の授業時間以外に、ふだん、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか」という項目があり、当町においては、県平均と比べて読書をする時間が大幅に少ないという結果が出ております。

読書量と学力の相関関係については、はっきりとした検証結果があるわけではありませんが、学力調査の問題は文字数が多く、長い文章を読んで回答したり、示された条件に応じて答えを導き出したりする傾向が見られますので、本や新聞などを読んで要点を捉える力を身につけていくことが大切ではないかという意見が出されました。

また、本を読むきっかけづくりとして、読書キャンペーンをやってみたり、家庭学習と連携してはどうかといった意見も出されました。

二つ目は、目的意識についてでございます。

何のために勉強しているのか分からないから次に生かすことができないのではないかと、また、自分の行きたい進路、目標、夢などをしっかり持って取り組んでいけば、日々の授業や家庭学習などの勉強が意味あるものとなり、自分ごととして捉えることができるのではないかと目的意識を持って主体的に学習に取り組む態度を育成していくことが大切ではないかという意見が出されました。

テスト結果を見て、そのときだけ一喜一憂して終わりではなく、その先にある自分のやりたいことに打ち込むための力をどうつけていくのかということ、早いうちから子供たちが意識していくことが必要であると確認されました。

次に、10月20日に開催しました第11回吉田町教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、教育委員会としてどのように支援していくのかといった協議を行いました。学力の状況は、学校や個人によってそれぞれ違いがありますので、具体的な対策としては学校ごとの対応になるわけですが、教育委員会としてはどのように支援をしていくのかということについて、議論がなされました。結論としては、ICT機器の活用が進んでいる当町の利点を生かし、ICT活用が学力向上に効果的につながっていくよう学校の授業改善を支援すること、そして児童・生徒が教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら知識を相互に関連づけて理解したり、情報を精査したりして考えをまとめたり、論理的に思考したりする学習活動を行うよう学校を支援すること、さらには教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の学力・学習状況の向上を目指した教育活動を推進することで、児童・生徒の学力向上を図っていくことを確認したところでございます。

次に2点目の上記指標2は目標達成しているかについて、お答えいたします。

指標2として掲げている内容につきましては、中学校における県学力調査の平均正答率が県平均以上としているものになります。

県学力調査は、国語、数学、理科、社会、英語の5教科で実施されるもので、県から公表されるデータが1問ずつの正答率のみとなりますので、当町においても1問ずつの正答率を

出し、それを県と比較するという方法で状況を確認しております。

正答率が県平均以上の問題数の割合を見ますと、例えば、本年1月に実施しました中学校1年生の結果につきましては、国語、社会、数学においては、県の正答率を上回っている問題が多く、中学校2年生では社会と数学が県の正答率を上回っている問題が多かったという状況でした。

理科や英語の正答率が低いという結果が出ていますが、平均値で全体の傾向をつかむとともに、個々の状況についても目を向け、支援していくことが大切だと捉えております。

次に、3点目の新たなPDCAサイクルが確立され、有効に活用されているかについてお答えいたします。

PDCAサイクルについては、大小様々なサイクルとしての考え方がありますが、1回の学力調査を1年かけて一つのサイクルとして捉えて学力向上を図るのではなく、中間テストや期末テスト、単元テストや小テストなど、年間の中にたくさんある定着状況を把握できる機会を活用し、その機会ごとに状況を把握し、課題解決を図っていく小さなサイクルを回していくことを新たなPDCAサイクルとして取り組んでいるところでございます。

この小さなサイクルを繰り返していくことで、児童・生徒の学力向上のみならず、教師自身が自らの指導を振り返るとともに、個々の児童・生徒への支援にも生かしているところでございます。

また、学力向上を図るPDCAサイクルには、教師の授業力向上が欠かせないわけですが、本年度は信州大学の佐藤和紀准教授を講師として、4小中学校全ての授業を参観して研修に関わっていただき、教師も他校の授業参観や参観後のグループ協議、佐藤准教授の御指導を通して、児童・生徒に力をつけるための授業改善について学び、自分の授業に生かすようにしております。

こうした研修体制を組むことにより、各学校、各教師がそれぞれの考えで取り組むのではなく、町として同じ方向に向かって一体となって取り組んでいくよう努めているところでございます。

第5次吉田町総合計画後期基本計画や、TCPトリビンスプランに掲げた目標に届いていないという状況があるわけですが、教育委員会といたしましては、人的・物的なハード面の環境整備に留まらず、整備された環境を有効に活用するよう指導するとともに、児童・生徒への学習支援、教師の授業力向上支援などのソフト面にも力を入れ、掲げた目標が達成できるよう努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 最初にタウンミーティングについて、再質問いたします。

まず、この質問の背景を説明しますと、私は吉田町タウンミーティングに参加登録しておりました。ところが、直前になって傍聴に回ってくださいとの連絡が入りまして、そこで一般質問させていただきますと話したら、谷澤理事が受けて立つと。力強い言葉をいただきましたので、急遽質問を追加させていただきました。

まず、定員に関してお伺いします。

定員を設けていることから、私はグループミーティングで参加者から多くの意見を引き出

すのかと思っておりましたが、実際は発言希望者が手挙げ方式で発言する形式でした。なぜ、このような形式を選択したのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど、答弁の中にもありましたとおり、やはりコロナという中で、いかに傍聴人の方、あとは今度新しく町民の方、参加している方のなるべく多くの方に参加していただく中で、やはり先ほど答弁の中にありました人と人との間隔を取って、なるべくコロナ対策取るにはどうしたら形式が一番いいかということで、会場レイアウト等も考えた中で、今回のような形式を取らせていただいて、20人程度が適当ではないかというふうに判断させていただきました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 昨日、一昨日開かれました吉田町の（仮称）新しい構図に関する住民懇談会では、二つのグループに分かれて名古屋大学の先生とか生徒がファシリテーターを務めて行われました。

私も参加しましたがけれども、皆さんと話をしているうちに新しいアイデアが浮かんできたり、そのようにして話し合うことで多くのアイデアというのを引き出すことも重要なことだというふうに考えているわけですが、せっかく参加してくださった方と共に未来の吉田町を考えながら、多くの意見を引き出す努力が必要であったのではないかと考えています。

同じ企画課が企画して、片や供述方式、片やグループミーティング。こっちはコロナのためだと言いつつ、こっちはそのときよりも多分感染者は増えていると思うんですが、その中において二つのやり方を区別した、そこがよく分からないんですが、なぜでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり先ほど答弁の中にありました、要はタウンミーティング、今回の場合、町づくりタウンミーティングにつきましては、こちらから皆様のところに出向くという中で、それぞれの会場のレイアウトの関係であるとか、そういうものを検討させていただきまして今回のような形にさせていただいたんですが、タウンミーティングにつきましては、町長のほうからまっすぐに施策のイメージを言うという中で、その中でもやはり手挙げ方式にはなりますが、そのミーティングの中でも皆様の御意見を伺いました。そういう中でなかなかやはり手を挙げるのも恥ずかしいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方につきましてはアンケート調査等も行いまして、なるべく皆様の意見をそういうレイアウトであるというところも勘案しまして、皆様からアンケート調査を行って、そこに皆様の意見を集させていただくというような方式を取らせていただいてやりました。

ただ、先ほど言った会場の、今後は要はなるべく皆様が意見を言いやすい、そういう雰囲気をつくるということは確かに議員さんおっしゃるとおり大切なことだと思いますので、今後そういうミーティングの際には、いろいろな状況がありますけれども、そういう雰囲気づくりについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今後はより多くの意見を引き出すような形で進めていただきたいと  
思います。

今回のタウンミーティングを行うことによって、次の総合計画に生かしていこうという項  
目、中でも、防潮堤の整備、治水対策、環境に関する事などありますけれども、今後、こ  
こはしっかりやっていきたいというお考えの点はありましたでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり、タウンミーティングの中ではいろんな意見、町づくりであるとか、内容によっ  
ては細かい実施レベルの事業のお話もありましたが、そういうものにつきましても参考にさせ  
ていただいて、答弁の中にありましたとおり、総合的にそういうものも意見が出たからとい  
うわけではなくて、総合的にいろんな意見を検討いたしまして、その中に今後の総合計画の  
中に活用していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 4地区、傍聴させていただいて、私が印象に残っているのはSDG  
sに関する意見が出たと思います。それは、今までの総合計画には載っていないことで新し  
く入れたらどうかという御意見があったと思うんですが、そこに関してはどういうお考えで  
しょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） やはり、SDGsという観点からの話というものも確かにタウ  
ンミーティングのほうでは出ましたので、その辺もどのような形でその中に盛り込むのか、  
どういう形で盛り込むのかということもございますし、どんな形、環境整備であるとか、そ  
ういうふうに入れていくかというものは、今後、その施策を考えていく中では検討してい  
きたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほど答弁にもありましたけれども、皆さんにアンケートを書いて  
いただいた、あとはありましたかね、高校生ミーティングとか、団体ヒアリングとかやって、  
そういうことに関して、集計されたものは町民の皆さんにオープンに公表されるんでしょ  
うか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

企画課のほうでやりました住民アンケートの結果につきましては、やはり皆様どういうふ  
うな考え方を持っているかということについては、集計をし次第、公表はしていきたいとい  
うふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） タウンミーティングに関しては取りあえずここで。

次に、確かな学力についてお伺いいたします。

質問の中のPDCAサイクルから始めたいと思います。

この質問をしたのは、このP D C Aサイクルを代替として吉田町の学力調査は中止するということという記載があったというふうに先程申しましたけれども、私自身は、吉田町の学力調査の中止は非常に残念なことだと思っておりまして、教育委員会の真意をただしたいと思ったからであります。

まず、最初に教育委員会は、吉田町学力調査はあったほうがいいけれどもやめるのか、やる意味がないというふうにお考えなのか、そこをお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町学力調査につきましては、議員御承知のとおり、平成26年度から実施してまいりました。平成30年度までの5年の間は、小・中学校共に年2回実施という状況で実施してまいりましたが、平成30年度に学校の先生と行われた会議におきまして、車座対話におきましていろんな意見を頂戴して、多忙化の中で、教職員が、なかなか時間的に詳細に分析する時間的余裕がないと意見があったことから、令和元年度から小学校は1回に減らして、中学校については中間テストを代替として休止という状況にしております。

その中でさらに令和2年度についてはコロナ等の関係でいろいろあったわけですが、3年度から小・中ともに休止ということになっております。

ただいまの御質問につきましては、教育委員会としては吉田町学力調査は本当は必要なのかどうなのかというところでございますけれども、現在、吉田町学力調査は休止して、小さなP D C Aを回しながら、個々の学力定着を図る取組に変更して2年目という状況になっております。教育委員会としては、現在の方法が有効なのかどうか、ちょっともう少し検証した上で、あるいは再開したほうが望ましいのか、他の方法が考えられるのか、検討していくという状況で考えているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、お話あったことは重々承知した、で質問していると思うんですが、そもそも平成26年から吉田町学力調査を開始した、その目的は何だったんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

当初の吉田町学力調査の実施した目的としましては、教員が日々の指導を振り返る機会とするとともに、児童が自身の苦手分野を知ること、次の学習への動機づけとすることを目的として、町独自に学力調査を実施するというところで始まったものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは、今回のP D C Aサイクルを回すことによって目的は達成できるという判断の下、小さなP D C A、大きな輪っか、それを開始したという理解でいいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) じゃ、答弁にありました1回の学力調査を1年かけて一つのサイクルとして捉えて、学力向上を図るのではなく、中間テストや期末テスト、単元テストや小テストなど、年間の中にたくさんある定着状況を把握できる機会を活用し、その機会ごとに状況を把握し、課題解決を図っていくための小さなサイクルを回すことを新たなPDCAサイクルとして取り組んでございますということなんですが、これ、具体的に何やっているんですか。テストの点つけました、じゃ、次何やるんですか。

○議長(大石 巖君) 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長(糸田真男君) 学校教育課でございます。

この小さなサイクルは、答弁しましたように、中間テスト、期末テスト、単元テスト、小テスト、そのテストをやって、当然、すぐに採点をしてその答えが出ますので、児童・生徒それぞれのできた、できないというのが分かります。それで、返却された内容について、できなかった問題を当然理解できるようにしてもらおうということで、担任の先生等と話をし、そこで理解をして、もう次のテストに向けて、もうここは間違えないぞということをしていくことを繰り返していくということになります。

○議長(大石 巖君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) その話を聞いていると、当たり前のことをやりますよと言っているだけなんだと私は思うんだけど、今までそれができなかったということですか。

○議長(大石 巖君) 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長(糸田真男君) 学校教育課でございます。

これまでも同様のことはやっていってはいるんですが、吉田町学調今回休止しているという状況の中で、目標が未達という状況ではございますので、当然そこについて、これまでもやってきたんですが、多分、これまでであれば解答返却してそのままになってしまったような状況もあったかもしれないんですけども、そこをより理解して次に進むというようなところを、より強調して行っていくということになっていきました。

○議長(大石 巖君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) それをどうやってチェックするんですか。PDCAサイクル、新たなPDCAサイクルというものは回っているということをどのようにチェックするおつもりなんでしょうか。

○議長(大石 巖君) 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長(糸田真男君) 学校教育課でございます。

当教育委員会の中に指導主事3人、指導主事2人、それから知的指導主事1人ということで指導主事がおります。その中で、今、グループそれぞれ、児童・生徒は1人1台端末持っておりますが、教員も端末を1人1台持っています。

その中で、端末上で、チャット上でいろんな確認を常に指導主事行っておりますし、さらには、学力向上会議とか、いろいろなそれぞれの会議に指導主事が学校に行き、いろんな教務主任や研修主任等と話をしておりますので、そこで具体的な話はしておりますので、そこで情報を得て指導したりというような状況でやっております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) 先ほど車座対話の話があったんですけども、車座対話において、

詳細に分析する時間がないとか、調査結果としてたくさんのデータが示され、どう分析していいのかわからない。学校での分析になるため、対策がどうしても自分たちのできる範囲のことしか思いつかず、マンネリ化してしまうというような意見が出て、じゃ、教育委員会としてはやめましょう、多忙でやめましょうというような話になっていると思うんだけど、そこが私は問題だと思っていて、じゃ、それが多忙の中でできないのであれば、どうすればしっかり分析して、子供たちの教育、成長を促すことができるのかということをおもひながら考えましょうよという投げかけをして、この吉田町の調査データ見ましたけれども、結構詳しいし、他市町との比較等も出ているわけですから、似たような町の中で吉田町はどういうふうに位置づけられているのか、そういう分析等は重要なことだと思うんですよ。

要するに、ふだんのテストだけでできるとかできないとかよりもっと広いところを見て、それをいかに先生たちに、何のためにやるかを理解してもらって、じゃ、どうやってこれを分析していったらいいのかわ、先生たちがどこが困っているのかわ、多忙なのかわ、それは、例えば教育委員会なり、ベネッセなりにやらせて、こういうことですかということをしっかり先生方に個々のデータをお見せして、それを教育に生かしていただくというのが私にはいいと思っていますんですが、なぜ、そういう多忙、言われたら、じゃ、やめましょうにつながったのか理解できないんですが、そこはどうですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町学力調査をやめた理由で、単純に教員の多忙化のためにやめたよという話、それが大きな要因の一つではあるんですが、そもそも代替手段として、全国学力・学習状況調査、こちらのほうも当然結果が出て集約して分析というところをやっている、同じものを吉田町学調でもやっていると。吉田町学調については、ベネッセさんに委託して、分析もしてもらっていたところではあるんですが、そこが教員としては全国学調と吉田町学調とあって、県学調等もある中で、いろいろなものが立て続けにあって、当然、多忙化ということであれば、ベネッセの吉田町学調を全然分析しなくていいよと、ある意味業者にやってもらって、それをそのまま見ればいい、それを児童・生徒に還元すればいいかなという方法も当然あるかと思うんですが、当然予算を使って、吉田町学調をやっている中で、やってそのままいいのかわ、ということも当然あります。始めたきっかけとしては当然分析してしっかりと教育委員会として分析して町の方向性というところ、それから学校としてもしっかりと分析してもらわないと困るというような状況でやってきた中で、なかなかやりっぱなしでそのままいいよというわけにもいかないという中でいけば、全国学調で代替できるだろうと。さらに今、単元テスト等でやっていけるということで、詳細な分析というところのよさは当然あるんですけども、そこについて、いったん休止して今、考えているというような状況になります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 吉田町学調と全国学調の違いは、全国学調は小学校6年と中学校3年しかやっていない。吉田町学調は全学年やっていたわけです。それによって、その子供たちがどのように成長していくかを追うことができる、私はここが決定的な違いだと思っています。

また、分析に関して、そこに分析をお渡しして、渡しっぱなしでいいのかわ、というような発言されること自体おかしな話であって、お渡しする限り、それをいかに有効に使うかを指導

していくのが教育委員会だと私は思っているんだけど、それはもったいないからそんなことやめますとされた、それは教育委員会、怠慢ですよ。どう思いますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町学調について、先程の答弁の中で、ちょっと私のほうの説明で少し至らなかった点があるかと思うんですが、どうしても教員が今、授業、1年間のサイクルの中でやっていく、教育課程を組んで、授業をやっていく中で、吉田町学調が入っていたことによって、いろんな授業日数、そこで削ったりとか、自分の中の教育、各先生方が教育課程を組んでいく中で、どうしても足かせになっていた部分があったというところで、ただ、吉田町学調の有効性というのは非常に当然あるということは結果からも、結果というかそういう分析結果等を見ても分かりますので、それを基に当然教育委員会として分析していくということが非常に有効なものということも確認はしている中ではあるもんですから、単純に取って出しというようなちょっと発言をしてしまったんですけども、そこについては、軽んじて言ったわけではなく、そういうふうになってしまうんでは困るから、今はちょっと検証しているということでお伝えをいたしました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、実際にやっているのと比較しているということなので、しっかり考えて今後の方針を決めていただきたいというふうに考えます。

では、次に全国学力調査結果について質問します。

その前に参考資料をお配りしたので、ちょっと説明しておきます。

資料1は全国学力調査における吉田町及び静岡県の平均正答率と全国の平均正答率の差のグラフです。上二つのグラフが小学校の国語と算数、下二つが中学校の国語と数学に関するグラフです。ここで言えることは小学校においては、吉田町と静岡県、都市にもよりますが遜色ないように見えます。しかし、中学校になると、静岡県は確実に全国平均を上回っています。しかし、吉田町はほぼ全国平均を下回っているという状況です。

資料2は、吉田町の小学生、6年生のときの全国平均正答率との差に対して、その6年生が中学3年生になったときに、全国平均正答率との差がどう変化したのかを表した表とグラフです。

資料3は、資料2と同様な比較を静岡県の小学校6年生と3年生で行ったものです。吉田町では、平成30年の小学校6年生が、大きく全国平均を下回っていましたが、令和3年に中学3年生になって少し全国平均正答率を上回った以外は、全国の平均正答率との比較において、小学校に比べ中学校のほうがほぼ下回っています。それに対して静岡県は、小学校から中学校への変化にほぼ向上しており、全国の平均正答率を上回っています。

そこで質問ですが、この同じ学年での小学校と中学校への変化、というのはもちろんこれはデータとして出ていますので、認知されていると思うんですが、この結果をどのように分析し、どのような対策を打とうとしているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの小学校6年生から中学3年生に上がるに当たっての吉田町の平均が、学力が、

平均正答率から見ると学力が劣ってしまっているという原因についてなんですが、教育委員会としての分析として、根拠のある原因の分析というのはなかなか難しいと考えております。

吉田町にとってということで、様々な原因が考えられるんですけども、例えば小学校6年から中学校3年になって何が変わったのか、吉田町の特性として、教育委員会として、これはあくまでも想像という形の中の原因の分析なんですけれども。

例えば、中学校での学習内容が難しくなって理解がついていかない子が多い。

それから、分からないことがあっても生徒が聞くことをせずにそのままにしてしまう。

それから、文字数の多い問題文への対応ができない。

それから、分からないことが増えてくると学習への意欲が減退するというようなことが、静岡県内のほかの中学校に比べて吉田中学校についてはそういった生徒が少し多いのではないかとこのところ、こういったところを踏まえて対策をしていくということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは、ほぼ事実に近いことを羅列していただいたんで、それに対して、教育委員会はどのような手を打とうとしているのか、それはずっと同じ結果を繰り返しているわけです。いまだにその答えが返ってこないというのは問題じゃないかと思っているんで、そこに関してその事実を踏まえてどういう対策を打とうとしているのかということはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほど、教育長の答弁の中でも申し上げましたが、今年の全国学力・学習状況調査の点数、出た中で学習状況調査のほうの質問の中の学校の授業時間以外に、ふだん1日当たりどれぐらいの時間読書をしますかということに対して大幅にちょっと県平均に比べて少ないというところで、当然、読書量が少ないというところの結果が出ておりますので、ここと学力との相関というところが当然一つのキーになるのではないかとこのところではあるんですが、どうしても読書量と学力の相関関係についてははっきりとしたエビデンスがあるわけではないというふうにも言われておりますので、そこについて、学調の問題は文字数が多くて長い文章を読むとか、そういった条件に応じて答えるというように応用力が試されますので、当然、本や新聞を読んで要点を捉える力を身につけていくということが大切ではないかとこのところ、今、授業改善を当然しているわけですが、今、当然主体的に学ぶということで、個人が、児童・生徒が主体となって、授業をやっていくというスタイルになっておりますので、そういったところで授業中にただ一方で先生が言っているのを聞いているだけじゃなくて、児童・生徒がそれぞれが考えて議論していくというような授業内容になることによって、そういった要点の、そういった読解力とかそういったことも授業の中でついていくんじゃないかというところで今、やっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと別の観点からいきます。

先ほどの答弁でもありましたけれども、今年の4年の全国学力・学習調査の結果報告とし

て、町政連絡会でいただきました。その中の今後の取組というところに、答弁であった三つが掲げられていたわけですか。これ、一つ一つ聞いていると時間かかるので、要はあまりにも抽象的な話じゃないですか。3番目の教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の学力、学習状況の向上を目指した教育活動を推進すると。具体的に何やるんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

これは、今、吉田町の総合的な学習の時間で行われている吉田探求というところで、これがまさに吉田町のいろんな仕事を学んだり、吉田町のことを学ぶということで、地域の方も御協力いただきながら、保護者の方も御協力いただきながら、吉田探求を進めていくという非常に有効的であろう狙いをやっていますので、こういったところが一つの具体例というところになるかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それ、今までもやっていますよね。

総合、吉田探求、私も実にはいい教育だと思っているんだけど、それは今までもやっていることであって、それをどう変えていくのか、今後の取組として掲げている以上、今までちょっと低い、未達です。目標未達です。それに対して、今後の対応として書いていることとすれば、今までどおりやりますと言われてもそれはぴんときないですね。吉田探求をどう変えて、家庭、地域、教育委員会、学校が一体となってやっていくというふうに考えているのか。正直言ってこれ、読んだって、聞いたって、何やるのとか思い浮かばないわけですよ。よりもっと具体的に何をやるということを示さない限り、これ、地域の皆さん、学校の皆さん、御家庭、教育委員会はそんなこと言っているのねと。じゃ、俺たち何やればいいんだ、私たち何やればいいんだという感じになってしまうんだけど、そこはどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

そうですね、ただいま、教育委員会として示した内容があまりにも抽象的というところで、確かにこれを見て保護者、地域の方は何をすればいいんだということになりますし。というところではあるんですが、どうしてもうまくこの、今回公表した資料の中に具体にというところについては、基本的な学校の成績、全国学調の成績は各学校によって成績が違う中で、学校のそれぞれの特徴がありますので、具体的にどうするかというのは各学校で決めていただくというところがあります。

そこは別に学校に投げているわけではなくて、指導主事がしっかりとサポートした中で具体的に動いていくということになりますので、公表資料の中に、それを具体的に言うというところがなかなかそれぞれの各学校と学年等によって違ってきますので、なかなかうたえない部分ではあるんですが、というところで、こういう公表資料になっているということになるものですから、当然具体にはいろいろとそれぞれこの結果を受けて、指導主事と各学校が話し合いをしながら動いているという状況ではあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ということからすると、今ちょっとそれを検討していますと。そうした検討した中で、その地域の方々とか家庭に対して、学校も含めて相談しているんでしょうけれども、そういうふうに教育委員会としての方針、各学校の方針というのは、地域とか家庭に伝達されるという理解でよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

各学校につきましては、当然年度の最初の目標というのをつくりますので、いろんな学力調査だけじゃなくて、学校の生徒・児童の状況に応じて、当然学校の目標をつくります。ですので、そこで具体的なこういったものに今年について取り組んでいきますよというところは、学校目標として掲げられますので、それは保護者にもそうですし、住民の方にも周知できるといような内容のものを出します。

教育委員会としては、具体的なところが多分全体としてということの方針としては出るというか、そういったものは出すんですけども、具体的にこれということについては、基本的に今のところは、今、出ていないという状況になっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 教育委員会が今後の取組として三つの項目を掲げました。それを今、学校と協議中ですと。少なくとも2番目なんかに関しても生徒のことですので、各御家庭にしっかりそれを伝えるべきだと。そうすると、その今おっしゃった年初の学校からの連絡、今、学校それぞれやっていると言うけれども、教育委員会としてこういうことを考えて、学校と相談して、こういうことをやろうと決めましたということをごに織り込ませることが教育委員会としてしっかりやるべきことじゃないかと思うんですけども、それはそういうものを入れてもらうように、今後は努めていくということでもいいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育委員会としましても、山田教育長の下でやっているわけなんですけど、山田教育長のほうで年間の方針というのは当然つくりまして、そこで具体的な今年についてはこれについて強く推し進めるよということを示しておりますので、当然来年度についても同じように、また新しい方針というか、その年に進めていく方針というのは示されるということになりますので、教育委員会として出すということで理解していただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） いや、今ずっと言っているのは、その方針があまりにも抽象的だから、ぴんと来ない、受け取ったもんは。より具体的にどうするというをそこに入れていただきたいと言っているんですけども、通じていませんか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

そうですね、そこにどこまで具体的かということも含めて検討させていただいて、どうするかということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 孫がいますので、チェックしますので、またよろしくをお願いします。

で、もう一つ、教育委員会の事業とか答弁、今日まだ出ていないんですけども、ちょっと心配なことが、平成26年から全国学力・学習調査の結果というのは報告しているわけじゃないですか。にもかかわらず、令和元年度から静岡大学の村山教授の指導の下、今までは結果、今後の対応というのがしっかり出ていたんですけども、令和元年度はそれは出ていなかったんですよ。令和元年まで出ていて、令和3年度はなかったわけです。令和4年度は先ほど今後の取組ということで三つ挙がってきたわけですけども、何か昔はしっかり考え方、教育委員会の考え方、こうしますと。それが当たっているかどうかは別ですよ。でも示していた。ところが、令和3年度からそれが全然示されない。前回は答弁求めましたけれども、村山先生の御指導の下ということで、あまり余分なことは報告しませんというような方針に変わりましたということなので、そこに関して教育委員会は、それで済むならそれでいいというふうに考えているのか、今まで、本当はもっといろいろ考えているけれども、出すのはそこまでよという状況なのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

平成30年度以前と2年度以降が違っているというところで、村山先生につきましては、平成30年度以前からもう御指導いただいていたという状況になります。

学力調査の件に関しては、結局テスト結果をそこで分析するということになるんですが、村山先生からのお話の中で、どうしても学力調査はそのときの問題の傾向とか内容によって当然結果は違ってくるというところで、そこの一問一問を分析するというよりは、全体の傾向をつかんだほうが、やはりいいというところ。それから、一問一問分析していくことによって当然なかなか分析の時間もかかるというところがあったもんですから、教育委員会としても村山先生の御指導に従って、簡易的な評価というところに賛同して進んでいったということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私の思いは、強い教育委員会になってほしいと思うわけです。だから、TCP以来、車座対応やって、学校の先生の意見に従って、ああ、もう忙しい、じゃ、やめましょうか。村山先生のおっしゃるこういうやり方にしなさい。ああ、それでやりましょうじゃなくて、そういうことに対して、ストップをかけるというか、本当にこれでいいのかと、吉田町の教育は、というしっかりした考えを持つ教育委員会。教育委員会が吉田町の教育全般を把握して、全学年生徒を理解した上で、本当にこれでいいののかと言えるような強い教育委員会にしていきたいというふうに思うんですが、教育長、それに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） もちろん教育委員会のほうで強い意思を持たなくてはいけないということは、当然のことだというふうに思います。いろんなものに流されてということではない。

村山教授に関しては、吉田町に関わってもらっていますが、静岡県にも関わっていただい

ています。県のほうの分析についても、村山教授の助言を基にしてやっておりますので、そうした意味では参考にしながらこちら対応していきたいと考えています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） もうちょっと時間がないので、町長、最後に、町長のPRをやろうと思っていたんですが、時間がないのでやめます。

じゃ、終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で12番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

[2番 楠元由美子君登壇]

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和4年第4回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、観光施設の整備と町のおもてなしについて町長にお伺いいたします。

3年ぶりの開催となった小山城まつりは、多くの方々の来場により活気あふれるにぎわいを実感し大盛況となりました。天気にも恵まれ、無料開放された展望台小山城を楽しむ方も多かったと思われまます。

さて、町は、高齢者や障害者、小さなお子様など来場者に優しい公園づくりを目指し、整備に向けて取り組んでいると思いますが、私が行った令和元年第4回議会定例会の一般質問において答弁のあった女坂の手すりはいまだもって設置されていません。

また、展望台小山城周辺に目を向けると、高齢者や障害者の方々に配慮した公園散策路の整備は必要であり、町では長年懸案となっている資料館西側付近への能満寺山公園駐車場整備に取り組んでおり、未買収の土地もあり、整備に至っていないとの答弁がありました、その後進展はあったのでしょうか。

郷土資料館に隣接されたトイレはきれいに掃除され、洋式トイレも設置されているのはうれしいのですが、郷土資料館入り口付近や南側近辺の樹木は、大きく育ち過ぎて、伸びた枝は日の光を遮るため、暗く不気味さを感じ、安心して利用できないのではないかと思います。

また、町内全体に視野を広げますと、5月に完成式が行われた大井川河川防災ステーショ

ン内に設置された吉田町水防センターでは、眺望を楽しみながら一休みできる憩いの場として平時の活用が可能となっていますが、「トイレは吉田公園のトイレをご利用ください」との張り紙がされ、常時利用できるトイレの設置はなく、来場者へのおもてなし、ウォーキングの方々への配慮に欠け、とても残念に思います。

漁港区域内に整備中の多目的広場には、トイレ設置の計画はされていると思われませんが、水防センターまで1.5キロメートルほどあり、中間点でのトイレ設置計画はあるのか、人々が行き交う海浜回廊として活用すると聞いていますが、果たして人々が安心して利用することができるのか、疑問に思います。

そのほか、屋外に設置されたトイレに目を向ければ、大井川高島グラウンドのトイレは、少し離れた場所に設置されており、和式のみ、川尻浜丁会館敷地内のトイレは利用者も多いようですが、和式のみ、また大井川清流緑地内のトイレは壊れたまま整備されず、簡易トイレ設置の現状であります。

少しでも長く滞在してもらうため、観光と併せてトイレを巡るユニークな楽しみ方を企画した広島県府中市の「びんご府中観光トイレツーリズム」が話題となっています。健康維持のため、ウォーキングを楽しむ方にとってトイレはとても重要であり、また、来町者へのおもてなしにもつながるものと考えます。我が町へ一人でも多くの方が来町しやすいよう公衆トイレを設けたポケットパークなどの観光施設を設置することも今後必要と考えます。

川尻地区内の河川管理区域内にある通称「竹炭の里」や富士フィルム駐輪場西側のベンチが設置されている「憩いの場」は、まさにポケットパークとなる観光資源につながるものと考えますが、トイレはなく、年に一度環境整備が行われる時以外は草木が生い茂り、常時安心して利用できない状況です。

以上を踏まえ、以下を質問します。

(1) 能満寺山公園の整備について。

ア、女坂の手すりの設置はいつなのか。

イ、郷土資料館西側の町有地は今後どのような計画で進めていくのか。

ウ、資料館近辺の樹木の管理はどのようになっているのか。

(2) 観光施設や来町者へのおもてなし施設（トイレ）の整備について。

ア、水防センターから多目的広場までの間に、今後トイレを設置する計画はあるのか。

イ、通称「竹炭の里」、富士フィルム駐輪場西側の「憩いの場」などの管理状況と、今後トイレの設置を含んだ活用性について、町の考えは。

(3) 町は観光協会をどのように活用しているのか。また、今後町の観光推進のためにも「観光課」を新たに設置することを望むが、町はどう考えるのか。

以上が、私の質問の要旨です。明確なる御答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 観光施設の整備と町のおもてなしについての御質問のうち、1点目の能満寺山公園の整備についてのア、女坂の手すり設置はいつなのかと、イ、郷土資料館西側町有地は、今後、どのような計画で進めていくのかにつきまして、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

女坂の手すりの設置につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえて設置工事を見送った経緯がございますが、今後実施する方向で検討してまいります。

また、吉田町郷土資料館西側町有地につきましては、これまでの一般質問でもお答えしましたとおり、町のシンボルである展望台小山城へのアクセスを向上させることで、高齢者や障害者、小さなお子様など、誰もが容易に足を運べる優しい公園の実現を目指して駐車場の整備を計画し、一部用地を取得した経緯がございます。

町といたしましては、展望台小山城を中心とした能満寺山公園が町の観光拠点として、多くの皆様をお迎えし、満足していただける施設となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ウ、資料館近辺の樹木の管理はどのようになっているのかについてお答えいたします。

能満寺山公園の樹木は、毎年10月から1月にかけて剪定や伐倒を行っております。主に腐朽し倒木の危険がある樹木の伐採、園路上部にかかる樹木下枝の剪定、3月に行う夜桜ライトアップのための桜並木の剪定などを実施しております。

このほかにも、樹木が過密状態の場合は、日当たりや風通しの改善、公園内の見通しを確保するため、間引き伐採を行っておりますが、全ての樹木を剪定することは費用面から見ても難しいことから、来場者にとって支障となる部分を優先して剪定を行っております。

今後も吉田町郷土資料館付近の樹木の剪定を含め、来場者の安全が確保できるような適正な維持管理に努めてまいります。

次に、2点目の観光施設や来町者へのおもてなし施設・トイレの整備についてのうち、ア、水防センターから多目的広場までの間に、今後トイレを設置する計画はあるのかについてお答えいたします。

まず、現状を御説明申し上げますと、水防センターがある河川防災ステーションでは、県営吉田公園のトイレの利用を御案内しております。また、川尻海岸防潮堤の中ほど付近には、川尻大道公園のトイレがあり、常時御利用いただける状況となっております。

吉田漁港多目的広場につきましては、トイレの設置を計画しており、来年度中には御利用いただけるよう整備を進めてまいります。

今後の計画でございますが、県営吉田公園南側エリアの利活用を検討していく中で、必要に応じてトイレなどの整備を考慮してまいります。

次に、イ、通称「竹炭の里」、富士フィルム駐輪場西側の「憩いの場」などの管理状況と、今後トイレの設置を含んだ活用性について町の考えはについてお答えいたします。

通称「竹炭の里」または「螢の里」と呼ばれている町営住宅さくら団地付近にある広場は、水辺に触れ合う場として大窪川を改修するとともに、平成10年頃に水路や親水階段など整備したものでございます。

供用後の管理状況につきましては、過去には、竹炭の会による活動や地元町内会の避難訓練などに有効活用していただき、地域の皆様の協力を得ながら、草刈り、樹木の剪定などを実施していた頃もございましたが、そのような活動も次第になくなり、現在は出入り口付近のみの草刈りを実施していただいている状況でございます。

今後も適正な管理は努めてまいります。現在の利用状況からトイレを設置する予定はございません。

一方、議員の御質問にあります富士フィルム静岡株式会社駐輪場西側の「憩いの場」と呼ばれる広場は、川辺に触れ合いながら休憩する場として、大窪川の改修とともに平成2年頃に親水階段や藤棚、ベンチなどを整備したものでございます。

供用後の管理状況につきまして、以前は環境美化活動など地域の皆様の協力を得ながら、草刈りや樹木の剪定などを実施しておりましたが、現在は不定期に草刈りを実施する程度の状況でございます。

今後も適正な管理に努めてまいります。現状においてはトイレを設置する予定はございません。

最後に、3点目の町は観光協会をどのように活用しているのか。また、今後町の観光振興のためにも「観光課」を新たに設置することを望むが町はどう考えるかについてお答えいたします。

町では、例年5月下旬に開催の「吉田町凧揚げまつり」、8月23日に開催の「吉田町港まつり・花火大会」、11月3日に開催の「小山城まつり」の3大まつりを吉田町観光協会が主催することで、観光振興イベントを活用した地域の活性化を図っております。

また、観光行政をどのように進めていくかにつきましては、吉田町観光協会の法人化や官民の広域的な連携により観光振興を推進する観光地域づくりDMOを活用するなど様々な手法が考えられますことから、現時点では観光課を設置することは考えておりません。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 御答弁をありがとうございました。

少し再質問をします。

郷土資料館西側の町有地のお話、答弁もいただきました。町のほうも一部、用地のほうは取得していながらも、まだ取得できない部分のところに関して努力されているというお話をいただいております。

その中で、いまだ未買収の土地のところの用地買収の状況なんですけれども、地権者との話合いのほうは良好な方向性に向かっているのでしょうか、教えてください。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この駐車場整備につきましては、建設課のほうで調整させていただいておりますので、建設課のほうからお答えさせていただいております。

この駐車場用地には7筆土地がございまして、これまで3筆取得のほうはさせていただいておりますので、残り4筆というところになるんですが、その4筆の方の地権者との交渉というところがございますが、一部ちょっと所有者が不明という土地もございまして、大きな土地につきましては、今年度も年度の当初に一度ちょっと現場を確認させていただいた折にお話はさせていただいているということがありますが、ただ、ちょっとまだ実施計画として具体的な時期等が定まっておきませんので、まだ具体的なお話はさせていただいてはおりませんが、交渉というんですか、お話はさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今4筆交渉中ということで、一部の方は連絡が取れていない状況ではあるけれども、ほかの方との交渉のほうはうまくいっているようなお話かと思うんですけども、一部不明者がいらっしゃるのところに、明るい方向性に行くような何か町のほうの考え方はあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

ちょっと答弁の一部修正させていただきたいんですが、残りの4筆の方、全ての方と一部所有者、不明な土地を除いてほかの方とうまくいっているところまではいってなくて、その一部の方とお話はさせていただいているところはあるんですが、まだ具体的な話までは踏み込んだ状態ではお話できていませんので、ただ、お話をさせていただいているという状況でございます。

その一部不明者が分からないといった土地につきましては、ごく一部ではございますが、今後取得するに当たって現時点では、その相手もちょっと分からない。以前の答弁でもお答えをさせていただいていると思うんですが、一部そういった土地もあるもんですから、引き続き調査を続けていくんですが、現在の所有者が分からないという状況でございます。ただそれは、全体の土地から見てごく一部の土地でございますので、全ての土地を取得するということになれば、買収ということは必要になってくるんですが、そこを除いたところでも一部供用というのは、今、町としてはできるんでないかということも考えておりますので、状況を踏まえながら判断させていただきたいとそんなふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

一部の方、連絡が取れない方がいらっしゃる中で、ほかの方とはお話のほうができるような状態は継続されているというお話でした。一部最終的に全部の用地買収が一番理想と考えているとは思いますが、一部不明の部分のところに、万が一取得できなくても、何かしら活用できるようなことはお考えのようでは、お話でしたけれども、例えば今3分の1ぐらいですか、取得されている用地があるんですが、この残りの部分の取得が進まない限り、今取得されている町有地に関しての整備のほうは、全く町のほうはそちらのほうの高台の駐車場として利用するようなお考えは、今のところはないというような考え方なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

まず、駐車場のところの用地の取得状況という面積的なものになるんですが、先ほど7筆中3筆は取得させていただいたというお話させていただきましたが、面積で申し上げますと、約1,700平方メートル中75%に当たる1,300平米ほどは既に取得のほうさせていただいております。そのような状況の中、町としては、この駐車場も整備する方向では当然考えているんですが、町長答弁にもございましたとおり、展望台小山城を中心とした能満寺山公園が、町の観光拠点とするためには、手すり、また駐車場の整備のみならず、入り口になる道路の拡幅、またバス停の整備なども必要と考えておりますので、これらの整備を複合的に捉えた上

で、優先順位を見極めてこの駐車場の整備も今進めていきたいというところでございます。

ただ、こういった状況がございますので、今、具体的な時期につきましては、定まっていないとそのような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、高台の駐車場のお話の中で、計画のほうはまだしっかりとしたものはないというようなお話をいただきましたが、町のほうでは、実際高台の駐車場のイメージ自体はできているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

その駐車場、実際実施に当たっては、また測量設計から実施する必要はあるんですが、素案としまして、こういった駐車場のイメージというのは、持ち合わせております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 全体的な公園の整備も含めて、こちらのほうの駐車場、女坂の手すりも考えられているというようなお話をいただきましたが、実際整備はするものの計画がいつになるかは分からないという中、御利用したい方には、本当にこの駐車場の便利さというのを求めている方は多いと思います。その辺の町民の声に対して町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今の御質問の中で、女坂の手すりの設置工事、また駐車場の整備のところについてですけども、ちょっと答弁とかぶってしまうところあるんですけども、女坂の手すりの設置工事につきましても、今後実施する方向で検討してまいりますということを示していますので、そこにつきましては、現状を踏まえると、利便性の向上にもなりますし、経済性や施工性、景観も含めて女坂の手すり設置工事については整理して整備を実施する方向で検討してまいります。

また、駐車場の町有地の部分についても、答弁の中でも整備を計画して進めてまいりたいと考えていますということで答弁しています。その中で、観光施設としてその上が駐車場になったときには、当然高齢者や障害者が通れるような形でも整備をする必要があるんで、小山城の中の園路についても何かしらの対策も必要になってきますので、そこも含めて整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

女坂の手すり、また高台の駐車場のほうは、今後設置、また整備をする計画は確実にあるということは重々理解しました。ただ、気になるところは、小山城周辺の能満寺山公園はじめ周辺の整備とともに、こちらのほうも進めていくというところで、いつになるのかというところがとても気になるところであります。計画もいつかは答えられないというようなお話はありましたけれども、具体的な年数は言えないかもしれませんが、大体町としては、

どれぐらいまでにここの整備と、バスターミナルとかも含め、どれぐらいまでには町が望んでいるようなイメージの形のものを造りたいとお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） すみません、今、議員から御質問いただきました。

先ほどもちょっと答弁の繰り返しにもなるかとは思いますが、まず、一つは、手すりの設置については、今後検討で進めていくということで今お話をさせていただいております。全体計画、いわゆる用地、道路用地につきましては、やはり相手方もあることですし、現在も今、交渉を続けているところでございますので、その点のある程度道筋が出なければ、いつ頃というのがちょっとなかなかできないというところもありますが、当然整備をするということも計画をしておりますので、粘り強く御理解得られるように、地権者の皆さんにもしっかりお話をしながら計画のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 手すりのほうの設置のほうはもう確実に進めていくという心強いお言葉をいただきました。本当に高台の駐車場のほうもやはり町のシンボルである吉田町の観光施設と言えどこというと、大体やはり小山城と言われる方が多い中、やはり皆さん元気な方はもちろん大丈夫なんですけれども、小さいお子様づれのファミリーですとか、高齢者の方なんかは、なかなかあの階段を上るのには非常に厳しい方もいらっしゃると思います。なので、本当、こちらの駐車場を期待されている町民の方も多いので、ぜひ町のほうも相手の方の御理解はいただかなければならないので、そこも重々分かりますけれども、いい形で皆さんが利用しやすいようなものにしていただきたいと思います。

次の再質問をします。

水防センターですね。こちらのほう令和2年12月の定例会で私のほうから一般質問をした際に、谷澤理事のほうからの答弁の中で、平常時におきましては、交流・憩いの場を創出するというので、この推進計画のほうも定めており、二面性の活用を考えた形の整備になってくるとかと思っていますとありました。

5月に完成式を行いました。町がイメージしていたような交流・憩いの場の創出に近づいたのでしょうか。お答えください。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） ただいまの議員からの御質問でございますが、私も以前そのような答弁のほうをさせていただいていると承知しております。

シーガーデンシティ構想というのは、数年でできるという計画でございません。当然最初に躯体、いわゆる安全を確保する。その上で、にぎわいを同時に進めていこうというのが、シーガーデンシティ構想でございます。

水防センターということで、まずは設置をさせていただきました。あそこが拠点と、いわゆる拠点になるところということで、展望施設を併せ持って、実際の水防センターを活動する場であるということで整備をしたところでございます。

まだまだシーガーデンシティ構想、シーガーデンの整備のほうはこれからというところがございます。現在躯体であります海浜回廊の部分、道路部分のところは今できておりますが、まだ多目的広場、それから吉田公園南側の養生地、いわゆる3.1ヘクタールのところが現在

今計画を進めているところがございますので、そうしたそれぞれを点と点を線で結んで、面的整備を今後進めていくということでございます。まだ未完成というところになるかと思いますが、今少しずつ一歩一歩進めているというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

水防センターを拠点にこれからまだまだ町がイメージしているものに近づくような整備が今後も行われていくような答弁をいただきました。

先ほどの町長答弁の中でも吉田公園の南側の町有地の活用性のほうのお話も出ておりましたが、もう少しそこのところ具体的にどのような計画が上がってきているのか、少し教えていただきたいのですが。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今年度企画課のほうで可能性調査ということで、どういう利活用ができるかというところで調査のほうを出しております。今その辺の作業のほうは委託を出しまして、順次進めているところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、今年度調査を出して委託をされ、順次進めているというお話ですが、具体的にその計画内容が、今年度中にある程度決まってくるのか、それとも来年度までかけて計画が上がってくるのか、どのような予定でありますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそシーガーデンシティ構想の中で、今うちのほうが3.1ヘクタールについて出しているところにつきましては、それこそその構想の中でもレジャー・スポーツゾーンというところで活用のほうは、構想の中では考えてございます。これに見合ったものについて今どういうふうな利用にするかということで、今、調査のほうを進めておりますので、その調査の結果については、今年度中には出ると。ただ、具体的に細かく何をどのようにというところまではあれですけれども、可能性については、今年度調査の中で出るということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今年度中に具体的に内容を決めていくというふうなお話でした。先ほどの町長答弁の中で、こちらの吉田公園南側エリアの利活用を検討していく中で、必要に応じてトイレなどの整備を考慮してまいりますというふうな答弁がありました。

今の課長の答弁ですと、レジャー・スポーツゾーンとして造られるような計画を考えているとするならば、トイレは必要不可欠かとは思いますが、そのあたりはどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそレジャー・スポーツゾーンという中で、先ほど町長答弁の中でもありましたとお

り、必要に応じて適当に必要とあれば、トイレのほうを設置していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうしますと、今年度中に計画がある程度出てきた中、町のほうは、ここの場所をどれぐらいの間の期間でイメージしたものに近づけようと考えておりますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今年度はそれこそ先ほど回答させていただきました可能性調査ということで、どういうふうな利用ができるかというところをまず、調べまして、今後その整備についてどのような方向で進めていくかというものはまたその後また検討していきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

この可能性調査、今年度はやっていらっしゃるという中で、またこれから考えていくというようなお話なんですけれども、実際多目的広場も今整備中でして、そちらのほうもおいおいトイレの設置もされる予定ではあると思うのですが、あの防潮堤の天端を皆さんに活用していただきたいと町が考えていたとしたならば、トイレの設置というのは、まず、最初に考えていただくべきものかと考えるんですけれども、そのあたりは、町はどのように考えてこの計画を進めていたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 先ほども一部ちょっと答弁をさせていただきましたが、まずはシーガーデンなんですけれども、整備に当たりましては、まずは安全を確保するというので、躯体の整備を行ってきたというのがこれまでも何回か答弁をさせていただいております。その上で、今後いわゆるにぎわいを創出ということで、いろんな吉田公園南側、それから多目的広場を整備していくということになってまいります。

先ほども申し上げましたとおり、全て一遍にはできないというところもありますので、まずは躯体を整備して、住民の命、財産を守る対策をまず優先させたということでございます。

それから、まず、施設なんですけれども、議員も御承知のとおり、防潮堤、それから水防センターにつきましては、あそこは国の管理になります。ですので、町でそこに最初から計画を立ててというのがなかなか難しい箇所というのは御承知かと思えます。ですので、水防センターにつきましても、水防時実際に水防のときには、やはりなかなかトイレが、設置がなかなか難しいという中で、トイレカーを急遽設置をして、実際に水害に遭ったとき、またさらに、災害時には、避難所にも整備ができるということで整備をさせていただいたところでございます。

今後吉田公園南側、それから多目的広場併せて、トイレも含めて当然にぎわいには当然トイレも必要になってくるでしょう。そうした必要な箇所等も検討しながら設置をしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうですね、水防センター、防潮堤の上に設置されたものなので、なかなかそのところの利活用を町がどこまで設置することができるのかというところも重々理解はしていましたが、意外とあそこの場所を町がすごくにぎわいを求めていることもすごく計画を説明する中で伝わってくるものですから、どうしたら人が、皆さんが寄っていただけるのかなというのを私も含め、皆さんもやっぱり利用したい方々の思いというのも含めて私は今回こちらの話をしているわけなんですけど、仮に防潮堤の天端などの増設が難しいようであれば、例えば防潮堤北側の側道沿いなどで利用して設置することも可能だと私も思います。あと、またなかなか多目的広場と南側の町有地の整備がされない限り、トイレが設置できていないとなると、人がどこまでその場所に立ち寄ってくれるのかなというのがとてもやっぱり気になる場所でもあります。

なので、いろいろと計画の中で順序よく進めていかなければならないものとは考えるんですけども、人を集めたいと思う場所であればこそ、まず最初に、公園の設置なんかもそうだと思うんですけども、一番最初にやっぱりできるのがトイレ設置だと思うんですね。なので、その辺はもう少し町民の声なども生かして、もうちょっと前向きに考えていただきたいと思います。特にあの場所は富士山、駿河湾、伊豆半島などの眺望が本当にもう絶景で、町民の方は重々理解していると思うんですけども、吉田町を訪れた方に本当に思い出深い場所になると思うんですね。そのような方が本当に少しでも長く吉田町に滞在できる場所として、もちろん小山城がその一つを今、担っているわけなんですけれども、新たにそちらの場所をせっかく町が造ったのであれば、うまく利用して、トイレだったら誰でも利用するんじゃないかと思うと、そのような町のおもてなしの一つとして設置を必要と私は考えるんですけど、その辺は町としては、トイレ自体を先に設置する考えとか、そういったのは全く今は、計画は考えていないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 議員からのお話、重々承知をしておりますし、また私どもも園外域に人の流れをつくるということでシーガーデンシティ構想でございます。まだどうしても今の現時点では、やはりまだ全ての拠点もできていませんし、今できていないという状況もありますので、今後当然先ほどトイレということで今限定をしておりますが、トイレだけではなくて、ほかのものについてもしっかりと計画をしまして、実際に整備に早く移して、人のにぎわい、あと、本当にあそこは景色、非常にいいところですので、そうした人がにぎわうような場所ということでなればということで整備していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

先ほど町長答弁の中で、こちらの防潮堤のほうを利用される場合のトイレのほう、川尻の大道公園のところにあるトイレも御利用いただけるというようなお話をしていただいたわけなんですけれども、それはそれで近隣の方、町民の方は重々そこにその場所があるということは理解はしているんですけど、なかなか町外から来た方には、その場所というものは理解されていないと思うんですね。なので、その辺ももしこちらのトイレを利用してもらおうと考

るのであれば、何かしらそういったご案内のものは必ず必要だと思います。

あと、こちらの大道公園のトイレなんですけれども、実際定期的にお掃除されていてきれいにはされてはいるんですけれども、男女が一緒になっているトイレであって、先ほどの私の質問の要旨の中でもありましたように、和式でもあったりとかするんですが、男性の方は比較的そんなにこだわらないのかもしれませんが、やはりちょっと女性にとっては、あと、小さいお子さんにとっては、ちょっと使い勝手が悪いというか、怖いというか、危ないというか、やっぱり男の人も兼用で使えるということは、小さいお子さんにとっては、やっぱりすごく考える場所と思うんですね。なので、もしここを利用していただきたいと考えるのであれば、多目的広場のほかの整備が進む前の段階で、もう少しこの大道公園のトイレの改修というか、そういったものも必要かと思うんですけれども、その辺は町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この川尻大道公園、管理しているのは建設課になりますので、建設課のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるような構造のトイレでございまして、現に男女共用の和式のトイレがあるという状況でございますが、現時点におきましては、これを洋式等に替えると、すぐ替えるというような計画はございませんが、利用者からまたそのような要望が多くあれば、今後検討していきたいというふうに思います。ただ、トイレの数を増やすとかそういう話になりますと、トイレそのものを改造する形になりますので、費用面を考えてもかなり難しいかなという状況でございます。

その中でちょっと近隣の状況を説明させていただきますが、この川尻大道公園から直近の公園でございますが、具体的には西へ約1キロぐらい行っていただけますと、湯日川親水公園、また東には、同じく1キロぐらい行きますと、県営吉田公園がございまして、こちらの公園にはバリアフリー、または多目的のトイレがありまして、洋式のトイレも設置されていますので、そちらのトイレを利用していただきたいなというふうに考えます。これらも含めまして、防潮堤の付近に来られた方に案内するような方法につきましては、関係各課と調整してちょっと検討していきたいとそのように考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、計画は今はないということで答弁いただきましたけれども、どこまであそこの防潮堤を皆さんに利用していただきたいと町が考えていたのか分からないですけれども、自分ももっといろんな人が利用していただける場所だと思って期待はしていたので、もちろん吉田公園、親水公園にトイレあるのは重々分かってはいますけれども、車で移動しないと行けない場所であるので、今後ちょっと前向きに、車で利用できる場所ではなくて、例えばお子さんたちが遠足なんかで利用したときにも使いやすいような場所だったりとかするものも何かイメージの中ではお話あったと思いますので、前向きに何かしら皆さんが利用しやすいようなそういったものは必要と考えますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次の再質問をします。

現在大井川の清流緑地の緑地内のトイレですけれども、壊れたままであります。簡易トイレが一つ設置されておりますが、ここは誰が維持管理するものなのでしょうか、教えてください。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

こちらの大井川清流緑地のトイレにつきましては、建設課のほうで管理させていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

維持管理は建設課というお話ですが、このトイレのほうの壊れた状態は、もうここ何年か状況が同じかと思うんですけれども、このトイレの改修計画などはどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられましたトイレは、可搬式自己完結型トイレと呼ばれるものでございまして、平成11年度に設置したものでございます。ただ、トイレの製作メーカーが現在ではトイレ事業から撤退をしているということもございまして、部品交換など維持管理がままならない状況ということでございまして、今年度御予算をお認めいただきましたことから、このトイレにつきましては、今年度中に撤去する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

壊れたものは今年度中に撤去するという事は、今、教えていただいたんですけれども、その後、じゃ、その場所へのトイレは、今一つ簡易式のものがあると思うんですけれども、その状態のまま利用していただくようなのか、それともほかに別の計画があるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられましたとおり、撤去するトイレの横に仮設トイレというものが1基ございまして、これは平成20年度頃設置したものでございますが、当面は、この仮設トイレ1基で対応のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

また、今後につきましても利用者の声等聞きながら、検討していきたいというふうに考えておりますが、当面はこの1基で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

当面はトイレ1基で利用していただくようにするという答弁いただきました。このトイレの清掃も兼ねてですけれども、こちらのほうはどのような方がいつ行うような形で今なっているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

大井川清流緑地のトイレの清掃というか、管理につきましては、町のほうから現在吉田町シルバー人材センターのほうへ委託のほうをしております、年間100回ほど清掃等をしていただいているとそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。いつもきれいにさせていただいていれば、皆さん利用しやすいと思うので、また今後もよろしくお願ひします。

次の再質問をします。

富士フィルム駐輪場西側の憩いの場のお話で、先ほど答弁のほうでは、トイレの設置のほうは考えていないというようなお話、答弁をいただきました。こちらの場所は皆さん御存じのように、大幡沿いの桜並木と隣接されていまして、桜の咲く季節には本当にすばらしい場所になります。吉田町のほうでは、展望台小山城で桜のライトアップが毎年行われておりますけれども、ここの桜並木も吉田町にとっては一つの観光場所であると思ひます。大窪川と大幡川の合流する場所で、様々な鳥が見られたりとか自然豊かな場所なので、ウォーキング、またジョギングの方の癒しの場所にもなっております。しっかりとした維持管理が行われれば、町民の方ももちろんですけれども、吉田町に訪れた方にも立ち寄っていただきたいような場所と考えます。

こちらのほうの維持管理ですね。今までは地域の方も含めて皆さんで協力して行われてきていたものが、ここ最近それがなかなか継続してできない状況ではありますという答弁をいただきましたが、町として今の現状で、この場所を年、不定期に環境整備に入ることが維持管理としていいと思ひているのか、その辺をもう少し具体的に教えてほしいんですけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

こちらの議員が憩いの場とおっしゃる、また竹炭の里も同様でございますが、河川整備に合わせて整備したものにになりますので、建設課のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思ひます。

維持管理というか、今後の活用方法ということになるんですが、基本的には、現状維持というものが基本路線とは考えております。ですから、現時点においては、維持管理と考えると、トイレの設置などはそういった新しい取組というものは今考えておりませんが、やはり利用上、また景観上、防犯上の観点から、少なくとも草刈り等は必要ではないかというふうに考えておりますので、今なかなか行き届いていない状況ではあります、そこは改善を図っていきたくと。

その方法につきましては、また今後の活用方法も含めて、また地域の皆様、町が主体というのはもちろんでございますが、地域の皆様とまた相談しながらいい状態を保てるようなそのような検討を進めたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

理想は本当に皆さんできれいに環境整備ができるようなのが望ましいとは思いますが、なかなか高齢化していたりとか、お忙しい方も増えている中、御協力体制が得られない場合も多いと思うんですけれども、この場所に関しては、町のほうが公園の管理の委託と同様に委託先をお願いして、定期的な環境整備をお願いするのも一つの考えだと思いますけれども、その辺は町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられますとおり、大きい公園につきましては、委託のほうをして管理させていっているという状況がございます。このようなポケットパークみたいなところも、そういった委託による管理というのも選択肢の一つとしてあると思うんですが、やはり予算面というところがございますので、かといって、町のほうでどこまでできるかというのもございますので、その辺ちょっと総合的にちょっと判断して、今後どのような形が一番いいかというのを検討していきたいとそんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうですね、予算のことは重々考えなければいけないことだとは思いますが、ただどうしても環境整備がされていないような場所ですと、ほかのまた課題も出てくる可能性もあるので、その辺も重々御理解はしていると思うんですけれども、その辺も含めて今後環境整備をすることだけじゃなくて、なおかつ皆さんが利用しやすいようなものにつながれば、もっと皆さんもまた自分たちも、じゃ、たまには環境整備に関わろうかとかというそういう意思にもつながってくると思うので、まずは、まず、町が最初の仕掛け人として、定期的な手入れをしていただくことが第一で、それから地域の方にだんだん協力を得るような形が望ましいと思いますので、今後そういった形のものも含めてよい形の利活用につなげる場所にしていただきたいと思います。

次の再質問をします。

吉田町の観光マップですね。吉田ボヤージュが今年度7月に更新されました。吉田町の全域マップをはじめ観光スポットや自慢の特産品、また年間のイベントなどが掲載され、とても充実した楽しいマップとなっております。

吉田町をPRする観光資源の一つにつながるものですが、現在どのように活用されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この吉田ボヤージュというマップにつきましては、広くこのマップを広報し、外から来るお客様に見ていただけるようなものとして作ったものになります。

現在静岡駅の観光所だったり、藤枝、島田とかの駅の案内所に今、配架させてもらっています。あと、静岡空港にも配架しております。また町内でおきますと、小山城、あと、オアシス館などにも配架して、このマップで吉田町を訪れた方に知ってもらうような形で整備したもので、今後もこの作ったマップを活用して周知・広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

こちらの久しぶりに多分できたマップだと思うので、いろいろな方が見ていただくように、駅周辺、空港、町内だと小山城、オアシス館、いろんな人が立ち寄るところに置いていただいているということで今お聞きしました。

町外の方に向けたものではあるかもしれませんが、例えば吉田町に新しく転入された方なんかも、まだ吉田町の中を知らない方も多いと思うので、ぜひそういった方にも配布していただきたいと思います。

観光施設の整備と町のおもてなしについて、町の取組や考えをいろいろと聞かれました。計画に沿って取り組まれているところは、さらにイメージを膨らませ、今後も取り組んでいただき、今後計画が必要であるところは、吉田町の魅力を生かし、小さなお子様から高齢者が安心して過ごせる町、多くの方が気軽に訪れる町になるよう祈り、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時56分

○議長（大石 巖君） 時間は少し早いようですが、休憩を閉じ、会議を再開をしたいと思います。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

今日、質問する前に、私、昨日は初めて総体でワクチンやりました。あんなにスムーズに行くとは思わなかったです。大勢いることによって非常に安心して打つことができました。なかなかよかったです。ひとつ安心しました。今日は、だから痛いんですけども、あまり興奮しないでやります。お願いいたします。

今回、最初に上程をしたとおりです。吉田町汚水処理事業、これからの水洗化ということでお願いをいたします。

今回、公共下水道経営戦略審議会、これからは経営戦略審議会と言いますけれども、これによって令和8年度の形が一つ見えたこと、それは非常に私の中では喜ばしいことかなと思

っています。これからもまた見守っていかないかんですけれども、その中で、まず質問の要旨から入ります。

吉田町における汚水処理事業は、町民の生活環境の改善、公共用水域の保全などを目的として、平成2年から下水道事業が開始して、令和4年で32年が経過した。

令和2年度の公共下水道事業経営戦略審議会（以下、経営戦略審議会とする）において見直しが行われ、令和8年度末の379ヘクタールの下水道整備完了で区域が確定することになった。

整備の範囲は、資料に示されている区画線の内側となる下水道区域であります。ここですね。

経営戦略審議会では、下水道維持の財源の健全化の観点から下水道使用料の改定が示されている。下水道事業維持には、下水道への未接続家庭の接続率の向上が欠かせない条件であり、下水道接続率を100%にする努力が必要である。

同時に、下水道整備区域の確定により、本来の汚水処理の目的である水洗化率向上には、下水道区域外の合併浄化槽によることとなる。吉田町では、合併浄化槽の設置に個人設置型浄化槽のみに限定しているが、市町村設置型等、利用できる方法も検討すべきであると考えられる。

公共下水道事業は、未来の世代に受け継がれていく。負の遺産を未来に残さないためにも努力が必要であると考えられる。

そこで、質問をします。

1、経営戦略審議会において、下水道計画区が379ヘクタールへの計画区域縮小決定の理由は何であったのか。

2、汚水処理ビジョンの見直し結果の概要に計画目標年次が令和17年度とあるが、ここでいう計画目標とは具体的には何を意味するのか。

3、令和8年度以降の水洗化率の向上は合併浄化槽に頼ることになる。町では、合併浄化槽による汚水処理ビジョンの策定はなされているのか。

4、経営戦略審議会では、水洗化率は汚水処理人口で表しているが、受益者負担金や下水道使用料及び加入率等は戸数が単位である。単位基準は同一であることが必要と思うが、人口表記の意味合いは。

5、公共下水道事業は未来に引き継がれていく。令和8年度までの見直しは短期ビジョンである。中期・長期ビジョンの策定はされているのか。

お聞きします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町汚水処理事業、これからの水洗化についての御質問のうち、1点目の経営戦略審議会において、下水道計画区域が379ヘクタールへの計画区域縮小決定の理由は何であったかにつきましては、下水道計画を公共下水道全体計画区域と捉えてお答えをいたします。

公共下水道全体計画区域の縮小につきましては、公共下水道事業計画区域と密接に関連をしており、事業計画区域の範囲設定につきましては、令和2年第3回吉田町議会定例会にお

ける議員からの一般質問においてもお答えしましたとおり、公共下水道の整備をどこまですべきなのか、最適な整備区域を検討する必要があるございました。

令和2年度当時、町は920ヘクタールの公共下水道全体計画の下、公共下水道事業計画区域を策定し、事業を実施しておりますが、令和元年度末の整備面積は281.73ヘクタールにとどまり、全体計画区域の全てを整備するには相当な期間を要することが見込まれておりました。このため、経営戦略の策定におきましては、より現実的な将来見込みにより投資試算を行うこととし、経営戦略策定に合わせて平成27年度に策定しました汚水処理施設整備構想を見直すことといたしました。

その見直し検討の結果として、現在の事業計画区域である379ヘクタールの区域を公共下水道全体計画区域とすることが、処理場の能力を考慮しても最も経済的であると判断をいたしました。そのことにつきましては、令和2年8月19日に開催しました町政懇談会におきまして、この検討結果に至るまでの手法や経緯などを御報告申し上げたところでございます。

次に、2点目の汚水処理ビジョンの見直し結果の概要に計画目標年次が令和17年度とある。ここでいう計画目標とは具体的に何を意味するのかにつきましては、吉田町汚水処理ビジョンの15ページ、表2-2、汚水処理ビジョンの検討結果概要の中にある計画目標年次について御質問されていることと推察し、お答えいたします。

ここでの計画目標年次は、平成27年度に策定をいたしました汚水処理施設整備構想における計画目標年次でございます。

計画目標年次の設定につきましては、平成26年1月に国で作成された持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルにおいて、長期的な時間軸として20年程度と示されておりましたことから、整備構想策定における計画目標年次を令和17年度としたものでございます。

次に、3点目の令和8年度以降の水洗化率の向上は合併浄化槽に頼ることとなる。町では合併浄化槽による汚水処理ビジョンの策定はなされているのかについてお答えいたします。

こちらも令和3年第3回吉田町議会定例会における議員からの一般質問においてお答えしましたとおり、汚水処理ビジョンは、下水道整備区域と浄化槽整備区域を新たに設定し、実効性の高い汚水処理施設の未普及解消を目的とした整備計画として策定したものでございまして、下水道だけではなく合併処理浄化槽の整備も含めた内容となっております。

なお、水洗化率は一般的に下水道経営に対する指標でございますので、合併処理浄化槽を含めた汚水処理施設の普及状況の指標としましては、汚水処理人口普及率となります。

次に、4点目の経営戦略審議会では水洗化率は汚水処理人口で表しているが、受益者負担金や下水道使用料及び加入率等は戸数が単位である。単位基準は同一であることが必要と思うが、人口表記の意味合いはにつきましては、先ほどの答弁と同様に、水洗化率を汚水処理人口普及率と捉えてお答えをいたします。

国内における汚水処理の普及を示す統一的な指標といたしましては、汚水処理人口普及率でございます。汚水処理人口普及率は、毎年、国土交通省、農林水産省、環境省のそれぞれが所管する下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設の処理人口を調査し、総人口に対する割合を汚水処理人口普及率として公表されており、本県の生活排水処理長期計画の計画目標の指標にもされております。

なお、議員が戸数を単位とする受益者負担金や下水道使用料、加入率等については、

次に述べるとおりであり、戸数を単位としているものではございません。

まず、受益者負担金における受益者とは、原則として公共下水道により汚水を排出できる地域内の土地の所有者のことであり、戸数を単位としているものではございません。

次に、下水道事業につきましては、使用料の算定において、水道水を使用した場合には、その水道使用水量を下水道へ排出した汚水量として算定しております。水道使用水量は町の水道メーターによって計量され、そのメーターごとに料金が賦課されるものでございまして、例えば、集合住宅において複数の戸数があってもメーターが1つである場合もあることから、こちらも戸数を単位としているものではございません。

さらに、加入率は下水道普及に対する指標として御質問されていることと推察いたしますが、加入率として指標化されるものはなく、一般的には下水道普及率として人口を単位とし、下水道処理区域内人口を住民基本台帳の人口で除したものとして表すものになります。

このようなことから、指標基準は同一の単位基準ではなく、妥当性や客観性、比較容易性などを鑑みて設定されているものと考えます。

そのため、公共下水道事業経営戦略審議会や、その後に策定しました公共下水道事業経営戦略や汚水処理ビジョンにおいては、他団体との比較が可能であり、汚水処理施設の受益を享受する数字や割合を見るため、人口を指標基準としたものでございます。

次に、5点目の公共下水道事業は未来に継がれていく。令和8年度までの見直しは短期ビジョンである。中期・長期ビジョンは策定されているのかについてお答えをいたします。

当町における公共下水道事業に関する中・長期の計画としましては、公共下水道全体計画や公共下水道事業経営戦略、公共下水道下水道施設ストックマネジメント計画があり、いずれも国から長期的な将来計画として策定を求められているものでございます。

議員の御質問にあります令和8年度までの見直しは短期ビジョンについては、吉田町汚水処理ビジョンのことと推察いたしますが、汚水処理ビジョンにおいて令和8年度までとしているものは、未普及解消を図る下水道管渠整備事業に関するものでございます。処理場施設や使用済み管渠などの全ての下水道施設を対象としたストックマネジメント計画に基づく点検調査や改築・更新事業は継続的に進めていくものでございまして、その事業費見込みはストックマネジメント計画策定時に試算をしており、その試算を基に経営戦略を策定しているものでございます。

今後におきましても、社会情勢に対応し、長期的な視点を持ち、将来にわたり汚水処理事業の持続可能性の確保に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、詳しい内容を聞かせていただきました。

まず、私が一番、ここで今回、関心というか、受け止めることができたのは、第1問目です。経営戦略審議会において下水道計画区域が379ヘクタールの計画縮小決定は何であったのかと、この部分が私にとっては非常に重要な部分だったんです。

資料をいただきました吉田町汚水処理事業の課題、吉田町汚水処理ビジョン、令和2年度、1－4吉田町汚水処理事業の課題、汚水処理事業を取り巻く環境、この中で、外部環境、市場のニーズ、社会経済動向など、近年の人口減少、高齢化社会、経済停滞傾向では、過大

な施設計画や事業期間の長期化が現実的な問題として認識され、社会情勢や地方公共団体の財政負担と住民負担のバランスを適切に反映した策定が重視されていると、もうこの部分に関心を持ちました。

この経営戦略審議会が評価する過大な施設計画についてお聞きをいたします。

吉田町で年次別の公共下水道の資料を、大きな資料があるんですけども、A3の版です。年度別事業費内訳表、これを過大の施設、この過大のというところで、ちょっと認識をしていただきたいのは、平成2年から、たまたま平成元年度までの全部でかかった金額、必要とした金額を、まずここで情報公開条例取らせていただきました。その中で、一つやってみますと、平成2年から令和元年度までに下水道事業に費やした公共下水道事業費は約243億5,800万円、そのうち建設費は219億5,200万円と、維持管理費が約24億500万円、建設費のうち管渠建設費は約150億3,800万円、浄化センター建設費は約69億1,400万円です。令和元年の指標が今の数字で出ていますけれども、ちょっと教えていただきたいのが現在です。令和3年の結果というのはお持ちですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

恐れ入ります。現在の数字は持っておりません。

○8番（山内 均君） 恐らく、何ていうんですか……

○議長（大石 巖君） 山内議員、挙手をお願いします。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 恐らく予測していくに、多分50億とか100億とか、そういう金額がこれから増えていくと思うんです。

今言ったのは、公債費とかそれに関しては別です。公債費入れると、令和元年度で何と359億6,500万円、これだけの大きな数字が出ているわけです。

その中でお聞きしたいのが、この過大の評価に対して、下水道区域にはこれだけの金額が追加されたわけです。公共下水道事業費に関しては243億円、その中で、先ほど経営戦略会議の中で、地方公共団体と住民負担のバランスを適切に反映することは容易ではないと思っていますが、町の住民負担のバランスに対する考え、全体的な考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

住民負担のバランスということでございますが、建設費ということだけでなく、処理場を維持していくお金、それから、皆さんが利用されて排水される、この汚水を処理するお金に、今、使用料収入だけで賄えていなくて一般会計からの繰入を投じていますので、これについてバランスが適切かどうかという見直しをかけております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 大体そういうところだと思いますけれども、この大きな金額をもって安易にやることはできないと思うんです。私は吉田町の将来を左右してきているとずっと思って、いろいろ質問してきました。その中で、先ほど町長の答弁にあったような、一つのコントロールできるような指針ができてきたことに関しては、非常に町の人たちもいいことだ

と思っています。

実は、この下水道をなぜずっと扱ってきたかという、私は当初から海の中にどんどん潜って行って、ようやく今になって大陸棚に飛びついたら。その大陸棚に飛びついたものが、これからどういうふうに使っていくかによって、海に潜っていくか、平らに行くか、浮き上がることはないですから、そういうふうを考えていますので、その辺でまたちょっといろいろ聞かせていただきます。

この住民負担のバランスについては、先ほど言いました公共下水道事業が243億円かかる中に、そのお金は町の人全体が、そのお金の一部は国のお金であり、国庫補助金であり、県の補助金であり、それとあとは町の人たち、税金の中からみんなで出しているお金だと思いますので、そういう意味では、吉田町の下水道の戦略に関してはやむを得ないかなと。

ただし、先ほどから言っているとおり、これだけのお金がかかって、それを享受するのは、ずっと言ってきましたとおり、区域から外れた人たちはないんです。それが一番心配をしていたんです。その中で、水道料金の改定の話が出てきたことは非常にありがたいことだと思います。やっている人たちは大変ですけれども、我々がもっとそれに対して大変な思いをしていたと思います。

その中で、この料金の、資料につけましたそれぞれの支出とあれがあります。この資料です。この資料を見ていただくと、非常に見やすいのが、まず、収益的収支の中に下水道料金が令和3年度から12年で、718万円の中の11.5%が現在8,406万、それが水道料金が、大変ですけれども、令和12年度では基準外の他会計繰入金下水道の料金によって解消することを目的とされていますので、これから下水道料金が上がってくると思います。それでもまだ23.4%です。令和3年度の計算でいくと、収益的収支として1億699万2,000円、現在が9,210万6,000円ですから、約倍です。そのくらいの主なものが入って行って、ようやく23.4%を回していくということになります。

そういう意味で、その金額の、この他会計繰入金の基準外、基準内、国が試算をしてくるとは言われていますけれども、その試算の基準はあるんですか。どういう基準で基準外であるとか基準内がこの中で決定をされるわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

地方公営企業繰入金についての基準については、総務省から発出をされておまして、吉田町のような分流式下水道に要する経費としては、分流式下水道等に要する資本費の一部について繰り出すための経費ということで、分量式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに充てられるという基準がございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その中で、その金額の設定というものはどういう形で設定をされるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

公式のようなものはございません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 山内です。

今言われた回答で、基準がないということですよ。薄々はちょっと聞いていたものですが、ただ、やっぱりこういうことを聞きますと、今、下水道をやって、町のほうでは繰入金の基準外をなくしますよ。でも、その繰入金の基準外とは何が基準外なんですかというものがはっきりしないと、本当はそのはっきりする部分がほしいと思うんです。そういう傾向というのもないんですか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長(内田宏一君) 上下水道課でございます。

先ほど申しましたように、基準内の繰入金については資本費のうちということで定められておりますので、資本費ではないもの、維持管理的なもの、収益的収支といいますが、収益的収支についての繰入金については、認められるもの以外のものは基準外繰入金ということで、先ほど御覧いただいた円グラフの中にも示してございます。これは使用料の回収の対象となるものでございます。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 8番、山内です。

これだけ大きなものを出すときに、やっぱり国であろうが何であろうが、それはやっぱり一つの指針が出ていて、下水やっているところ、皆さんが同じような形で引けるわけですから、そういうのをやっぱり国のほうにも要求しないかんですね。

実際に、我々はずっと一般質問でやってきたのは、そういうもののために都市計画税まで公債費の払いに回っているわけです。本来、今言った基準とするものないから、結局歪んでいくと思うんですよ。多分、答えにくいかもしれんけれども、結果、町としてはそういう形での一つの指針というか、そういうものがあつたほうがやりやすいと思うんですけれども、そういうものの必要性というのは感じますよね。どうですか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長(内田宏一君) 上下水道課でございます。

議員は何か公式のようなものがあつたほうがということでしょうが、文章ではございますが、このようにはっきりと明示をされていますので、資本費の一部には充てられるよ、でも、収益的収支には充てられないよということが読み取れますので、収益的収支のほうには、我々、基準外として金額もはっきり明示して皆さんにお示しをしていますので、何かこれ以上のものが欲しいという感想は持ってありません。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 払う側としては、そういうものがどこかに基準があつて、それによってやっていますよ。要するに自分たちを納得させる方法としては、私は必要と思うんです。これ以上は言いませんけれども。

そういう形で、今言ったバランス、基準内とか基準外とかバランス、私も一番重視しているのは住民負担のバランスです。これをどのような形で少しでも和らげるためにも合併浄化槽であるとか水洗化の向上を考えながら、そういうものを町のほうでは考えているものはありませんか。

実は言いたいことは、合併浄化槽であるとかそういうもので町の人たちの不公平感を少しでも和らげるということが必要だと思うんですけれども、そういう思いはありませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

住民の汚水処理の方法としては、今、吉田町で考えられている方法に、公共下水道か、あるいは浄化槽かという方法がございました。

今までは、今まではというのは平成27年とか、要は汚水処理ビジョン策定前のことですが、公共下水道をずっと広げていくんだという考えでいましたけれども、それですと、まだ下水道が到達してない地域の方は何十年もその到達を待つこととなりますので、それを379ヘクタールでもう止めて、それ以外の区域については、もう合併浄化槽でいくんだということがお答えになるかと思いますが。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） それは先ほど聞いたとおり、今言った、私のほうでもそれに関しては一つの安堵感じゃなくて、一つの一步止める、それが確かにできているかなと感じてはいます。

実は、前も言いましたけれども、焼津でも小川港の栃山川の西はもう全体合併浄化槽でやるということで決まったわけです。そのときにいろいろ調べた中では、50年間で50億円のお金が浮くと、もっと多いと思いますけれども、そういう形があったものですから、今こういうところにこだわるわけです。

そして同時に、こういうこだわり方は、下水道とかそういうところに組み込まれない人たちがやっぱり大変な思いをしているということだと思います。だから、このバランスの中で、今言った合併浄化槽の区域が限定されたということですから、合併浄化槽でやるようなシステム、そういうのをこれから、質問の中にもありましたけれども、これから考えていく必要があると思うんですけども、そういうものの考え方、要するに浄化槽と同じように、下水道と同じように区域を決めてやるという考え方は、その構想としては出てこないわけですか。今は出ていませんよね。どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽による区域ということでございます。ということであれば、議員が提出していただきました資料の中に示しましたように、もともとの920のうち、公共下水道でやると決めた379を除いた541は、もう浄化槽だという、そういう区域を設定してございますが。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その中で、いろいろ計算をした中で、御前崎にも知り合いがいます。

御前崎も合併浄化槽とか、あそこも下水道と合併浄化槽を分けてやっていると。それをいろいろ聞いていくと、年間に100棟くらいをやっていったらしいです。

今、多分、吉田町で合併浄化槽以外の地域のそういう単独浄化槽、その情報、何基あるかというのは情報入っていますか。できたら、地域ごとに分かればうれしいんですが。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課です。

単独浄化槽のはっきりした基数については分かっておりません。

下水道の台帳は県のほうが整理をするんですが、単独浄化槽についてのはっきりした数値というのは分かっておりません。廃止をしたかどうかとかということがつかめていないとい

うことが原因のようですが。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 例えば、北区で1,000基の合併浄化槽が、もし単独浄化槽を合併浄化槽に変えると、そこには十何億というお金眠っているわけです。だから、そういうのを含めて計画的にやること、吉田町の水道業者、設備業者いますよね。そういうところで計画的にやるということとはできないものなんですか。これからの話ですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

計画的にという御質問でございました。

今、吉田町としては、循環型社会形成推進交付金の計画でもって、年間に何基という予算を組んで計画的にやっております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

その部分を区域を決めて計画的にやって、そして、本来、水質改善であるとか、生活基盤の改善であるとか、そういうものを本当に考えるとしたら、そういうものをどういうふうな形で下水と同じようにやっていくか、それは必要と思うんですよ。ぜひその辺やっていただければと思うんですけれども、これからそういう形になっていくと、これ以上ありがたくなってくれるとよいと思いますけれども。

あと、汚水処理ビジョンの見直しについて、ちょっとどこかで聞いたことがあるんですけども、今、話変わりますけれども、下水につながっている戸数、計画でやったものに対して71.2%がつながっているという資料ありますよね。そのときに、このバランスとかそういうものを振ったときに、やっぱりそこには、町としてはどういう形で力を入れていくんですか。

最初質問したとおり、現在あるものをできるだけスムーズに入れることによって、先ほど言った水道料金が30%上がると、恐らく金額も6,000万から9,000万、1億くらいいくんじゃないですか。そういう努力はする必要があると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。現在はやっていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃった71.2%というのは、我々が下水道を整備して接続できる戸数、世帯数を分母として、実際に下水道が使われた方の率、世帯と世帯の率で71.2%という数字を言ってくださったと思います。未接続の世帯がいるということでございます。この方々へ接続を促して、世帯比でいうところの水洗化率、これを向上させて収入を上げなければということでございます。

我々が行っている施策としては、ダイレクトメール、実際に下水道はもう行っているんですけども、まだ接続していない方というのは、こちらでは把握ができますので、ダイレクトメールを送って接続をしていただくようにという働きかけをしております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の話に関しては、本当に丹念にというか、繰り返しているか、それをやってもらわないことには、水道の使う量が30%は本来なら入ってくる水道ですから、そ

うすると水道も助かるでしょう。そういうのはやっぱりやっていただきたいと思うんです。その辺はぜひしっかりと考えていただきたいと思います。

あと、下水道法に、下水道の接続は3年以内に行わなければならないとあるんですけども、これ罰則規定のない努力義務規定なんですか。下水道法でいう3年以内というのは。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

これについては、前回、町政懇談会で遠藤先生の説明の中にもありました3年以内というところで、30万円の罰則規定はあるけれども、適用した例は全国でないというお話がございました。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私も遠藤先生の話聞いていて、非常に面白く、楽しく聞いていたんです。考え方、意外と冷静にやっているかなど。一方だけを見ずに。

そういう意味で、今の罰則規定がある、30万あるということなんですけども、この28.8%の方というのは、もう3年は軽く超えている人多いでしょう。50%くらいは軽く超えていますよね。そういう人たちになぜそういうのは浸透しないんですか。罰則規定があって、そして30万以下の罰則がありますよと、国ではやっているけれども、日本中、多分そうだと思うんですけども、それは何でなんですか。何と考えますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

未接続の理由については、日本下水道協会とかも調査をしております、その理由の中で、下水道の整備された区域であるんだけど、既に合併浄化槽を設置していて、家庭から出るし尿も、それから、ほかの生活雑排水も既に汚水処理をされているので、下水道へ接続するインセンティブが働かないというのが一つ理由として挙げられています。

そのほかにも挙げられております高齢者世帯、高齢者だけの世帯の方、子供世帯、あるいは孫世帯との同居をしていないものだから、合併浄化槽に変えるというインセンティブが働かない。それから、経済的な困窮者、それと、もう一つが借家の方で、建物が自分の権利でないということなものですから、改造を伴うことができないというような、代表的なものは以上の4つでございますけれども、なかなか世帯でいうところの水洗化率が上がってこない理由が幾つか分類をされております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 下水道法の中にも、今言った特別な許可と言わないけれども、容認する部分は確かありますよね。でも、それはほんの僅かであって、やっぱり隣の家が入っていて、隣の家が入っていないと、そういう社会のひずみが生まれますから、ぜひその辺はやっていただきたいと思います。

あと、先ほどから言っている水洗化率の人口比率、これ、水洗化率の人口比率というのと、例えばその比率を出すのに、その分母と分子、分母はどういう意味合いを持つんですか。何を分母としているんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

水洗化率の分母は、もう下水道の整備が済んでつなごうと思えばつなげるはずの区域の中

に住んでおられる人口を示しています、分母は。分子は実際に接続した人口です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

そのときに、その1戸当たりの人口はどういう計算をするんですか。

統計要覧見ると、23年、211の前と後では人口はかなり減っていますよね。減っているところあります。北区は増えていますけれども。そういうやつをやったときに、常に人口が変動するわけでしょう。その変動したときに、分母がどんどん変わっていくとパーセンテージはどうやって出るんですか。平均ですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

これにつきましては、今はシステムを導入してございまして、住民基本台帳上の人口と連動させておりますので、年度末時点ではありますけれども、本当に今の人口が反映されています。

ですので、仮にですけれども、下水道整備した区域から転出とか何かで人口が減れば、分母数も前年に比べて減るということもあり得ます。分子についても同じですけれども、今はシステムと連動して本当にリアルな数字にしております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 理論的にはそういうのも成り立つと思うんですよ。

私が考えているのは、例えば経営戦略会議の中に出てくる少子化です。これから50年たって半分くらいになる可能性がありますよね。そういうものに関しての、少子化とかそういうものに関しては、どういうこれから対応しようと、ですから、これ、中期・長期は後でやりますけれども、どんな対応とかそれはお考えになっているんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃったような視点、非常に重要だと思います。それがまさに、下水道、あるいは浄化槽も含めた汚水処理ビジョンを見るとき、将来何十年先を見越すかというベンチマークなんですけれども、それが国土交通省、農林水産省、環境省、いずれもいろんな下水道であるとか、農業集落排水であるとか、浄化槽を持っている、この3つの省庁が合同して作ったマニュアルがありまして、その中では、20年先を見ろということが決められています。

20年先の人口を推計してみると、その推計も社人研のデータを基に推計するんだということが言われております。それがまさに今回の汚水処理ビジョンでやったところ、以前持っていた汚水処理施設整備構想の人口推計よりもうんと下がるという結果が得られましたので、これでもって本当に今後どうするんだということで見直した、だから、下水道を縮小して合併浄化槽にしたというのもそのことによるわけですけれども、20年先を見越せということは言われています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われた人口減少、それと、もっと怖いのが、住吉・川尻に非常に見受けられる空き家、空き地、あれだけあると、恐らくパーセンテージ変わってきているはずなんです。そういうのは、例えば、さっき言った1戸当たりの区画に対する何戸とか、そういう指標を出していくと、そうすると、今、町で何が起きている、どういう傾向にいつ

いる、恐らくワンルームマンションが消えていくでしょう。そうすると、すごい数のものが基本的に減っていくわけですね。そういうものに対する対応というのはこれから考えていくんですか。今、何かそういう話も、そういう対応というものも出てきていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

先ほど、今のシステム、人口を用いた水洗化人口の住民基本台帳と連動させたシステムというのは、毎年の生の数字をずっと追っていくことができますので、本当に社人研が予測した推計と同じように人口が減っているのか、あるいは、ある年、何か社会的な理由があって増えたのかというのが追って見えますけれども、御提案いただいた空き家だとか空き地だとかというのは、調べるすべというか、毎年毎年のデータがありませんので、それを活用したものというのはいけません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かに、空き家とか空き地、それに関しては今言ったデータがないでしょう。

ただ、このデータは足で稼げますからね。要するに、それはなぜかという、そういうものはどんどん増えていくと、下水そのもののお金、下水道料金払っている人たちがもっと大変な思いをするわけです。

今言った基準内繰入金が、それが増えることによって、どんどん減って行って、本当は経営の合理化、合理化というか独立採算制という言葉に関して、私はちょっとお聞きをするのは、独立採算制というのは、基本的に生産性のないところには独立採算性なんか絶対ないです。だから、国で考える独立採算制というのは、例えば我々のビジネスの中では全くもう訳の分からん言葉となるんですけれども、国とか、ああいうところはどういうふうな形で独立採算制を、何をもって独立採算制だと言ってるわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

独立採算制という言葉だけ切り取れば、何か独立した経営主体として収支の採算を取ることという意味に取られると思いますけれども、頭に公営企業とつければ、公営企業の独立採算制という言葉をつけますと意味が変わってくると思っております。

公営企業というのは、下水道という一定のサービスを継続的に住民に提供することを目的としています。その供給には、当然一定の経費かかってまいりますので、下水道というサービスを受ける方が受益の程度に応じて負担する使用料収入で賄って事業を継続していくという、言わば独立採算制が基本原則ではありますけれども、そもそも公営企業が民間企業と異なる点、本来、採算を取ることが困難な事業であっても、公共的な必要からその採算性を無視しても実施しなければならないという場合がある。このような事業に要する経費は、先ほど言ったような、総務省も基準内繰入金として認めてくれていますので、全てを使用料で賄うということではないというふうに考えています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 回答としては、多分それしか回答しようがないと思うんですよ。

実は、吉田町でも会計年度であれ変えましたよね。そのときに、国の資料に法適用外、法適用内というのがあるんですけれども、それは知っていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今、お尋ねは、きっと企業会計のほうですね。

地方公営企業法の適用の外か内かという、適否ということだと思いますが、法適用外という言葉があることは存じています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その中の説明に、下水、簡易水道、港湾、要するに地域に限定したものに關しては、そういうものには法的には認めませんよと、それを認めるに当たっては、吉田町で企業会計に移動しますよという議会のほうの承諾を取っていくということ、そういう形を取っているわけです。

だから、言いたいことは、何とかもって皆さんが安価に使えるようなものをできないかなと一生懸命探すわけですよ。その中でやっています。

あと、もう時間ないですけども、一つだけ、先ほど言いました中期ビジョン、長期ビジョン、私は令和8年度から13年までは短期だと思っています。今の現実のやつをどうかするか。その短期から浄化センターが限界を迎える令和2年から70年たったときが、恐らくあと40年、35年ぐらいたって、あれを建て替える話が出てきますよね。その話が50年先、60年先が同じことをずっと繰り返していくんです。本当は、私は下水の一番怖いのは、繰り返す一、二回はいいけれども、建築もそうですけれども、壊して入れるとなると、中途半端なお金じゃなくて倍の金がかかるというので、そういう心配をしているんです。

だから、どこで今回、そういう結論を出していただいたことが非常に幸いに感じると。認めてはいませんが、認めてほしいのは、合併浄化槽です。合併浄化槽を計画的にやるということやってほしいなど。

理事に聞きます。

前に、よく言われるのが、市町村設置型浄化槽を個人のところには入れられないとよく聞いたんです。その意味が分からなかったんですけども、それは何か今そういうルールというか、そういうのあるんですか。市町村設置型を個人の敷地の中に使う、入れる、設置する。そして、そのやつの浄化槽をやっていくと。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃる市町村設置型の浄化槽は個人の敷地の中に町の公共物である浄化槽を入れることになります。必ずその土地の所有者の同意が必要ということでもあります。個人の敷地の中に官有物が入る。その方が仮に亡くなられた、あるいは転居されたといっても、その土地の中にずっと官有物が残るという仕組みです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実は、袋井の市役所行って勉強してきました。

確かにそのようなことを、その部分は非常にマイナスの部分であるとは聞きました。

使う分にはもう何使っても同じですよ。水道を使う分には、やること同じですから。下水だろうが、合併浄化槽だろうが、水を使うのは同じですから、そこは大して問題ないと思うんですけども、そういう形で、私が今この問題を聞こうとするに当たって、合併浄化槽が今、町でやっていますね。単独の中で55%の補助をつけた。やっていますよね。50%、あ

れは全体の55か。72万の補助をつけて。あのものに、もっと、先ほど言った200億、400億も使っているところに、バランスを考えるとときにはそういうものは入れられませんか、そういうものをやってしかるべきじゃないですかと思っているんですけども、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽を所管する環境省から浄化槽に関するマニュアルが出ております。

この中で、最初のページのほうに、浄化槽整備の基本事項ということで、個人設置型と市町村設置型を大きく比較をしたところがございます。

市町村の財政負担は、市町村設置型のほうが大きい。市町村の事務作業は、市町村設置型のほうが大きいということが書かれております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そういうものは書く人がつくる側のスタンスで考えますから、絶対そうなりますよね。

ただ、言ったのは、さっき言った200億、300億もかかるようなものをみんなで一生懸命払っているんだけど、それはそういうものもできるだけ公平にいけるようなものをつくって、考えていただけませんかということなんです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

書き手とおっしゃいましたが、これは環境省のマニュアルでございますので、そこは押さえていただきたいと思えます。

そのほかの課題ということで、このマニュアルの中に上げられておりました浄化槽の設置申請から現地調査、工事計画の策定、承認、積算、入札、工事までの手続にかかる期間が長期間になってしまうということ。

それから、浄化槽は町の工事であるけれども、その両側の配管工事は個人負担となるために、同一業者による一体工事が困難となる。施工業者は営業意欲を持てなくなるというような課題が書かれてございました。

それから、分担金のことについても書かれておりました。市町村設置型は国が示している標準的な分担割合、設置費の10%ということで、インターネット上で調べますと、いろんな市町、5人槽で10万円、7人槽で11万円くらいというようなことがありました。まず、分担金を全員から事前に必ず頂いて、その後でないとい工事ができないというようなことございました。

それから、使用料も頂いています。使用料を頂いているようですが、この環境省の書かれた本の中では、一般会計から補填を行っている例が多いということが書いてありました。

浄化槽にかかる費用と使用者からの料金収入の比較をすると、使用者からの料金収入のほう小さい値であるので、これらの市町村においては一般会計からの補填を行っていることがうかがえるというような課題が幾つか挙げられておりました。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） いろいろ聞かせていただきました。

今回の戦略会議、遠藤先生の話聞きながら、非常に希望が持てるなという感じがしましたので、ぜひその辺はしっかりと進めてください。できたらもっと我々に安心を。

ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、6番、蒔田昌代君。

〔6番 蒔田昌代君登壇〕

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

私は令和4年第4回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、活力あふれる産業振興の町づくりについて、町長に質問いたします。

第5次吉田町総合計画後期基本計画の基本理念2に「にぎわいが生まれ、活力がみなぎる町づくり」を掲げ、施策の大綱の第3章「活力あふれる産業振興の町づくり」においては、地域に根づく産業を育成・支援する、経済の活力を高める新たな産業を創出する、魅力ある雇用・就業環境を創出するとあります。

その中で、地域に根づく産業を育成支援するには、先人が築き、地域に根づかせてきた町の活力の源である農業、水産業、商業、工業、観光の各産業をさらに発展させるため、経営の安定化や人材育成などによる基盤強化を促進するとともに、高付加価値や新技術の導入など、創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援しますとあります。

産業建設常任委員会の所管事務調査で、令和元年度からの委員会では、地場産業の活性化について、令和3年度からの委員会では、活力あふれる産業振興の町づくりについてを調査し、報告書を提出しました。

2つの報告書の中から、その後の町の取組について、以下、質問します。

(1) 産業振興事業費補助金について、他自治体の補助制度の研究や対象者のニーズを的確に把握し、現行の補助制度の見直しや新たな補助制度について検討されたいとしたが、検討したか。

(2) 外部団体との連携について、産業委員会等を活用し、引き続き情報共有やニーズの吸い上げに注力し、適宜必要な対応を取られたいとしたが、ほかに新たな活動や取組はあったのか。

(3) 農業の分野において、後継者問題、耕作放棄地の課題が挙げられているが、目標の達成に向けて行っていることは。

(4) 観光の分野において、施策2、観光のPRの推進において、観光情報の発信力の強化のために行っていることは。

以上、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 活力あふれる産業振興の町づくりについての御質問につきましては、

議員御質問の要旨にあります産業建設常任委員会の所管事務調査において実施されました地場産業の活性化について及び活力あふれる産業振興の町づくりについての報告書が、それぞれの委員長から議長に提出されたことは承知をしておりますが、町に対する正式な要望を受けておりませんこととお断りした上で、御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の産業振興事業費補助金について、他自治体の補助制度の研究や対象者のニーズを的確に把握し、現行の補助制度の見直しや新たな補助制度について検討されたいとしたが、検討したかについてお答えいたします。

産業振興事業費の補助対象事業としましては、特産品開発事業、6次産業化事業、イベント交流事業、新規創業事業、その他商工業の活性化に資するものと町長が認める事業がございます。

町では、新規創業や商品開発を行う際の相談機関である静岡県よろず支援拠点のコーディネーターから、よろず相談に寄せられた事例について聞き取りを行い、近隣自治体の補助制度との内容の比較を行っているところでございます。

また、吉田町創業支援セミナーの参加者から補助金制度が分かりにくいとの指摘を受けまして、4月1日付で吉田町産業振興事業費補助金申請の手引を改訂いたしました。今後も、活用しやすい補助金制度の仕組みづくりを目指して、検討や調整を進めてまいります。

次に、2点目の外部団体との連携について、産業委員会等を活用し、引き続き情報共有やニーズの吸い上げに注力し、適宜必要な対応を取られたいとしたが、ほかに新たな活動や取組があったのかについてお答えいたします。

外部担当との連携につきましては、吉田町商工会、島田掛川信用金庫及び町は、町内の中小事業者等の利便性の向上と事務の効率化を推進するため、吉田町における中小事業者等のデジタルトランスフォーメーション推進に関する連携協定を6月27日に締結いたしました。これにより、中小事業者の生産性の向上やインボイス制度への対応支援を関係機関が連携して行うこととなりました。

また、町の特産品などの掘り起こしを目的として行っております一般社団法人吉田町まちづくり公社のよしまちべっぴん事業に関しましては、適宜、認定商品に関する情報共有を行うとともに、小山城売店「しらすのまどぐち」でも商品を取り扱い、販売促進キャンペーンなどに協力しております。

今後も、町の産業振興に関わる団体や企業などと連携し、地域活性化に係る支援や地域資源の再発見について協力体制を築いてまいります。

次に、3点目の農業の分野において後継者問題、耕作放棄地の課題が挙げられているが、目標達成に向けて行っていることについてお答えいたします。

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、全国的にも農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農家数は減少しております。当町におきましても、農林業センサスによる平成27年度の農家数は170戸、令和2年には136戸と減少している状況でございます。

一方、農業委員会が毎年実施しております農地利用状況調査における荒廃農地の面積は、令和2年度は約16ヘクタール、令和3年度は約15ヘクタールとなっております。

このような中、当町としましては、高齢者問題や耕作放棄地の課題を解決するための施策として、農業経営の体質強化や耕作放棄地の解消などを掲げ、事業を展開しているところでございます。

後継者問題に係る施策の一つといたしましては、担い手への農地の集積や集約を進めております。後継者がいないことなどを理由に農業をやめられる方などの農地につきましては、地域の代表である農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が相談窓口となり、ハイナン農業協同組合が農地中間管理機構と連携して、規模の拡大を希望する担い手へ積極的にあっせんしており、町全体における農業経営の強化につなげております。

また、町といたしましては、農地利用集積奨励金交付事業を設けており、新たに農地を集積した認定事業者などに奨励金を交付し、農地の流動化を促進しているところでございます。

なお、町の認定農業者等への農地集積率といたしましては、目標の57%に対し、令和3年度末時点で60.8%と、目標を達成している状況でございます。

耕作放棄地の課題に係る施策といたしましては、平成28年度に創設した町独自の補助制度であります荒廃農地再生事業補助金がございます。耕作放棄地の解消や有効利用を図るため、耕作放棄地の再生を行う農業者を支援するもので、認定農業者等の担い手がこの補助金を活用し、令和3年度までに1.7ヘクタールを解消したところでございます。

また、本年度におきましては、耕作条件改善事業に係る補助制度を創設し、耕作放棄地を含む茶園を果樹等の高収益作物に転換するための基盤整備に対して経費の一部を助成するものでございます。本制度を活用し、現在、片岡の果樹園芸団地において、約2ヘクタールの農地を整備しており、耕作放棄地の解消を求めるとともに農業経営の体質強化を図るための支援を行っているところでございます。

最後に、4点目の観光の分野において、施策2、観光PRの推進において、観光情報の発信力強化のために行っていることはについてお答えいたします。

町では、昨年8月から運用を開始しました吉田町公式LINEや、令和元年12月に開設しました吉田町観光協会公式ツイッターをはじめ、中部5市2町のイベントニュースを配信しているGOTOしずおか公式アプリ、駿河湾水産振興協議会が駿河湾中西部の4市1町のニュースを配信している駿河ブルーライン公式ウェブサイト、静岡県観光協会が運営しておりますハローナビしずおかなど、様々なウェブ媒体を活用して情報発信を行っております。

またウェブ媒体による情報発信だけではなく、年4回、SBSラジオに職員が出演をして、季節に合わせた観光の見どころやイベントについて紹介しております。

このほかにも、町外で開催されるイベントに出店し、吉田町の紹介を行っております。来年3月には、富士山静岡空港内にありますショールーム「空のしおり」において、吉田町の観光PRを行う予定となっております。

引き続き、多くの方々に必要な情報が伝わるように、積極的な情報発信に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

まず、委員会で所管事務調査として調査した報告書は議長に提出をしたので、町には正式な要望をしておりませんこととお断りした上で、御質問にお答えしますということなので、お答えしていただきありがとうございます。

では、再質問をしたいと思います。

まず、1の産業振興事業費補助金についてですが、これは補助対象事業としては特産品開発事業、6次産業化事業、イベント交流事業、新規創業事業、その他商工業の活性化に資するものと町長が認める事業がございますとあります。

後で出てきたのですが、その補助金申請の手続が、補助金制度が分かりにくいという指摘があったそうなんです、その分かりにくい点というのは、補助金率や補助金額ではなく、補助対象団体の区分や補助対象経費の区分についてのほうが分かりにくいとかという意見とか指摘というのはあったんでしょうか

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここで示してある分かりにくかったというものにつきましては、吉田町で対象事業として、今、5区分上げてあります。そのうちの新規産業事業についての内容になります。

この新規産業事業の申請の手引の中で、補助事業の期間についての記載があるんですけども、そこについて分かりにくいということで、手引の中で内容について細かく示したところを改正したのになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

手引の中の期間について分かりにくいということで改正したとあるんですが、これ、ちょっともう少し詳しく、どのように改訂したのか教えていただきたいです。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この補助事業の期間につきましては、申請日前の経費が補助対象経費として認める場合の期間というものが設けてありまして、この申請日前に申請できる条件としまして、幾つかあるんですけども、補助申請前に発生した創業に係る経費を補助対象として申請をできることの内容について、4項目、細かく書き足して分かりやすくしたというのになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、説明があったんですけども、経費として認められる条件が、ちょっと使うほうには分かりにくいということだったことは認識しました。

今、産業というのは、様々なスタイルで事業をされてる方が多いと思います。特に、新しく事業をする方で、店舗を持たないタイプとか、いろいろ、売場を持たないタイプとか、SNSで情報を発信して、そこから商売をしていくという方がいます。そういった方々も新たな事業になると思いますが、そういった方たちからの補助金の申請とかということは、受けたことはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） もう一度、確認になりますが、今おっしゃったのは、店舗を持たなくても新たに設置した人に対する補助金を出したかどうかということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

新規創業事業という部分で、今、本当に店舗を持たずにSNSで、自分ちで物は作って商品売るといふことがあります。例えばインスタグラムで自分ちの商品載せて、それを売ります。やりますから来てくださいといふのも、今は新たな新規の創生事業だと私は思うんですが、そういった事業をする方が町にあって、そういった申請が過去にあったのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

現時点ではないです。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 現時点でそういった事業をしている方というのはいないということをお聞きしました。

今後、こういった事業を展開される方、多くいらっしゃると思います。例えば、イベント先に出て行って、自分の店舗をそこでやるという方がいるんですが、そういった方たちは、私は新たな新規創業事業の中に入るんじゃないかなというふうに思います。

そういった事業者に関して吸い上げるのには、町として、公社とか、あと県とか、そういったつながりといふのは、情報交換とかといふのは、話合いとかそういったことは行われているんでしょうか。どこに一番、そういったやりたいという方がいた場合、どこにまず相談するのか、まず手がかりになるのは、どこから伝えていくのかといふことは、そういう話合いとか、まちづくり公社、町、県とそういった話合いの場といふのはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

新規で事業をやる場合は、答弁の中にもあったように、まちづくり公社のところにあるよろず相談に行って話をし、どういうものが対象になる、どういうふうになれば補助金もらえるということも指導していただけるような形になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今のは県の話なんですが、公社に行って、公社の創業支援セミナー等開催されていますけれども、そういった場でも相談はできるということでもよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

セミナー、4回ありますので、その中でも相談はできます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

産業振興事業費補助金については分かりました。

次の質問にいきたいと思います。

次の2の外部団体との連携について、産業委員会等を活用し、引き続き情報共有やニーズの吸い上げに注力し、適宜必要な対策を取られたいと、委員会の中の意見であったんですけど

れども、この令和4年度は産業委員会の開催はあったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

産業委員会についてはまだ開催はしておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

令和4年度はまだ開催されていないということですね。

では、令和3年度に関しては、その開催があって、そのときに出た意見とか、どういったことを話し合われたのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

令和3年度につきましては、年度末に開催しているものは承知はしておりますが、すみません。細かい内容はちょっと今、説明ができません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

産業委員会は年度末に開催するという事なので、開催の時期というのは、必ず開催されるものなんですか。それとも、そのときの議案とか上程されるとか、意見によっては開催がないということも考えられるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この産業委員会につきましては、各団体の現状だったり課題だったりということについて話し合う場でありまして、毎年開催するものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

そのときの各産業4団体の現状、課題をお聞きするという事なんですが、その課題と現状をお聞きして、その後の対応とかというのは、また話合いとか等が必要だと思うんですけども、そういったことはされるのでしょうか。

また各々の団体で個別にまた相談をして、出された現状と課題について話をしていくという方向なのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

そのところにつきましては、現状やっていく中で、課題、改善するべきものがあったのであれば、令和3年度のものについては、令和4年度に改善できるものは改善する、少しでも使いやすくなるようなものがあればやっていくべきものだと思って、それはやっていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

2の質問については、了解しました。

次の3の質問にいきたいと思います。

農業の分野において、後継者問題、耕作放棄地の課題が挙げられるが、目標達成に向けて行っていることはということをお聞きしました。

本当に、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているというのは、私たちもそれを本当にひしひしと思います。特に、農業従事者の方の高齢化や後継者不足というのにも、すごく委員会の調査をしていて、ひしひしと伝わってきました。

耕作放棄地の課題について、ちょっと町の考えを伺いたいと思います。

委員会の調査の中で、回答にもありましたけれども、町独自の補助制度である荒廃農地再生事業補助金というのがあって、耕作放棄地の解消や有効利用を図るために耕作放棄地の再生を行う農業者を支援するもので、認定農業者の担い手にお願いするということでした。

委員会が調査した中で、この耕作放棄地の解消の一環として北区の日の出農園というのがあって、そこで地域の方々に農園を開放して、作物を作っていただいて、その作った作物は自分ちで消費するということだと思うんですが、そういうことを町はやっております。

それこそこの間、全く別の問題とは私はちょっと思っていないものですから、ちょっと町の考えを伺いたいと思うんですが、先日、議会報告会の中で、国の食料自給率が30%ぐらいということで、町は食料自給率を上げることにに対してどう考えて、具体的な対策をしているのかという意見が出ました。

それに対して、ちょっと委員会と調査したことは全く別だったので、ちょっと答えになるかどうかとは分からないということで、どうかということで前提を持って説明したんですが、今、日の出地区で行っている農園をやることで、耕作放棄地の解消になると、今現在、日の出農園だけなんですけど、今後、ほかの地域にも同じような場が必要じゃないかなと思うんですが、それに対して町はどういうふう考えているんでしょうか。

例えば、耕作放棄地で空いてるところはいろいろあると思いますが、まず、事例として1か所できているので、それをほかに進めていくという考えはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

日の出農園のようなものを新たにほかの地区でつくることが、検討があるかどうかということにつきましては、実際、日の出農園でやっていただいている方がたくさんいるのは承知しております。

ただ、課題等もいろいろあるようで、今後やっていくかどうかということについては、過去にちょっと一度検討したこともあるようですが、まだそこまでは、今、現時点ではいっていないものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

この日本の国の食料自給率というのが、最近発表されたやつで38%というふうに出ました。前年度からのポイントは1ポイント上昇したんですけども、この食料自給率というのは、栄養価を対象としたカロリーベースと金額で換算する生産額ベースの2種類に分けられて考

えています。身近なカロリーベースの中での食料自給率が38%で、国はそれを2030年には45%に持っていきたいというふうに考えています。

これは国の考えですが、本当に身近な問題であると私は思っていて、日の出の農園をやるに当たって、いろいろ課題があるということなんです、その耕作放棄地の解消のためにも、自分ちでちょっとやりたいという方もいらっしゃると思います。だけれども、自分ちで何とかしたいという考えの方もいらっしゃると思うので、その方たちが農家の人ではないという可能性もあります。だけれども、ちょっとお米を作ってみたい、ちょっと何か作ってみたい、やってみたいという方々が参加できるようなノウハウを教えてもらおう。いきなりはできないので、そういったお手伝いをできるような、やりたいけれども、まずは自分ちのできる範囲、家庭内でできる、やりたいけれども、そこまでちょっとノウハウがないから農家の方に教えてもらいたいということで、例えば農業委員会とか推進委員の方からそういった町民向けの農作物の作り方というのを開催、勉強会、研修とかみたいなのがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、そういったものの開催は、町としては何かやっているのでしょうか。

今知っているところであれば、それこそ農福連携で、福祉課関係で高齢者の方に土を触ってもらっても高齢者のためにもいいし、農福連携で作物を作っています。そういった農福連携とはまた別に、やりたいという方のための勉強会の開催とかというのはやったことがあるのか、それから考えはあるのでしょうか

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

実際、今やっている日の出農園につきましては、農業委員会が間に入って、同業者の指導等を行っているものになります。そのことについて、今後広げていくとか、新たな場所という話をしたものはないので、一度投げてみて、どういう反応があるか、耕作放棄地の改善というものでいくのであれば、今やっている農業施策の中の農地の集積・集約していくほうが進んでいくのかなとは思いますが、一方、そういう新たな農業に興味を示している方に対して、何かしらの一歩進むためのものであるのであれば、話し合いする場を設けてみるということも必要なのかなとは思いますが。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

農業委員会の方等に、そういった作物作りを始めてみたいよという方のセミナーとか勉強会をやっていただけるものなんでしょうか。それを町から依頼する、お願いするということはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

農業委員会の業務としては、そこをやるためのものでは、本来はないものになりますので、農業に係るほかの団体等とかに例えば話をしてみて、そういうことができるかどうかということは検討することができるのかなということは思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

次に、もっと別な問題、お聞きします。質問します。

今、先ほどの答弁の中にも、片岡の耕作条件改善事業に係る補助制度というのがある。創設して、耕作放棄地を含む茶園も果樹等の高収益作物に転換するための基盤整備に対して経費の一部を助成するものであるというふうにいただきました。

今、この果樹園芸団地において考えられているのは、イチゴとか、メロンはもうずっとその前からやっているの、それ以外に考えられる、町が考えている果樹高収益作物というのはどういったものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここの果樹園芸団地につきましては、農協が事業主体となりまして実施しているもので、農業者が、新規の方もいらっしゃるんですけども、イチゴ、シャインマスカット、レモンなどを実施して、その農業者がやりたい作物、高収益作物をやるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

本年度においてのこの補助制度を使って、片岡の果樹園芸団地において行っているところなんです、これはどのぐらい、いつ頃出荷ができて、例えば吉田町で採れたイチゴですとか、吉田町のシャインマスカットですと出せるには、あとどのぐらいかかるのか。来年度でできるものなのか、もうちょっと先を考えているんだと思いますが、大体、具体的な目安としてどのぐらいと考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

作る作物によって年数が違うということは聞いております。

イチゴをやる方につきましては3月につけるということなので、単年度で順調にいけば、うまくスムーズにできれば、1年目から収穫できるのかもしれない。シャインマスカットとかレモンにつきましては、どのような状態から育てるといふこともあるのかもしれないけれども、年数がかかるということは聞いております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

果樹園芸の商品、果樹なんですけれども、今、メロンとイチゴとシャインマスカット、レモンということなんです、これは、ほかの果樹というのは考えていなかったんでしょうか。

何でかという、地球温暖化が進んできて、まずこの辺りも、今すごい温暖なんです、亜熱帯ぐらいに近づいてくるという、もうちょっと先になるかもしれないけれども、でもそんなに先でもない状況じゃないかなと思うので、この品目以外の果樹というのは、周りの環境、地球環境を考えた場合、選択肢あるじゃないのかなと思うんですけども、そういったほかの果樹については、意見とか、話の中では出なかったんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここで作付する作物については、農業者が作りたいものが何なのか、どうすれば収益が上

がるかということで検討して決めているものであって、この農地でやる場合はこの作物ではないとかというものの条件をつけられるものでもないものになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

農業に携わる人がこのこれを作りたいということで選択したということで理解しました。

この吉田町の出てきたイチゴとかシャインマスカットとかレモンとかが、早く町に出回るというか、しらすのまどぐちでも売っていただけたらいいなと思っております。

では、次の質問にいきます。

4の観光の分野においてですが、その後、SNSを使っての情報発信、町からの。ツイッターはというふうになっているのでしょうか。続けていच्छゃると思うんですけども、フォロワーとかの数というのはどうなっているのでしょうか。令和元年にも幾つかいたということをちょっと委員会で聞いたんですが。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

すみません。もう一度質問をお願いします。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

SNSを使っての情報発信というのをしていると思うんですが、その後、ツイッターは継続していて、フォロワーの数とかの変化というのはどうなんでしょうか。数はどのぐらいですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ツイッターとかも継続して実施しております。

フォロワー数については、すみません、今把握しておりません。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

SNSを使って、ツイッターとかフェイスブックとかインスタグラムとかというのもあるんですが、吉田町の公式LINEが8月から出たので、その中でも情報が分かるのかなというふうに思うんですけども、ちょっとこの今日の回答の中で、中部5市2町のイベントニュースを配信しているGOTOしずおか公式アプリというのを、ちょっと初めて聞いたんですが、これはというふうにPRをされたんですか。そのアプリがあるというのをちょっと知らなくて、他のウェブは、主にウェブ媒体なんですけど、このGOTOしずおかの公式アプリ、なかなかGOTOのイベントの通知が、よく新聞の広告に載ってくるのを取って、GOTOでこういうことをやっているだけけれども、それ以外にGOTOの情報が分かるというのは、これだけなんですか。紙媒体とこのアプリで分かるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

GOTOのほうですけども、公式アプリということでありましてけれども、当町のほうでは、新聞紙面、四半期に一度、開催時期、この5市2町のイベント情報が載ったものを各世

帯のほうに配布をさせていただいている。またさらに、公共施設のほうにも、このGOTO紙面のほう、役場にもそうですけれども、その都度、四半期に一度、配架させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

これは公共機関に行ったらある、できるというアプリでいいんですね。例えば空港に行くとか公社に行くとか、そういったところで、他の市町に行くご利用できるものという認識でいいですか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

このアプリではなくて、先ほどちょっと私が申しあげましたのは、紙面のタブロイド版で出させていただいているというものになります。

そこに、確かQRコードがあって、アプリのほうにはいくという形になるかと思えますけれども、一応、紙面で、今出させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

理事とかぶるところはあるんですけども、アプリからソフトをダウンロードして、GOTOしずおかの公式アプリで、町のイベント、5市2町ですけども、イベントが全てそこから見られるような状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

GOTOの紙を見ないとアプリにいけないということが分かったので、GOTOの紙媒体で出してある、その紙媒体は各市町に置いてあったりとか、公社だと公社に置いてあったりとかするのでしょうか。

やっぱり新聞取っていない方もいらっしゃるものですから、そういった方たちがGOTOの情報を得るためには、そういった公社に行くとか、他の市町のところに行くとか、そういった方法とって考えてよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

スマートフォンからアプリをダウンロードすれば、そのまま見られるような状況になりますので、スマートフォンからできるようになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

主に、今日、回答いただいたのは、ウェブ媒体による情報発信が主ということでした。それこそ本当にSNSを使つての情報発信というのは、町はどう考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ウェブ媒体による情報発信につきましては、紙でやっているよりもリアルタイムに発信ができますし、ここを活用していくことが事務の効率化も含めて、ここを進めていくものであると思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今の観光PRの推進は、計画的にこういう事業をやります、こういう事業をやります、こういうことがありますということでのお知らせの推進ということで、認識しました。

これは観光というよりも、どちらかという町民の憩いという感じで思うんですけども、町民の皆さんから町の情報をいただいて、それを観光に結びつけられないのかというふうに、ちょっと思いました。それで新たな観光、PRではないんですけども、観光の資源となるようなものを町民の方に見つけていただくというのも、観光資源が増えて観光の人が来る、にぎわいがつくれるという点でいいのではないかなと私はちょっと考えたことがあります。

それが今本当に、それこそ小山城の周辺なんですけど、吉田町は紅葉の時期が12月を過ぎての紅葉になります。紅葉を見そびれちゃった人というのもいらっしゃるものですから、それこそ山崎橋のところに大きな黄色いイチョウの木があるんですよ。御存じですか。今、それが真っ黄色に染まっていて、すごいすてきな姿が見えます。そういったのは、やっぱり時間が制限されているので、もう本当にタイミングがあって、その期間があるものなので、そういったものをPRするというのも、やっぱりもうちょっと手段が早いSNS、そういったのを利用したほうがいいんじゃないかなと、今日ちょっと思いました。

まず、今すごいきれいですので、水が豊かなところに大きいイチョウがあるので、あれはすごく見でがあって、去年も見たんですが、やっぱり町民が散歩していると湯日川のほとりを散歩していると、みんな見ていく人だったり、写真を撮っていく人、様々いました。様々な方がいたので、そういったもちろん町民がふだん生活していて見つけたもの、写真とかを集めて、それを観光資源として生かして、それを町で、ちょっと季節外れの紅葉、今、吉田町で見れますみたいな感じで情報発信していくのもありなのか、新しい手だなというふうにちょっと思いました。

なので、場所的に、それこそ小山城の近くなので、にぎわいの創出とかそういったのも含めて、いいことじゃないかなと思うので、そういったこともちょっと検討していただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、6番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力をいただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 徹君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会15日目でございます。最終日であります。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
これから、議案審議に入ります。  
初めに、補正予算に関する議案の審議を行います。  
引き続き、補正予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。  
それでは、審議に入ります。
- 

◎議案第70号の討論、採決

- 議長（大石 徹君） 日程第1、第70号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第4号）  
についてを議題とします。  
これから第70号議案について討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第71号の討論、採決

- 議長（大石 徹君） 日程第2、第71号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正  
予算（第2号）についてを議題とします。

これから第71号議案について討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第72号の討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第3、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第72号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

反対討論をいたします。令和4年12月、第4回議会定例会に議案提出されました第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、反対討論をします。

第4回議会定例会、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、債務負担行為に関する調書として、事項、汚水幹線工事、限度額1億1,100万円。令和3年度までの支払い見込額、期間及び金額の表記なし。令和4年度以降の支払い予定額、期間、令和5年度。令和4年度以降の支払い予定額、期間、令和5年度。金額1億1,100万円。財源内訳のうち、特定財源が国庫支出金3,200万円、地方債7,900万円、その他ゼロ、一般財源ゼロ円。箇所図、川尻南部汚水幹線工事（第4工区）、川尻南部汚水幹線工事（第5工区）、片岡2号汚水幹線工事（第1工区）を示す資料が添付されている。

第72号議案に提案された債務負担行為は、令和3年度第4回議会に提出された第64号議案と同様、令和5年度吉田町公共下水道会計補正予算の債務負担行為であり、令和5年度の公共下水道事業に係る工事を承認することを前提としたものと解釈する。

令和3年度第4回議会において提出された第64号議案は、関連する事業を含め、資本的収支において支出合計は8億8,000万円となった。第72号議案に係る支出等は示されていない。

昨年の議案審議を受け、今回は資料の充実を図っていただいたが、それでも歳入歳出予算審議における資料に及ばず、私は路線ごとに事業内容や事業予算の詳細が示されていることが審議につながると思う。

債務負担行為の設定は施工時期の平準化を図ることで、円滑な施工確保に資するとともに、年間を通じた工事量の安定による公共工事に従事する者の処遇改善や人材、資材、機材などの効果的な活用促進による建設業者の経営の健全化に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながると解説されているが、工事を行う側の理論であると私は考える。公共事業は常に町民全体にとっての利益が大前提であると考えている。

他方、吉田町年度別事業内訳表において、事業開始から令和元年度まで、総事業決算額が359億6,500万円、公共下水道事業費が243億5,800万円、維持管理費が24億500万円及び公債利子が51億5,400万円などが下水道事業計画で費やされていること、また高齢化や人口減少など社会情勢による水道使用量や下水道利用量の減少などで、不安定要素が見込まれる中、これ以上の投資は危険で合理的ではないと考える。

令和8年度を区切りとした下水道事業の見直しを行っている中、私は債務負担行為を行ってまで事業をする必要はないし、事業区域の内と外にこれ以上の税の不公平を増大するものであってはならないと考える。議会の役割は、この示された議案が町民全体にとって公平な利益となるものであるか、生活に不可欠な議案であるかをチェックすることが第一義であると考えている。

吉田町が下水道計画区域を379ヘクタールに限定したことは大いに評価するし、合併浄化槽による水洗化などにより水環境の保全、生活環境の改善の実現に向けて取り組んでいただけることを期待し、第72号議案には反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野 積です。

私は、第72号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、令和5年度に行う予定の川尻南部汚水幹線工事及び片岡2号汚水幹線工事を年度当初から始めることにより、施工期間の平準化を図ることを目的とした債務負担行為の認定に関するものです。

この債務負担行為の議決要件としては、事項、期間及び限度額があり、事項として汚水幹線工事、期間として令和5年度、限度額として1億1,100万円が提示されており、要件は満たされています。

昨年の12月定例会におきましても、公共下水道事業会計の補正予算として、債務負担行為が議案提案され議会は認めました。その結果、本年3月25日に川尻南部汚水幹線工事、第4工区、第5工区、第6工区の入札を行い、契約し、本年5月から工事を始めることができました。

債務負担行為なしで進めた場合、工事の開始は通常8月下旬から9月頃になりますので、早く工事に取りかかることができ、その後の工事も含め施工期間の平準化が図られました。

加えて、下水道使用料を年度内から徴収でき、幾ばくかではありますが、企業会計の健全化にも寄与しています。

また、昨年の債務負担行為の限度額1億180万円に対して、工事の契約内容は3工区合計の予定価格が9,428万円で、限度額の87.5%であり、落札合計額に消費税を乗じた額は8,710万9,000円で限度額を上回るものでありませんでした。

よって、令和3年度に認定した債務負担行為による令和4年の実績は信頼できるものであり、議決要件を満たし、施工期間の平準化を図ることを目的とした本年度の債務負担行為の認定に私は賛成します。

加えて、反対討論において補正予算と来年度の予算の違いに関して誤解があることを指摘して、討論を終えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。表決において起立しない方については、反対とみなします。

それでは、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これからその他の議案の審議に入ります。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4 第59号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第5、第60号議案 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第6、第61号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第7、第62号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第8、第63号議案 個人情報保護に関する法律施行条例の制定  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第9、第64号議案 吉田町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第10、第65号議案 吉田町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この第65号議案の修学部分休業、続く第66号議案の高齢者部分休業、第67号議案の自己啓発等休業、そして第68号議案の配偶者同行休業に関しては、今回、職員の定年退職年齢を60から65歳に引き上げるというタイミングによって制定するとのことであり、もちろん、他の市町では、高齢者部分休業に関しても55歳からとして既に条例化しているところがございます。当町で今回のタイミングで議案上程するとなったその理由というのはどういうものでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員がおっしゃるように、この定年延長に伴って、高齢者部分休業導入するに当たり、他の休業制度も併せて導入をさせていただくことにしました。この制度を導入することによりまして、職員の質、職場環境改善を図ったり、また新規採用職員の増加が見込めたりということを期待しましてこのタイミングということにさせていただきました。

過去、こういった休業制度なかったわけですが、たまたまというか、職員からもこういった要望もなったものですから、なかなか制度改正に至らなかったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この第65号議案から第68号議案までの4議案は、職員の働き方改革という観点での議案だというふうに考えております。働き改革という点でコアタイムを決めたフレックスタイム制というのの導入というのは今後考えていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

例えば、この第65号議案で、給料をもらえない時間というのをフレックスタイムを利用すれば、その給料をもらえない時間を減らすことができるというふうに考えますし、自己裁量ということで働く時間を決められるとすれば、先ほど答弁でもおっしゃっていた新人さんの採用にも有利だと、世の中ではそんなにフレックスタイム採用されていないので、一つの吉田町の特徴としても挙げられると思うんですが、その辺を含めてどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

フレックスタイムの導入のことにしましては、当課でも調べをさせていただきました。

フレックスタイムとこの休業制度を併せて使うことはできなくて、フレックスタイムを使うとこの休業制度は使えない、この休業制度を使うならばフレックスタイムは使えないということになります。逆を言いますと、フレックスタイムで7時間45分の休業を確保して、その自分が空いている時間に学校に通っていただく。それは、今私たちも同じで例えば土日に通ったりとか、5時過ぎに学校に通ったりとかということは同じということになりますので、両方併せては使えない制度でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは上位の法というか、それで決まっているということで、それ

を逃げるということとはできないということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

国のほうは、いろんな職員にこのフレックスタイムを導入して、いろんなことを働き方改革でやりなさいということは来ております。なかなか県だとか先進的にやっている市町を参考しますと、今、私が御説明したとおりのフレックスタイムを使うか、この休業制度を使うかということで、休業制度を使う場合は、フレックスは駄目だよという規定になっていることが先進的なものは多かったです。

静岡県も参考にさせていただいたんですけども、県も同じような形になっておりましたので、吉田町もそういった先進的な事例を参考にして運用をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは置いといて、フレックスと制度というものを、今後考えていくというお考えはあるのかという点はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

当町の勤務時間、休暇に関する条例のところに、既にフレックスができるような規定は設けております。実際のところ、そうは言いましても、吉田町規模でフレックスタイムを本格的導入するということは、なかなかハードルが高いというふうに感じております。職員の人員確保だとかコアタイム、絶対この時間は職員がいてもらわなければいけない時間だとかということを、これから制度改革をしっかりとしていきまして、職員のほうには周知を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この休業に関する、部分休業という中で、第2条のところを見ていくと、すごくややこしいところがあると思います。給与に関しても1日のうちで、半日、例えば午前中、部分休業取って勉強しました。で、午後から出勤しました。これ、1回ですよ、回数でいって1回。午前中の部分は給与に関しては減額がありますよ。その分をじゃ残業しましょう、残業によってその分賄いましょうというような考え方はできるということではいけるんですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

できるかできないかという答弁ですと、できるということが答えになります。労働の対価ですので、その時間、必要があったと、どうしても残業しなければ賄わなければいけない仕事があったということならば、課長の命令を受けて勤務をして、その対価として時間外手当をもらうというという制度になっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 悪用とは言いませんけれども、そういったことができるという話の中

になりますと、やっぱり減給分、それをやっていって、逆に残業時間が増えていくというような方向に行くのは非常に好ましいものじゃないと思います。そこに関しては一切、規制というものはないということによろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

修学部分休業できる規定としましては、まず公務の運営に支障がなくという一文を明記させていただいておりますので、そこを今後どうふうを読み解くか。8時15分から5時までの就業中に、学校に行くことの支障がないということだけなのか、学校に行って帰ってきて、その分多くの時間を残業に費やすと、そのことが町に対して、また町民に対してどういった影響があるかということを考えさせていただいて、この修学部分休業の判断をしていかなければいけないなとは思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 公務員ですので、そんな無茶なことはしないということが大前提にあるのかもしれないんですが、その辺、運用のときにまたちゃんとやっていただければと思います。

第2条のところ、公務に関する能力の向上に資するという一文があるのですが、これはほかのところにも出てきて、国のほうにも同じような文言が出ているんだけど、これに関しては特に資格を得なさいというのはないわけですね。そうしますと、公務に関する能力の向上、何をもってその判断されていくのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員のほうから、職員の公務に関する能力の向上とは何かということですが、まず一つは、こちらの教育機関の範囲というのが決められています。例えば学校教育のほう、大学等、あと高専というようなこととか定められておまして、通常一般的によく考えられるのは、例えば高校卒業で採用をして、大学に通うというようなときに使われるというのが一般的かとは思いますが。

これは資格取得ということに直接的な公務に、直接というのではありませんけれども、実際には教養を高め、それをその業務に生かすというようなことで、こうした休業の制度があるものですから、その点の社会通念上といいますか、そうしたことの観点から判断するということになるかというふうに思います。

ただ単に全く業務が、例えばですけれども、何とかのインストラクターとか、それが高齢者とか福祉関係に精通すればいいわけですが、マリン的なそうしたものというのはまたちょっと違うような形にはなるかと思っておりますので、そうしたいわゆる業務を見ながら、町の業務にどうした影響があるのか、そうしたことを個々申請ごとに判断していくということになるかと思っておりますが、ただやはり議員がおっしゃるとおり、公務に関する能力というところにどう資するかというところを判断しながら、こちらの休暇を認めていくというようなことになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もう一点、最後にしますけれども、この後出てくる自己啓発の方では、入所というか、新規採用も2年の縛りがありますよね。2年以降に取得の権利ができるというのがあるんですけども、こちらの修学部分休業に関してはその縛りは出ていないんで、新卒で、今、理事が言われたように、高校卒業して新卒で入って、もうすぐこれ取得して、大学の勉強、大学に行きたかったけれども行けなかったんで、取りあえず就職して、吉田町に入って、公務員の資格というか職を得ながら、大学の勉強ができますよということよろしいんですね。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

これから制度、議決をいただいた後に、このような制度運営が始まるんですけども、どういったことが出てくるのかというのは、ちょっと私たちもまだ今後の話ですので、いろんな想定をする中でございます。実際どういったところが、先ほど議員から御質問があったように、公務に関する能力の向上に資するのか、また公務の運営に支障がないのかということは、その都度その都度、判断していかなければいけないかなというふうに思っています。

一つ、私たちが考えているのは、吉田町人事管理委員会というものを組織しておりますので、その中で副町長、教育長等々のメンバー構成になっております。そういった総務課だけの判断ではなく、そういったいろんな方からの御意見を聞きながら、これが本当にこの休暇制度に合っているのかどうなのかということ審議して、可否を町長に御判断いただくというような制度構築にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第66号議案 吉田町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

休業に伴う人員確保についてお伺いします。

職員の定年引上げを踏まえ、加齢による諸事情などへの対応と仕事の両立を支援するための環境整備として条例を制定するわけですが、今後休業の申請をする職員が増えた場合に、行政サービスの影響が出ない対応が必要と考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 徹君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

様々な休業制度を、今回条例を上程させていただいているわけですが、どの休業制度に関しても行政サービスの低下を招かないということは、気をつけていかなければいけないというふうに思っております。もちろん正規の職員をこれから沢山いい人材を確保するというのも一つの手段でありますし、正規の職員が休みたいという希望をした人のところに、しっかり配置をしてサービスの低下を招かない、また、任期付職員の採用、会計年度の職員の採用等々、いろいろな手段を講じて確保していきたいというふうに思っております。

また、新しい職員は今までやってきた職員に比べて、ちょっとサービス量としては落ちる、パフォーマンスが落ちる可能性もありますので、そういったことも十分配慮して内部で皆で協力しながら低下しないように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第12、第67号議案 吉田町職員の自己啓発等休業に関する条例の

制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 議案書の36ページに記載されている第10条、職務復帰後における号給の調整に関する記載があります。その中で「職員としての職務に特に有用であると認められたものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし」との記載がございます。

この中で職員として職務に特に有用というのはどういうものなのか。先ほど第65議案の同僚議員の質問と似た感じでありますけれども、そこをちょっとお願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

前の増田議員と同じような質問だという御質問もありましたけれども、ごめんなさい、お答えも同じようなお答えになってしまうかもしれませんけれども、職員が自己啓発と休業を取った後のお話です。どんな研修をされて、どのような成果を上げてくるかということは、ちょっと今のところ想定が難しいものですので、その場合に関しましても人事管理委員会等を活用しながら判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 次の68号議案の同行休業の復帰後は、100分の50以下になっているわけです。これはついていだけだとすると、職務に関係ない、単についていだけ。それが自己啓発をして帰ってきたときに、その方と同じ位のレベル、その100分の50とう方。ということは、どういう自己啓発だとそうになってしまうのか。100分の100は65号議案に比べて特に出ているわけですね。その辺の区別というか、その辺はどう考えていらっしゃるか。この文章が上位の文章のそのままだというのは認識した上で、大変だと思いますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

ただいま御質問いただきました件でございますが、今、先ほどの外国のは議員がおっしゃるとおりだと思っています。

まずこちらの、例えば大学院とかいうところで、例えば公共政策科というような、いろいろな専攻いろいろあるかと思いますが、そうした町の業務に資するような、直接にも影響的には今後出てくるような有益なものに関しまして、一つの例としてですけれども、そうしたものについては、業務と同等の扱いという形の中でこの復職時の調整を100分の100と、復職時調整を100分の100というような形で行くというような形になろうかと思っています。

この辺の判断については、先ほど総務課長も申し上げましたとおり、人事管理委員会ですか、こちらのほうで判断をしていくということになろうかと思いますが、やはりこちら先ほどの増田議員の話、前の議員でありましたが、先ほどのは部分休業ということになりますけれども、こちらは全面的に休業して、そうしたところに行くということになりますので、行ったその課程とか、いわゆるその履修課程で、そうしたものを踏まえた中で判断をして

いくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この自己啓発の制度を利用するというこの期間、給料をもらえないわけですね。そうすると、これを取ろうと思っている職員の方にとっては、一大決心だというふうに思うわけです。

そのときに、帰ってきたときにどうなるか分かりませんと、100分の100なのか100分の50なのか、分からない状態で決断しなければならないというのは、ちょっと酷な話だと思うんで、規則か何かで基準というのを明確にしておいて、それを考えるときに、これならこうだという判断の材料にできる。ないしは、今、人事とか諮問機関で相談すると。やる前に、帰ってくる前には、こうなりますよという話を先にしておいてあげなければ、帰ってきて最後に、あなたのやったことはこうだから、こうですよと言われても、えー、話が違うぞと、自分の思ったのと話が違うぞというようなことにならないように、何がしか取りやすい環境をつくってあげるといえることが必要なんじゃないかと思えますが、その辺に関して。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員からも運用面につきましてお話ございました。当然、運用につきましては、やはりこの制度を利用しやすい制度ということで図っていかねばならないというふうに思えます。

当然、基準等も、先ほどの委員会等をやるには当然基準というものを設けていく必要もあるかと思えますので、その点しっかり、安心してこうした制度を利用できるという体制整備というのが大事だと思っておりますので、基準等を踏まえた中でこの制度をしっかり運用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この一連の4議案ですよね。これは働き方改革という点からすると、今、改善の話がありましたけれども、これを取りやすい環境をいかに作るかということが大切だと。今までは要望がなかった、けれども、この制度ができたなら出てくかもしれない。でも、それをより取りやすい環境にして、しっかり学んできて仕事に生かしてもらおうと。そのために町としてどのような環境をつくっていくかということが重要なことではないかなと思うんですが、それに関して今の見直しという話以外にも、こんなこと考えていますということはありませんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今回の一連の議案踏まえて、今議員がおっしゃったとおり、職場環境の改善、また働き方改革ということの中でのこととなります。

こちらにつきましては、やはりいろいろなパターンがあるということの中で、弾力的運用が可能ということの中でこの制度を利用するのか、先ほどのフレックス制の関係のお話がありましたけれども、こちらのところにもということにありますので、この点、しっかり周知も含めて、職員のほうへ行っていくと同時に、あわせて、意識改革、職員内部の意識改革を

行い、また、さらに一番は体制整備というところになるかと思えます。

その取りやすい環境、やはり人的なもの等も整備していかなければならないというふう  
に思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、内部の人的整備というお話があったわけですが、今回この4本と、それと以前可決し  
ています育児休業、これを合わせますと、これ各部門で条例によって休業ないし部分休業と  
いう方がわっと来た場合、本当に対応できるのかなというのが非常に心配しております。

住民サービスはもちろんのこと、逆に残った職員、残ったと言ったら失礼ですけども、  
それを利用しない職員への負担がどうかかってくるのか、一応、条文には公務の運営に支障  
がなくという文言がありますけれども、支障のない職員なんていないと思うんです、はつき  
り言って。1人欠ければ何かしらの仕事がほかの方にやっていただかなきゃいけない。そこ  
を本当にどう考えているのか。

定数を上げるということも出ておりますが、最初のところで総務課長が、新人の方はベテ  
ランの方よりもパフォーマンスがちょっとというようなお話もありました。それを認識して  
いる中で新規採用を増やしたとしても、大丈夫なんでしょうかというのが非常に疑念とい  
うか心配しております。その点についてどのようなことを考えているのか、お願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員からの御心配の声、本当にそのとおりのところもあるなというふうに聞いておりました。  
今回の休業制度ですけども、自己啓発または修学部分休業に関しましては、規則で10  
か月前に申出をしろという規定も明記させていただいております。配偶者、高齢者も1か月  
という期間は短くなりますけれども、ある程度事前に、うち、総務人事サイドでも体制を整  
える期間は設けさせていただいておりますので、その期間でできるだけの配置というふうに  
考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第13、第68号議案 吉田町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（大石 徹君） 日程第14、第69号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほど第65号議案のときに、フレックスに近いような制度はありますよということでしたが、これはその吉田町職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部改正の条例に記載されている第3条の「任命権者は、職員について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振る」というような記載がございます。このことなのか、ほかに記載する部分というのはあるのでしょうか。

○議長（大石 徹君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員からおっしゃった条文のところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこには、その職員にして括弧で「規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く」となっているわけですが、この規定で定める職員とか、この括弧書きというのは極めて少ない人数の話であって、一般の職員というのはこういうことができるということなのではないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

一般の職員に対しての規定ということになります。ただ、先ほども答弁させていただきましたけれども、吉田町規模でこの運営に関してはなかなかハードルが高いものでございますので、今後、しっかり制度を構築してやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちなみに、今現在この規定というか条例を使って、私7時に出てきますと、そういう人はいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

この吉田町職員の勤務時間休暇等に関する条例の第3条第3項を使ってのいわゆるフレックスを活用している職員はいません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それはもう既に職員の方には周知されていて、なおかつ使われないのか。これが教育不足というか、そのために知らないという状況で取っていないという、それはどういうふうに判断されていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

こちらの第3条第4項のフレックス制のところでございますけれども、この制度につきましては、平成28年にこちらのほう条例改正のほうをさせていただきました。

この当時は、やれる体制は整えるということで、できる規定ということで、当時、明記をさせていただいて、今後、制度の運用については今後検討をしていくという答弁をさせていただいているものでございます。

実際に、この申告というのは今現在はない状況でございます、周知不足と言えそうですけれども、ただ、実際の制度としてまだ今確立していないのが実態でございます。

と申し上げますのは、このフレックス制なんですけれども、今、議員がおっしゃったように、国のほうでは7時から夜の10時までの間で勤務時間を動かすことができるという制度で、ただし、勤務時間は通常の一般と同じ一週間38時間45分ということになります。

実際に当町の場合は、今、業務が窓口というのをやはり併せ持っております、8時15分から午後5時までというのが一般職員の勤務時間となっております。そうした中で業務全体を

見直していかなきゃいけないというところもありますので、今そこまでの制度確立のところまでは今いっておりません、正直なことを申し上げます。

今回、この部分休業と自己啓発休業を併せて、こちらのほうには規則を定めておりますけれども、先ほど弾力的運用ということをお話しさせていただきました。こちらのほう、制度のほうはしっかり構築をして、周知を併せて行って行って、先ほどの弾力運用に資するような形を取りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、御答弁の中で、28年頃に決めたんだけれども、そのときに検討していくとおっしゃったけれども、そんなには進んでいないという話がありました。今回はこれを機に、しっかりと検討していくということでよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

業務内容含めて、そちらのほう、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回の定年延長に伴って、職員定数を248から278に30人増やすということになっておりますけれども、その増員の数30という根拠というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

今回の定年延長は、今60歳の定年を将来的に65歳まで引き上げると、5歳分引き上げるという定年の延長になるということでございます。

ですので、単純に考えまして当町の職員も5歳分は枠を増やさなきゃいけないというふうに考えたものですから、今いる職員の年齢構成は、高校おりてから19歳から60歳までの職員がいるということで、それは学年でいうと42学年というふうに考えました。42学年いるというふうにして、19歳から60歳までの数を42で割って、1学年何人いるかということ算定しますと、5.6人という数字がでてきましたので、約6人、1学年6人いるということ5年間分延ばすよということ30人ということ、30という数字を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回の改正では、町長の事務部局の職員と教育関係の職員に限定した増員というふうになっています。この2つに限定した理由と、それを考える中において、議会の職員、事務局の職員を増やすという発想はなかったのかということをお願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

30人を増やすに当たりまして、行政需要がどんなふうに伸びているかということも検討させていただきました。町長部局は数字が多いものですから置いておきまして、教育委員会に関しましてはトリビンスプランとか、あと学校のICT化とか、様々なことをやっていると

いうことで、行政需要も伸びているだろうと、町の施策として伸びているだろうというふう  
に考えてさせていただきました。

地方公営企業のことに関しましては、過去、条例を改正、定数を変えさせていただいた経  
過もありますので、今回は上げませんでした。残りを町長の事務部局というふうに割らせ  
てもらったということでございます。

議会に対しては、また新たな行政需要が発生してきたら述べさせていただきますので、今  
回は3人ということにさせていただきます。ただ、議会事務局、議会の事務部局という  
ことでは3人という異動はありませんけれども、議会で持っている事務としましては、監査  
委員の事務部局ということで1名ということで、定数は設けてあります。実際、そこで職員  
として配置はしておりませんので、必要があればそこに職員を配置するということが可能に  
なっておりますので、もうちょっと余裕があるというか、実際の職員配置としては余裕を持  
っているという回答でございます。

以上です。

○議長（大石 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） これで質疑なしと認めます。

本案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（大石 徹君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条、第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した  
議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思います。  
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 徹君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決

定をいたします。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第16、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出書があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で令和4年第4回吉田町議会定例会の全ての日程を終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今日はもう久しぶりに寒い朝を迎えました。いよいよ年の瀬の音が急に大きく聞こえてまいりました。この1年間、議会の皆様にはいろいろとお世話になりました、ありがとうございました。

どうぞ、議会の皆様もよき年をお迎えになり、また来年、元気な顔に接したいと思っております。どうもありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

本日、ここに令和4年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これをもって、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力願いますようお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛をくださいませ、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和4年第4回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時06分